

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 1 月30日
【計算期間】	第 9 期（自平成19年 8 月 1 日 至平成20年 7 月31日）
【ファンド名】	ユーロ・デジタル・ファンド （Euro Digital Fund）
【発行者名】	ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド （Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 ブライアン・ガイエット（Brian Guyett） 取締役 カール・マケネフ（Karl McEneff）
【本店の所在の場所】	アイルランド共和国、ダブリン 2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック 5 （Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号 丸の内北口ビル 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号 丸の内北口ビル 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の平成20年11月28日現在の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 ユーロ = 123.22円）による。

定義

本書の別紙に記載される定義は、文脈上別異に解すべき場合を除き、本書中の用語に適用される。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、アイルランド共和国（以下「アイルランド」という。）の1990年ユニット・トラスト法（以下「ユニット・トラスト法」という。）およびファイナンシャル・レギュレーター（Financial Regulator）（以下「アイルランド金融規制当局」という。）の諸通達に基づき、管理会社と受託会社との間で締結された信託証書（以下「信託証書」という。）によってユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型の認可投資信託である。

ファンドは、ユニット・トラスト法上の適格監督機関であるアイルランド金融規制当局により認可・監督されている。アイルランド金融規制当局による認可は、アイルランド金融規制当局によるファンドの推奨または保証を意味するものではなく、アイルランド金融規制当局が目論見書の内容に責任を持つということでもない。

アイルランド金融規制当局はアイルランド金融規制当局がファンドを認可したことによって、またはファンドの債務不履行に起因してこのファンドに関する法律により与えられる機能をアイルランド金融規制当局が行使することを理由として、責務を負うものではない。ファンドの認可は、ファンドの関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド金融規制当局が保証することを意味するものではない。

受益証券は、アイルランド居住者およびアメリカ合衆国国民（以下「米国人」という。）に対する場合を除き自由に譲渡しうる。受益証券は無額面で、発行に際しては全額払込済であり、優先権または引受権は付されない。

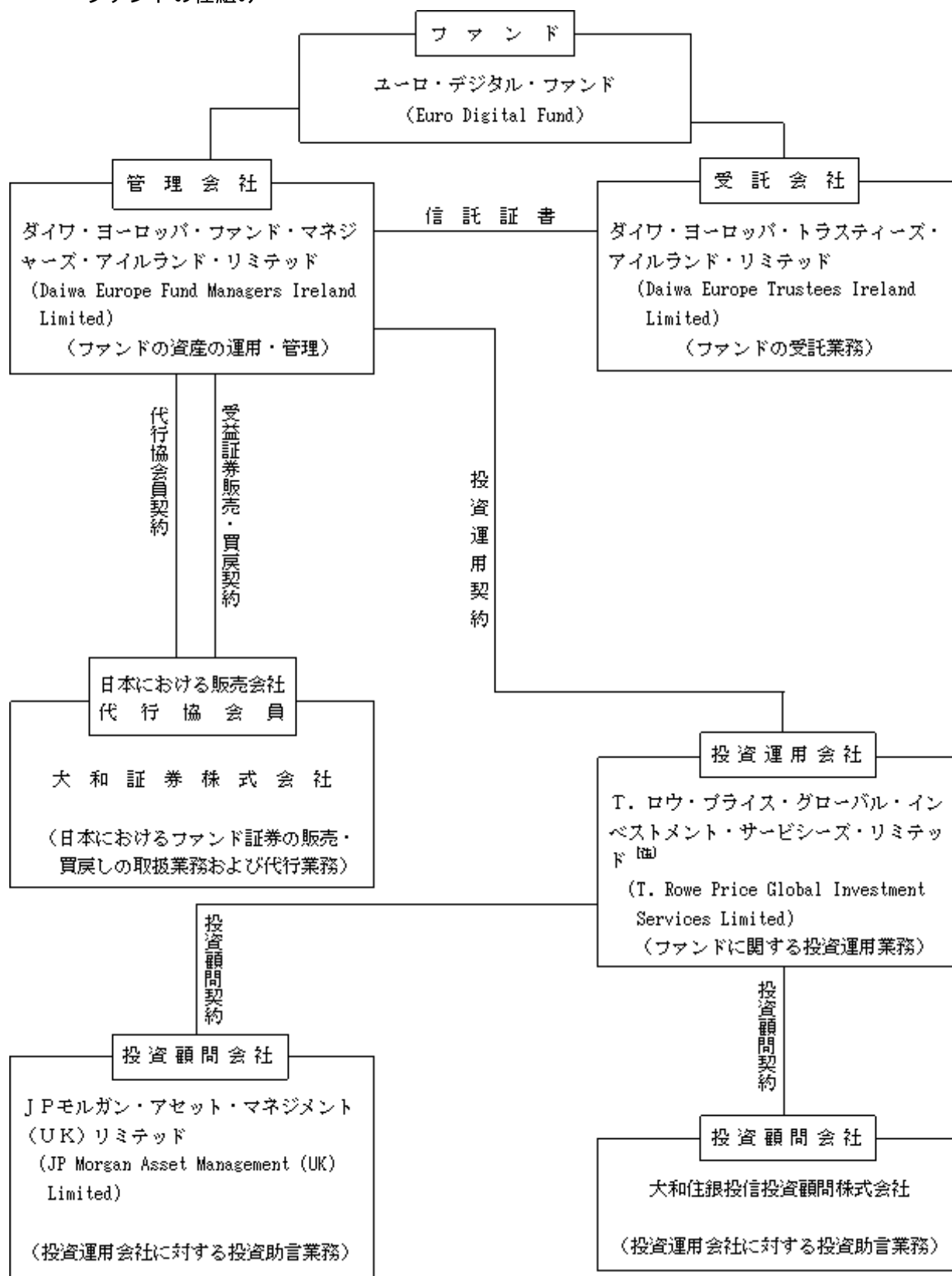
受益証券の端数は発行されない。

ファンドの目的は、成長の可能性を有するヨーロッパにおけるテクノロジー（科学技術）関連事業に投資し、かつヨーロッパの株式および株式関連証券（テクノロジー関連事業に従事するヨーロッパ企業の預託証券（ADRs、GDRs）、転換社債およびワラントを含む。）への投資を通じて長期的な信託財産の成長を達成する機会を、投資者に提供することである。

ファンド証券の発行額には制限がなく、随時発行することができる。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 平成20年12月31日を効力発生日として、T. ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの事業は、T. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド（所在地：英国ロンドン）に譲渡された。なお、本譲渡は、T. ロウ・プライス・グループ・インクの組織再編に対応したものであり、ファンドの投資方針、投資運用プロセスおよび運用体制に変更はない。以下同じ。

管理会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割ならびに契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド (Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited)	管理会社	受託会社との間で平成12年1月14日付信託証書を締結（改正済）。ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻しについて規定している。
ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド (Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited)	受託会社	管理会社との間で平成12年1月14日付信託証書を締結（改正済）。ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻しについて規定している。
T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド (T. Rowe Price Global Investment Services Limited)	投資運用会社	管理会社およびT・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドとの間で平成12年1月27日付投資運用契約（注1）を締結。管理会社のファンドに関する機能、権限、職務、職権、裁量権および特権の一定部分の委任と投資運用業務について規定している。前記「ファンドの仕組み」の注記に記載されている平成20年12月31日付の譲渡の結果、T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドは、ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ（アイルランド）リミテッド、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドおよびT・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドとの間で締結された平成20年12月31日を効力発生日とする平成20年12月12日付更改契約に従って、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドに代わり投資運用会社として業務を行う。
JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド (JP Morgan Asset Management (UK) Limited)	投資顧問会社	投資運用会社との間で平成13年3月30日付投資顧問契約を締結。投資顧問業務について規定している。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
大和住銀投信投資顧問株式会社	投資顧問会社	投資運用会社との間で平成12年1月27日付投資顧問契約を締結。投資顧問業務について規定している。
大和証券株式会社	代行協会員	管理会社との間で平成12年1月17日付で代行協会員契約（注2）を締結。 日本における代行業務について規定している。

（注1）投資運用契約とは、管理会社によって信託証書に基づき委任を認められるファンド資産の運用業務を委任された投資運用会社が、投資目的および制限に従い、ファンドの運用を行うことを約する契約である。

（注2）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、1963 - 2006年会社法に基づき、アイルランドにおいて平成7年4月25日に設立された有限責任会社である。1963 - 2006年会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等商事会社に関する基本的事項を規定している。

管理会社は、アイルランド金融規制当局により投資信託を管理することが認可されている。

（ ）事業の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことである。管理会社は、ファンドのためにファンド証券の発行および買戻し、ファンド資産の管理・運用を行う義務がある。

（ ）資本金の額（平成20年11月30日現在）

授權資本金 400,000スターリング・ポンド（約5,885万円）

払込済株式資本 400,000スターリング・ポンド（約5,885万円）

発行済株式数 400,000株

（注）スターリング・ポンドの円貨換算は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年11月28日現在の対顧客電信売買相場の仲値（1スターリング・ポンド＝147.12円）による。以下同じ。

（ ）会社の沿革

平成7年4月25日設立。

（ ）大株主の状況

（本書提出日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッド	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5	399,999株	99.99%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの目的は、成長の可能性を有するヨーロッパにおけるテクノロジー（科学技術）関連事業に投資し、かつヨーロッパの株式および株式関連証券（テクノロジー関連事業に従事するヨーロッパ企業の預託証券（ADRs、GDRs）、転換社債およびワラントを含む。）への投資を通じて長期的な信託財産の成長を達成する機会を、投資者に提供することである。

（２）【投資対象】

ファンドは、テクノロジーの発展にかかる趨勢および機会から、またヨーロッパにおけるインターネットおよび電子商取引の活用から最も恩恵を受けるヨーロッパの大型、中型、小型の企業に投資することにより、投資目的の達成を追求する。かかる企業は主に以下の分野（セクター）で事業を遂行している。

- IT（情報技術）- ハードウェア
- IT（情報技術）- ソフトウェアおよびサービス
- 通信
- メディア
- 電子、電気機器

ファンドは、主に、オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコおよび英国を含むが、これらに限定されない適格国の公認証券取引所およびその他の規制ある市場に上場されている証券に投資する。

ファンドが投資できる公認証券取引所およびその他の規制ある市場にはナスダック・ヨーロッパ（NASDAQ Europe）（旧名称イースダック（EASDAQ））およびユーロ・ニュー・マーケット（EURO.NM）等の新規市場が含まれる。

ナスダック・ヨーロッパは、ヨーロッパの高成長企業のための株式市場として1996年11月に開設された。成功を遂げたナスダック（NASDAQ）市場をモデルとして、ナスダック・ヨーロッパは、機関投資家および個人投資家に幅広くアクセス手段を提供する。

EURO.NMは、1996年に開設され、高成長企業の株式市場を統合するネットワークを展開するため規制ある市場の全ヨーロッパにおけるグループ化を行っている。現在、ベルギー、フランス、ドイツ、オランダおよびイタリアの取引所がメンバーである。

テクノロジー・セクターは、絶えず変革を遂げかつ新たな事業構築を行っており、こうした変化を利用するため、入念な株式銘柄の選択およびポートフォリオの構築が要求される。

厳密な株式銘柄選定プロセスを通じ、適切な投資が確認される。投資運用会社は、定量分析および定性分析を組み合わせることで利用し、今後成長が期待される企業を見極めることを目的とし、三段階の分析過程を通じて市場の各分野（セクター）における最も魅力的な株式銘柄を見極める。

- 1) 定量スクリーニングとして、財務状況、市場動向および投資予定証券の投資価値に関する分析を行う。これは、継続的にマイナスのリターンを生じやすい銘柄と継続的にプラスのリターンを生み出しそうな銘柄の判別に用いられる。
- 2) ファンダメンタル・リサーチとして、経営陣の質、商品力および価格競争力等の要因に鑑みて定性的な分析を行う。これは、競争相手の実績を上回ることを可能にする特性を有する企業の判別に適用される。
- 3) テーマおよび経済上の検証として、グローバル化に伴う人口統計および長期インフレ動向等の構造的要因の分析を行う。これは、個別銘柄または各セクターのパフォーマンスに影響を及ぼす主要な戦略的展開を判別するために適用される。

ファンドの実績は、FTSE ワールド・ヨーロッパ・インデックスをベンチマークとして評価される。管理会社の意向により、ファンドの実績は、適切な全ヨーロッパにおけるテクノロジー関連のイン

デックスに対しても評価される。

ファンドは、効率的なポートフォリオ運用を目的として、発行時および後日引渡証券に投資することができる。

ファンドの純資産価格は、ユーロ建てで計算される。しかし、ファンドは、スターリング・ポンド等の他の通貨建ての資産を保有することがある。ファンドは、原則として、為替リスクに対する防御を目的として為替ヘッジを行わない。ただし、例外的な場合、ヘッジ戦略は、本書別紙Aに記載されるアイルランド金融規制当局の定める制限内において使用することができる。

ファンドの投資目的は、受益者通常集会の議決権の過半数に基づく受益者の承認なくして変更することができない。投資目的または投資方針の変更の場合、合理的な通知が、かかる変更の遂行前に受益者に提供される。

効率的なポートフォリオ運用

適用法により許容される場合、ファンドは、アイルランド金融規制当局の定める条件および制限内で、先物、オプション、ワラント、株式貸付等の技法および手段を利用することができる。ただし、かかる技法および手段は、ヘッジ等効果的なポートフォリオ運用のために使用される。かかる技法および手段の使用に関しアイルランド金融規制当局が定める条件および制限については本書別紙Aに記載されている。ファンドが効率的なポートフォリオ運用のために利用するワラントには、別紙Aに記載されるオプションの利用に関するアイルランド金融規制当局の定める条件および制限が適用される。適用法により許容される場合、ファンドは、その資産および負債の管理上の観点から、本書別紙Aに記載されるアイルランド金融規制当局の定める条件および制限内で、為替リスクまたは金利リスクに対する防御をもたらす技法および手段を利用することができる。

（３）【運用体制】

管理会社およびT・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドとの間の平成12年1月27日付投資運用契約に従って、管理会社は、ファンドのために投資助言業務を提供する投資運用会社としてT・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッド（「TRPGAM」）を指定している。当該投資運用契約は存続期間の定めがなく、一方当事者の他方当事者への書面による90日前の通知により解約することができる。前述のとおり、平成20年12月31日を効力発生日としてTRPGAMの事業がT・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド（「TRPGIS」）に譲渡された結果、また、平成20年12月31日を効力発生日とする管理会社、TRPGAMおよびTRPGISとの間の投資運用契約の更改契約に従って、TRPGISは、ファンドの投資運用会社として取り扱われる。

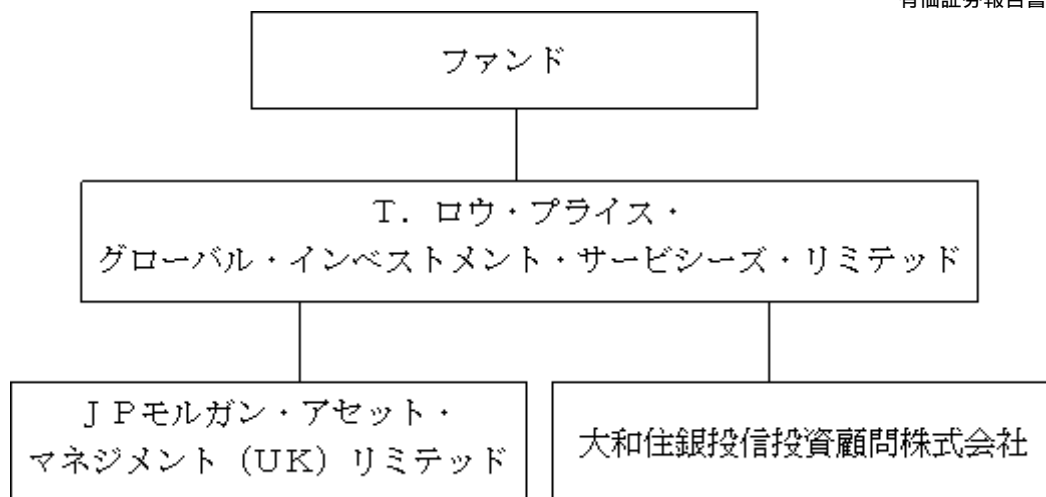
TRPGISは、ファンドのための投資顧問会社として大和住銀投信投資顧問株式会社とJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「JPMAM」）を選任しており、これら各社は、平成20年12月31日を効力発生日としてTRPGAMによりTRPGISに対し事業譲渡された個別の投資顧問契約に基づきTRPGISに対し投資顧問サービスを提供する。

投資運用会社であるTRPGISは、平成12年3月23日に英国で設立され、その登記上の事務所を連合王国、ロンドンEC4N 4TZ、クイーン・ビクトリア・ストリート60番に有している。TRPGISは、英国ロンドンと米国メリーランド州ボルティモアとでポートフォリオ運用業務を行っている。TRPGISは、金融サービス持株会社であるT・ロウ・プライス・グループ・インクの全株所有子会社である。この企業組織（「T・ロウ・プライス」または「本会社」と総称する。）にはTRPGISのほかに、規制を受ける多くの投資委託会社が存在する。TRPGISは、英国金融サービス機構の規制を受けている。

TRPGAMは、事業譲渡前の平成20年11月30日現在において、運用資産として170万米ドルを保有していた。同様に、TRPGISは、平成20年11月30日現在、運用資産として1,870万米ドルを保有していた。

（ ）運用体制

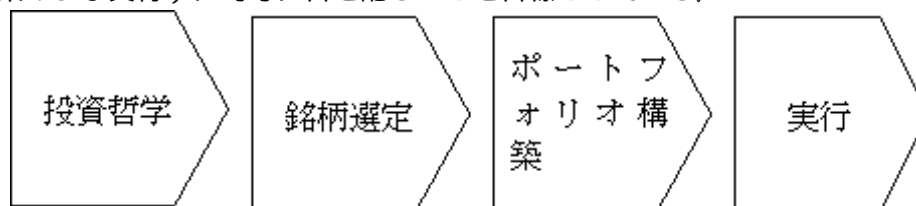
平成20年12月31日現在のファンドの運用体制は、以下のとおりである。



- （ ）ファンドの資産運用に関する方針は、一般的に以下の過程に従って決定される。（本書に記載されているとおり、ファンドの運用は、JPMAMに委任されている。）

ボトム・アップ銘柄選定は、スタイル分析、ファンダメンタル・リサーチおよび秩序だった正式なリスク・コントロールとその実施の適用に基づいた高度に体系的な投資プロセスの手段である。さらに、ファンドの運用に対する明確で秩序だったチーム・アプローチは、各個人のアイデアがオープンに検討されることを確保するよう構築されており、したがって、最善のアイデアがポートフォリオに反映される。

秩序だったボトム・アップ投資プロセスは、投資プロセスの全段階（銘柄選定、ポートフォリオ構築および実行）に均等に目を配ることを目標としている。



独自の定量的ツールは、汎欧州市場の2,000超の株式銘柄の価値と成長の特徴を継続的に吟味するために利用される。ファンドが追求する特徴を有するテクノロジー関連株は、その際認定される。重視する具体的な特徴は、価値、成長およびニュースフローである（収益の改訂およびプライス・モメンタム）。

モデルのアウトプットは、JPMAMにより、ファンダメンタル分析を用いて実行される（例えば、評価、バランス・シート/リクイディティ、ニュース・フロー）。

- （ ）義務および権限

日々の決定はJPMAMによって行われるが、ファンドのポートフォリオの運用についての究極的な責任はTRPGISにある。

- （ ）ミーティング、委員会またはその他の内部組織

T. ロウ・プライスは、一般的には各企業体がその事業活動とコンプライアンス・プロセスに第一義的責任を有する分権的なコンプライアンス体制を維持している。各企業体内のコンプライアンス連携事務所は、各々の企業体内でコンプライアンス・プログラムを開発し、監視する責任を負っている。各企業体のコンプライアンス・プログラムは、コンプライアンス担当取締役が精査する。また、コンプライアンス・コーディネーション委員会は、T. ロウ・プライスのコンプライアンス・プログラムに関し、コンプライアンス担当取締役に対し継続的フィードバックとガイダンスを提供する。さらに、コンプライアンス担当取締役は、社内監査と協調して、各企業体のコンプライアンス活動について定期的に精査する。

コンプライアンス・プログラムの一環として、証券法、顧客契約上の義務、T. ロウ・プライスの倫理および管理規定の違反を防止し、発見するための処理手続の的確性と実施を確実にする責任

を負う数々のグループがT・ロウ・プライス内に存在している。かかるグループには、法務／コンプライアンス、国際コンプライアンス、投資オペレーション、ポートフォリオ運用、内部監査がある。自動化されたプロセスとマニュアル・プロセスとが利用されている。投資制限は、取引前後のベースで監視されている。

そのほか、T・ロウ・プライスは、リスク管理上の様々な側面を監視する一定の委員会を備えている。これら委員会は、下記のとおりであり、すべてT・ロウ・プライスの上席業務執行役員がメンバーである。

- ・株式・確定利付証券国際運営委員会（26名）― 投資方針の設定およびパフォーマンスと投資スタイルの一貫性の監視を担当する。
- ・国際コンプライアンス委員会（13名）― コンプライアンス監査報告書の精査を含む国際業務に渡るコンプライアンスの監視および監督当局による現行の促進事項の監視を担当している。
- ・株式プロカレッジおよびトレーディング・コントロール委員会／確定利付プロカレッジおよびトレーディング・コントロール委員会（26名）― プロカレッジの配分、最善の取引執行の検討に責任を負う。
- ・コンプライアンス監督委員会（20名）― 特定のコンプライアンスの必要性を見極めること、年間のコンプライアンス協議事項の検討と承認、および前年の協議事項に基づいた推移の検討を担当する。

さらに、T・ロウ・プライスは、自然、技術上または人間的脅威によって引き起こされたいずれかの事務所の混乱に起因する潜在的なリスクや被害の軽減と解消のほか、最も重要な業務機能の営業上の一貫性を維持することも実行している。その結果、T・ロウ・プライスは、業務の継続性に関係する一切の活動に関わる最終的意思決定機関として機能する業務継続運営委員会を含む社内的な業務継続組織を設置している。T・ロウ・プライスの業務継続計画の目的には下記への備えが含まれる。障害または危機の期間中の従業員の安全、福利厚生、指導の備え、職務上の最重要データやシステムの整合性、防御、オフサイトのバックアップの確保、および規制や監査上の義務と指針の遵守の維持。

本会社全体のコンプライアンス体制、取引前後の監視プロセス、業務継続計画、上席業務執行役員の監視は、T・ロウ・プライスによるその顧客に対する義務を充足することへの総合的なコミットメントの礎石である。

前述のとおり、TRPGISは、ファンドの資産の投資運用について助言し、一任ベースで引き受けるべくJPMAAMを指定している。JPMAAMは、4人で構成されるコンプライアンス監視チームを含む専任のコンプライアンス部門を備えている。同監視チームは、JPMAAMの運用活動が規制上の要件を遵守することを確保する総合的な監視プログラムを履行し、維持する。

JPMAAMのコンプライアンスは、T・ロウ・プライスの国際コンプライアンスに対し、ファンドに関する6か月毎のコンプライアンス誓約書を差し出す。かかる誓約書には、ファンドの投資目的と制限、マネーロンダリング、インサイダー取引規則、投資処理手続、ポートフォリオ見直し手続、デリバティブの利用に関する処理方法、苦情、違反、誤りの報告に関する処理方法、グループ基準と従業員取引の規則の遵守が含まれる。そのほか、T・ロウ・プライスの国際コンプライアンス・チームのメンバーは、JPMAAMのコンプライアンスが遂行した業務を独自に評価するため、JPMAAMへの定期的訪問を行っている。

TRPGISは、ファンドのための適切な投資に関連してTRPGISに対し一般的な非一任ベースの投資顧問業務サービスの提供を受ける目的で大和住銀投信投資顧問株式会社を指名している。大和住銀投信投資顧問株式会社は、昭和48年6月1日に設立され、〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目2番1号にその主たる事務所を有している。その授權株式資本は、1,280万株で、その内385万株が発行払込済である。

大和住銀投信投資顧問株式会社は、主に株式会社大和証券グループ本社、株式会社三井住友銀行とその関連会社およびTRPHコーポレーション（T・ロウ・プライス・アソシエーツ・インクが全株所有する）がその株式を所有する会社である。その主要業務は、投資運用業、投資助言・代理業であり、平成20年9月末日現在の運用資産は約4.6兆円相当である。

TRPGISは、ファンド資産の投資一任勘定による運用について助言を提供するためJPMAMも指名している。JPMAMは昭和49年2月27日に連合王国で設立され、連合王国、ロンドンEC2Y5AJ、ロンドン・ウォール125にその登記上の事務所を有している。その授權株式資本は、額面1ポンドの普通株式2,400万株で、平成20年11月末日現在、2,400万株が発行払込済である。

JPMAMは、JPモルガン・アセット・マネジメント・グループの一部で、究極的にはJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーによって所有されている。JPモルガン・アセット・マネジメント・グループは、世界各地の政府、法人、財団、基金、個人に対し金融専門知識を提供する有数のグローバルな投資運用会社である。平成20年9月末日現在、JPモルガン・アセット・マネジメント・グループは、1兆2,000億ドル相当の価値の資産に関し投資顧問業務サービスを提供していた。

（４）【分配方針】

管理会社は、受託会社、投資運用会社および投資顧問会社と協議の上で、分配金を支払うか否かおよびその範囲を決定することができる。分配金は、宣言される場合、分配日（毎年9月の最終営業日）および管理会社が受託会社、投資運用会社および投資顧問会社との協議の上で決定する他の日に宣言され、また管理会社が分配金の支払をそのように決定した場合、管理会社は、当該分配宣言日直前の営業日現在の登録受益者に対し当該分配金を支払う。分配金は、分配宣言後1か月以内に支払われる。分配金は、配当、利息等の純利益の中から宣言され、また適正な分配金配分水準を維持するために必要とみなされる場合、信託証書の規定により適切とされる調整を条件として、実現および未実現の純キャピタルゲインの中から宣言される。分配されないファンドのすべての利益および実現・未実現の純キャピタルゲインは、ファンドの投資方針に基づき投資される。

分配金の支払には、当該時の分配期間中のファンドの純利益と実現・未実現の純キャピタルゲインを表示する受益証券買付申込価格の金額（存在する場合）に相当する元本額が含まれることがある。支払期日から6年以内に請求されない分配金は失効し、ファンドに帰属する。

日本人以外の受益者に支払われる分配金は、当該受益者の指定する口座宛ての銀行電信振替により支払われる。ファンドは、すべての分配支払コストを負担する。

日本国内では、受益証券の保有が販売会社に委託される場合、分配金は、ファンドからの分配金の受領後当該販売会社により受益者に支払われる。

（５）【投資制限】

ファンドに適用される投資制限は以下に定めるとおりである。管理会社は、投資運用会社の助言に基づいて、受託会社の書面による承認を得ておよびアイルランド金融規制当局への通知後、ファンドの投資対象が保有されているまたはファンド受益証券が販売された国の法令に従うため、受益者の利益と矛盾せず、またはその利益に資する投資制限を随時追加することができる。

ファンド資産は、ユニット・トラスト法上認められた投資対象にのみ投資され、同法上の制限および限度ならびに以下に定める投資制限に従う。

- (1) ファンドは、ファンドの純資産総額の10%を超えて公認の証券取引所で取引または値付けされていない証券に投資することができない。
- (2) ファンドは、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する証券に投資することができない。ただし、ファンドは、欧州連合加盟国の政府またはその地方公共団体、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、スイス、ノルウェーの各政府、欧州投資銀行、欧州共同体、欧州石炭鉄鉱共同体、欧州原子力共同体、世界銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行が発行または保証する譲渡性のある証券およびアメリカ合衆国の全面的な信用力に裏付けられた証券にファンドの純資産総額の100%を上限として投資するためアイルランド金融規制当局の承認を受けている。
- (3) ファンドは、一発行会社のいかなる種類の証券もその10%を超えて保有することができない。
- (4) ファンドの純資産総額の10%を超えていかなる一団体に寄託することができない。ただし、この制限は、以下の団体によって発行された証券またはこれらによって保持または保証された資金の場合は30%までとする。

() 欧州連合の信用機関

- () 欧州経済地域(「E E A」)加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可された銀行
 - () 欧州連合加盟国またはE E A加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)によって認可された銀行、またはオーストラリアもしくはニュージーランドで認可された銀行
 - () 受託会社
- (5) (2)および(4)の目的上、関連会社は、単一の発行体とみなされる。
- (6) ファンドの純資産額の少なくとも50%は、常時日本の金融商品取引法上の「有価証券」の定義に該当する有価証券に投資される。
- (7) ファンドは、発行体の経営に重大な影響を行使できることとなるような議決権株式には投資することができない。
- (8) 管理会社が数個のファンドを運用している場合、管理会社は、それらのファンドのために、発行体の経営に重大な影響を行使できることになる議決権株式を取得することができない。
- (9) ファンドは、証券の空売りを行うことができず、またショート・ポジションを保持することができない。ただし、ファンドは、効率的なポートフォリオの運用を目的として、アイルランド金融規制当局の定める制限に従い、先物取引および先渡取引(ならびにこれらに関するオプション)に関し、当初の証拠金および継続証拠金を預託することができる。
- (10) ファンドが借入れを行う場合、その総額がファンドの純資産総額の10%を超えないものとする。
- (11) ファンドは、ファンドの純資産総額の5%を超えてワラントに投資することができない。
- (12) ファンドは、以下の条件に従い、他のオープン・エンド型投資信託の受益証券を取得することができる。
- () ファンドは、ファンドの純資産総額の20%を超えてかかる投資信託に投資することができない。
 - () ファンドが同一の管理会社または関連もしくは関係会社によって管理運用される投資信託の受益証券に投資する場合、当該投資の対象となる投資信託の管理会社は、受益証券の取得に関連して自己の勘定で請求できる前払/当初手数料を放棄しなければならない。
 - () 他の投資信託の受益証券への投資によりファンドの投資運用会社または投資顧問会社が手数料を受領する場合、かかる手数料は、ファンドの資産に払い込まなければならない。
- ファンドの支配できない理由により、または引受権の行使の結果として、上記の各比率を超えた場合、投資運用会社は証券の売却に際して受益者の利益を考慮の上優先的にかかる事態を是正しなければならない。
- ファンドの資産が随時投資され得る証券取引所およびその他の規制ある市場のリストは、アイルランド金融規制当局の要請に従って、信託証書に掲載される。アイルランド金融規制当局は承認した市場のリストを発表していない。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンドの投資者は、ファンドへの投資に伴う以下のリスクを認識すべきである。ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。ファンドへの投資はリスクを伴い、受益証券の価格は上昇することも下落することもある。

ファンドは、発行日、確定日またはスタンバイ取引ベースで証券を購入することができる。発行日、確定日またはスタンバイ取引ベースで購入した証券は、交付前に市場価格が下落または上昇することがある。

ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のために特定の技法および手段を使用することができる。かかる技法および手段はリスクを伴い、その使用が成功するという保証はない。

投資しようとする者は、ファンドへの投資に伴う税務上のリスク、さらには「課税上の取扱い」に記載されている詳細に注意を払うことを要する。

ファンドの投資方針は、ファンドの資産のほぼすべてがテクノロジー関連事業に投資される旨規定している。その結果、ファンドのリターンは、特にかかる事業に影響を及ぼす要因により大きく左右されることになる。

ファンド資産の価格は、国際的な政治上の展開、国家政策の変更、税務上の取扱いの変更、海外投資への制限、為替管理、為替変動および投資を行うことがある各国の法令にかかるその他の事態等の不確実な事態の影響を受ける。さらに、法制的インフラストラクチャ、投資が行われることがある一定の国々の会計、監査および報告基準は、一般に主要な証券市場に適用ある投資者保護または投資者への情報と同程度のものを提供することはない。

ファンドが投資できる公認の証券取引所には、流動性を欠き、不十分な流動性または随時高い不安定性を示すものがある。このことは、ファンドが買戻請求または他の資金調達要求を満たすためポジションを解約できる価格に影響することがある。

ファンドが投資できるいくつかの公認の証券取引所における取引および決済慣行は、より発展した市場における慣行と同一ではないことがある。このことにより、ファンドが行う投資対象の処分の決済リスクまたは遅滞という結果が増大することがある。

ファンドが投資できる各国のいくつかの市場における各地の保管事務は、より発展した各国の市場とは同一ではないことがある。また、かかる市場における取引に伴う取引および保管リスクがある。

ファンドは、主としてファンドの基準通貨建ての投資対象に投資するが、かかる基準通貨に対して下落することがある他の通貨建ての資産に投資し、収益を受領し、または費用を支払うことがある。ファンドは、基準通貨で純資産価格を計算し、分配金を支払いかつ買戻しを行うため、受益証券の価格に影響する為替リスクがある。

受益証券の価格および受益証券からの収益は、ファンドの純資産価格の変動を反映して下落し、また上昇することがある。

ある一時点において、販売手数料の賦課に起因して発行価格と買戻価格に差異が生じることがあり、投資は、中長期的に検討されるべきである。

リスクに対する管理体制

TRPGISは、英国ロンドンと米国メリーランド州ボルティモアにおいてポートフォリオ運用業務に従事している。TRPGISは、両地域に渡りモニタリングとコンプライアンス上の監視体制を維持している。TRPGISのコンプライアンス担当取締役は、ロンドンを本拠地としており、TRPGISとその他顧問業務関連会社（以下、総称して「T. ロウ・プライス」または「本会社」という。）に対する一定の監視責任を負うコンプライアンス専門家チームを設置している。同チームは、最善の取引執行、取引配分、研修と資格付与を含む多くの項目に対応するよう設計された総合コンプライアンス・プログラムを維持する責任を負っている。

メリーランド州ボルティモアを本拠地としている本会社全体のコンプライアンス担当取締役は、T. ロウ・プライスの総合的なコンプライアンス・プログラムを整合し、監視する。T. ロウ・プライスは、一般的には各企業体がその事業活動とコンプライアンス・プロセスに第一義的責任を有する分権的な

コンプライアンス体制を維持している。各企業体内のコンプライアンス連携事務所は、各々の企業体内でコンプライアンス・プログラムを開発し、監視する責任を負っている。各企業体のコンプライアンス・プログラムは、コンプライアンス担当取締役が精査する。また、コンプライアンス・コーディネーション委員会は、T. ロウ・プライスのコンプライアンス・プログラムに関し、コンプライアンス担当取締役に対し継続的フィードバックとガイダンスを提供する。さらに、コンプライアンス担当取締役は、社内監査と協調して、各企業体のコンプライアンス活動について定期的に精査する。

コンプライアンス・プログラムの一環として、証券法、顧客契約上の義務、T. ロウ・プライスの倫理および管理規定の違反を防止し、発見するための処理手続的確性と実施を確実にする責任を負う数々のグループがT. ロウ・プライス内に存在している。かかるグループには、法務/コンプライアンス、国際コンプライアンス、投資オペレーション、ポートフォリオ運用、内部監査がある。自動化されたプロセスとマニュアル・プロセスとが利用されている。投資制限は、取引前後のベースで監視されている。

そのほか、T. ロウ・プライスは、リスク管理上の様々な側面を監視する一定の委員会を備えている。これら委員会は、下記のとおりであり、すべてT. ロウ・プライスの上席業務執行役員がメンバーである。

- ・株式・確定利付証券国際運営委員会（26名）― 投資方針の設定およびパフォーマンスと投資スタイルの一貫性の監視を担当する。
 - ・国際コンプライアンス委員会（13名）― コンプライアンス監査報告書の精査を含む国際業務に渡るコンプライアンスの監視および監督当局による現行の促進事項の監視を担当している。
 - ・株式ブロカレッジおよびトレーディング・コントロール委員会/確定利付ブロカレッジおよびトレーディング・コントロール委員会（26名）― ブロカレッジの配分、最善の取引執行の検討に責任を負う。
 - ・コンプライアンス監督委員会（20名）― 特定のコンプライアンスの必要性を見極めること、年間のコンプライアンス協議事項の検討と承認、および前年の協議事項に基づいた推移の検討を担当する。
- さらに、T. ロウ・プライスは、自然、技術上または人間的脅威によって引き起こされたいずれかの事務所の混乱に起因する潜在的なリスクや被害の軽減と解消のほか、最も重要な業務機能の営業上の一貫性を維持することも実行している。その結果、T. ロウ・プライスは、業務の継続性に関係する一切の活動に関わる最終的意思決定機関として機能する業務継続運営委員会を含む社内的な業務継続組織を設置している。T. ロウ・プライスの業務継続計画の目的には下記への備えが含まれる。障害または危機の期間中の従業員の安全、福利厚生、指導の備え、職務上の最重要データやシステムの整合性、防御、オフサイトのバックアップの確保、および規制や監査上の義務と指針の遵守の維持。

本会社全体のコンプライアンス体制、取引前後の監視プロセス、業務継続計画、上席業務執行役員の監視は、T. ロウ・プライスによるその顧客に対する義務を充足することへの総合的なコミットメントの礎石である。

前述のとおり、TRPGISは、ファンドの資産の投資運用について助言し、一任ベースで引き受けるべくJPMAAMを指定している。JPMAAMは、4人で構成されるコンプライアンス監視チームを含む専任のコンプライアンス部門を備えている。同監視チームは、JPMAAMの運用活動が規制上の要件を遵守することを確保する総合的な監視プログラムを履行し、維持する。

JPMAAMのコンプライアンスは、T. ロウ・プライスの国際コンプライアンスに対し、ファンドに関する6か月毎のコンプライアンス誓約書を差し出す。かかる誓約書には、ファンドの投資目的と制限、マネーロンダリング、インサイダー取引規則、投資処理手続、ポートフォリオ見直し手続、デリバティブの利用に関する処理方法、苦情、違反、誤りの報告に関する処理方法、グループ基準と従業員取引の規則の遵守が含まれる。そのほか、T. ロウ・プライスの国際コンプライアンス・チームのメンバーは、JPMAAMのコンプライアンスが遂行した業務を独自に評価するため、JPMAAMへの定期的訪問を行っている。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

投資者は、受益証券の発行価格の3.0%を上限とする販売手数料（購入された受益証券の発行価格に付加する。）を支払うことを要求される。かかる販売手数料は、販売会社に対しまたはその裁量で支払われる。

日本国内における申込手数料

受益証券の申込みにあたって申込手数料が、以下のとおり課される。

申込口数		申込手数料
100口以上	10,000口未満	申込金額の3.150%（税抜3.0%）
10,000口以上	100,000口未満	申込金額の2.100%（税抜2.0%）
100,000口以上	1,000,000口未満	申込金額の1.050%（税抜1.0%）
1,000,000口以上		申込金額の0.525%（税抜0.5%）

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻手数料は請求されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻手数料は請求されない。

（３）【管理報酬等】

< 管理会社、受託会社、投資運用会社および代行協会員の報酬 >

ファンドは、管理会社および受託会社に報酬を支払う。管理会社および受託会社の報酬総額は、ファンドの純資産価額の年率1.8%（付加価値税があれば、加算する。）を超えないものとする。かかる報酬は毎日計上され、各四半期末に後払いされる。管理会社は、投資運用会社、日本における販売会社および代行協会員の報酬を、ファンドから受領した報酬から支払う。また、投資運用会社は投資顧問会社に対し報酬を支払う。代行協会員および日本における販売会社は、ファンドの管理事務費用から直接にその諸費用の払戻しを受ける。管理会社は、その報酬に加え、すべての管理事務費用の支払を受けることができ、かかる費用はファンドから管理会社に対し支払われる。受託会社は、ファンドからその支出額の払戻しを受けることができ、これには副保管銀行の報酬および支出額が含まれる。副保管銀行の報酬は、通常の商取引上の料率で請求される。

「管理費用」には、ファンドの設立もしくはその管理に関して、管理会社がファンドの代理人となる訴訟またはその他の理由において、管理会社に発生する必要な一切の費用および経費（実費、弁護士等報酬を含むが、これらに限定されない。）を賄うため、ファンドから支払われる金額を含む。これにはまた、受益者に対するいかなる様式での通知書（報告書、目論見書および新聞公告等を含むがこれに限定されない。）の翻訳費用を含む費用、手数料および経費、ならびに管理会社との契約により生じる、管理事務代行会社^{（注）}、登録事務代行会社^{（注）}、投資運用会社、投資顧問会社、日本における販売会社または代行協会員の報酬、費用、手数料、経費および一切の合理的支出金にかかる付加価値税（もしあれば）も含まれる。

平成20年7月31日に終了した会計年度にファンドが管理会社に支払った管理報酬、投資顧問報酬、副投資顧問報酬、代行協会員報酬および管理費用は、629,237ユーロであった。

「支出額」とは、受託会社に関し、信託証書の条項に従い指名された副保管銀行の手数料および立替費用を含むがこれに限定されない、信託証書に基づく受託業務に関連して受託会社が適切に支払った一切の支出金、受託業務およびファンドの管理（その設立を含む。）ならびにこれらに付随・関連するすべての事項に関連して負担し、または蒙るおそれのあるあらゆる種類の経費、課徴金および費用、ファンド（その設立を含む。）に関連し、またはこれにより生じ、または蒙った一切の弁護士報酬その他の専門家の費用、ならびに、受託会社がその権限の行使または義務の履行により負担する付加価値

税の支払義務を含む。

平成20年7月31日に終了した会計年度にファンドが支払った受託会社報酬は、10,666ユーロであり、副保管銀行報酬は、75,340ユーロであった。

（注）ファンドには、管理事務代行会社、登録事務代行会社は任命されていない。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、訴訟に関してファンドに発生した費用について責任を負う。信託証書の規定に従い、ファンドによるまたはファンドのための訴訟に関して発生した支出および費用の発生を含む一定の場合、ファンドは受託会社に対しこれを補償する。管理会社は、ファンドによるまたはファンドのための訴訟に関して管理会社に発生した支出および費用をファンドから回収する権限を有する。

ファンドが支払う費用には以下のものが含まれる。

- （イ）監査人および会計士の報酬
- （ロ）弁護士報酬
- （ハ）商業銀行、ストック・ブローカーまたは企業財務手数料（借入金利息を含む。）
- （ニ）関係当局が課す公租公課その他の課徴金
- （ホ）ファンド証券に係る一切の報告書、証明書、購入確認書および受益者に対する通知書の作成、翻訳および配布のための費用
- （ヘ）ファンド証券の公認の証券取引所への上場認可または認可の申請および上場規制の遵守に関して生じる手数料および費用
- （ト）他の地域でのファンドの認可の取得または登録に関して生じる手数料および費用
- （チ）保管および譲渡のための費用
- （リ）受益者集会の費用
- （ヌ）保険料
- （ル）ファンド証券の発行または買戻しに伴う事務的費用を含むその他の費用
- （ヲ）ファンドまたはファンド証券の募集を管轄する一切の関係当局（各地の証券協会を含む。）に対する信託証書ならびに届出書、目論見書、説明書、年次報告書、半期報告書および臨時報告書等ファンドに関するその他のすべての書類を必要とされる言語により作成、印刷しまたは届出するための費用、および受益者に対する上記文書の配布費用
- （ワ）ファンド証券の販売に関する広告費用
- （カ）関連する地域における地方紙による通知の公告費用

上記にはいずれも付加価値税が加算される。上記の費用はすべて、ファンドまたは受益証券の募集を管轄するアイルランド、日本その他の国においてファンドが支払う。

ファンドの設立コストは、ファンドの資産から支払われ、ファンドの日々の平均純資産価額の0.02%の料率で償却される。設立コストの償却期間は、ファンドの純資産価額に依拠する。管理会社は、設立コストが5年以内の期間に償却される旨決定している。すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いで純キャピタル・ゲイン、最後にファンド資産から控除される。

平成20年7月31日に終了した会計年度にファンドが支払ったその他の費用は、79,760ユーロであった。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。ファンド証券は、アイルランド証券取引所に上場されている。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- （２）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。）については、分離課税となり、20%（所得税15%、地方税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されない。
- （３）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。）については、20%（所得税15%、地方税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。
- （４）法人の益金不算入の適用は認められない。
- （５）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- （２）個人がファンドの分配金を受け取る場合、その課税方法は以下のとおりとなる。

平成21年１月１日以後に個人に支払われるファンドの分配金に対して確定申告を行う場合、受益者は、申告する上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の配当所得の金額の合計額について、総合課税に加え、申告分離課税を選択することができる。平成21年１月１日から平成22年12月31日までの間は、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については10%（所得税７%、地方税３%）の税率、100万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税５%）の税率となる（平成23年１月１日以降、申告分離課税を選択した場合の税率は、一律20%（所得税15%、地方税５%）となる。）。申告不要を選択した場合は源泉徴収（平成21年１月１日から平成22年12月31日までは10%（所得税７%、地方税３%）、平成23年１月１日以降は20%（所得税15%、地方税５%）の税率となる。）された税額のみで課税関係は終了する。ただし、その年における上場株式等の一定の配当等の金額の合計額が100万円を超える受益者については、当該受益者がその年中に受取った上場株式等の配当等について、申告不要とすることはできない。申告分離課税を選択した配当所得は上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能である。
- （３）平成21年３月31日までに法人がファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。）を受け取る場合は、７%（所得税のみ）の源泉徴収が行われる（平成21年４月１日以降の源泉徴収税率については、15%（所得税のみ）となる。）。法人の益金不算入の適用は認められない。
- （４）個人が受益証券を譲渡・買戻し請求した場合、その課税方法は以下のとおりとなる。

受益証券の譲渡価額（邦貨換算額）から当該受益者の取得価額（邦貨換算額）を控除した金額が株式等の譲渡所得等の金額となり、平成21年１月１日から平成22年12月31日までの間の譲渡所得等の金額に対しては、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については10%（所得税７%、地方税３%）の税率、500万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税５%）の税率となる（平成23年１月１日以降の税率は一律20%（所得税15%、地方税５%）となる。）。申告不要を選択した場合は源泉徴収（平成21年１月１日から平成22年12月31日までは10%（所得税７%、地方税３%）、平成23年１月１日以降は20%（所得税15%、地方税５%）の税率となる。）された税額のみで課税関係は終了する。ただし、その年における上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える受益者については、当

該譲渡所得等につき、申告不要とすることはできない。譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益および上場株式等の配当所得との損益通算が可能である。

(5) 受益証券は特定口座において取扱うことができる。

(6) 分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いは変更されることがある。

(B) アイルランド

以下の情報は排他的ではなく、法律上または税金上のアドバイスを構成するものではない。投資を予定する者は、税務上従うべき法域の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、転換または処分につき自己の専門アドバイザーに相談すべきである。

以下は、本書において企図される取引に関連するアイルランドの税法および実務の一部を要約するものである。これは、現在有効な法律、実務および公的解釈に基づくものであり、変更される可能性がある。

ファンドがその投資対象（アイルランドの発行体の証券を除く。）につき受領する配当、利益およびキャピタル・ゲイン（もしあれば）は、投資対象の発行体が所在する国の源泉徴収税を含む租税の対象となる場合がある。ファンドは、アイルランドおよび当該国間の二重課税に関する合意における源泉徴収の割引税率の利益を享受できないものとする。将来において当該基準が変更され、低い税率を理由にファンドに対する返金が行われる場合、純資産価額は再算定されず、利益は返金時に按分して既存の受益者間で配分される。

管理会社は、ファンドが税務目的上アイルランド居住者となっていることから、ファンドおよび受益者の課税基準が以下の通りである旨助言されている。

ファンド

ファンドの受託会社がアイルランドの税務上の居住者とみなされる場合、ファンドは、税務上アイルランド居住者とみなされる。管理会社は、ファンドの業務がファンドが税務上アイルランド居住者であることを確実にする方法で行われることを意図している。

管理会社は、ファンドが租税法第739条Bに定義されている投資信託として適格性を有しているとの確認を得ている。現行のアイルランドの法律および慣行に基づき、ファンドは、ファンドの収入および利益にアイルランドの税金を課せられないものとする。

ただし、ファンドに「課税事由」が発生した場合には課税することができる。課税事由には、受益者に対する分配金の支払、または受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡またはみなし処分（みなし処分は関連する期間の満了時に生じる。）が含まれる。課税事由の発生時にアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関して課税事由が発生した場合、ファンドには課税されない。ただし、関連する申告が適切に行われており、また、ファンドは同申告に含まれている情報はもはや正確ではないことを合理的に示す情報を保持していないものとする。関連する申告が行われていない場合、投資家はアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者であると推定される。課税事由には以下は含まれない。

- 受益者に対する支払が行われない対等当事者間の商業取引としてなされる、受益者によるファンドのいずれかの受益証券とファンドの他の受益証券の交換。
- アイルランド歳入委員会の命令により指定される公認決済機関により保有されている受益証券に関する取引（そうでなかったら課税事由であったはずの取引）。
- 受益証券に関する権利の受益者による譲渡（一定の条件に基づく配偶者および元配偶者間の譲渡）。または、
- （租税法第739条Hに規定されている範囲内の）ファンドと他の投資信託との適格な合併または再編成による受益証券の交換。

課税事由が発生し、ファンドが税金の会計処理を行う責任を負った場合、ファンドは課税事由により生じた支払額から適切な税額を控除する権利および／または適用ある場合受益者または受益証券の実質所有者により所有されている受益証券のうち税金を支払うために必要な数量の受益証券を処分または消却する権利を有する。課税事由が生じ、ファンドが税金の会計処理を行う責任を負ったことによりファンドに生じた損失について、かかる控除、処分または消却が行われていない場合、当該受益者は、ファンドに対し補償を行い、また、補償を行い続けるものとする。

アイルランド株式への投資によりファンドが受領した配当金は、アイルランドの配当源泉税の課税対象となることがあり、その税率は、所得税の標準税率（現在20%）である。ただし、ファンドは、支払人に対し、ファンドが配当に関する実質的な権利を有する投資信託であることを申告することができ、これによりファンドはアイルランド配当源泉税を控除されることなくかかる配当を受領する権利を付与される。

ファンドの受益証券の発行、譲渡、買戻しまたは償還については、アイルランドの印紙税は課せられない。受益証券の申込みまたは買戻しが有価証券または財産その他の資産による現物譲渡で対応される場合、かかる資産の譲渡に対しアイルランドの印紙税が課せられることがある。

株式または市場性を有する有価証券の譲渡については、ファンドは、アイルランドの印紙税の支払義務を負わない。ただし、当該株式または市場性を有する有価証券はアイルランドにおいて登録されている会社により発行されたものではなく、また、かかる譲渡はアイルランドにある不動産、またはかかる不動産に関する一切の権利もしくは権益、またはアイルランドにおいて登録されている会社（租税法第739条Bの規定の範囲内における投資信託である会社を除く。）の株式もしくは市場性を有する有価証券に関するものではないものとする。

受益者にかかる税金

受益者に対する支払または公認の決済機関が保有する受益証券の現金化、買戻し、取消もしくは譲渡により、ファンドが課税事由^{（注）}の対象となることはない。そのため、ファンドはアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に保有されているか否か、または非居住受益者が関連する申告を行ったか否かにかかわらず、かかる支払に関するアイルランドの税金を控除する必要はない。ただし、アイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者、またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者ではないがその保有する受益証券がアイルランドの支店もしくは代理店に帰属する受益者は、自らの受益証券の配分、現金化、買戻しまたは譲渡にかかるアイルランドの税金につき責任を負う場合がある。

（注）公認の決済機関が保有する受益証券について本項に略述される規定が、みなし処分時の課税対象事由の場合に適用されるか否かについては法律に不明確さがある。したがって、既述のとおり、この点について受益者は自己の専門アドバイザーに相談すべきである。

課税対象事由が発生した時点で受益証券が公認の決済機関に保有されていない場合（かつ、みなし処分時の課税対象事由に関連する上記脚注に従う場合）、課税対象事由につき以下の税効果が発生する。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者のいずれでもない受益者

ファンドは、(a) 受益者がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者のいずれでもなく、(b) 受益者が関連する申告を行っており、かつ(c) ファンドが同申告に含まれている情報はもはや正確ではないことを合理的に示すような情報を所有していない場合、受益者に関する課税事由の発生にかかる税金を控除されることはない。関連する申告が行われていない場合、受益者がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者のいずれでもないという事実にかかわらずファンドに課税事由が発生した場合、税金が発生する。適正な税金が以下に記載されている通り控除される。

受益者がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者のいずれでもない者に代わる仲介機関として行為する限り、ファンドは課税事由の発生にかかる税金を控除しないものとする。ただし、仲介機関はかかる者に代わって行為する旨の関連する申告を行っており、また、ファンドは同申告に含まれている情報はもはや正確ではないことを合理的に示すような情報を所有していないものとする。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者のいずれでもなく、かつ関連する申告（ファンドは同申告に含まれている情報はもはや正確ではないことを合理的に示すような情報を所有していない。）を行った受益者は、同人の受益証券から得る収益および同人の受益証券の処分による利益に関し、アイルランドの税金を課せられないものとする。ただし、法人であり、アイルランド居住者でなく、アイルランドの取引支店もしくは代理店によりもしくはこれらのために直接もしくは間接に受益証券を所有する受益者は、同人の受益証券から得る収益および同人の受益証券の処分による利益に関し、アイルランドの税金を課せられるものとする。

受益者がファンドに関連する申告を提出しなかったことによりファンドが税金を控除した場合、アイルランドの法律は、アイルランドの法人税を負担している会社、特定の無能力者およびその他の制限された状況に関してのみ、税金の還付について定めている。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者のいずれかである受益者

アイルランドの免税投資家である受益者がその旨の関連する申告（ファンドは、かかる申告に含まれている情報はもはや正確ではないことを合理的に示す情報を保持していない。）を行った場合を除き、または受益証券が司法サービス機関（Courts Service）により購入される場合を除き、所得税の標準税率（現在20%）がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者のいずれかである受益者に対する分配（毎年またはより短い間隔で支払われる。）からファンドにより控除されることが要求される。同様に、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の現金化、買戻し、取消、譲渡またはみなし処分（下記参照）に関する受益者（関連する申告を行ったアイルランドの免税投資家は除く。）に対するその他の分配または利益について、標準税率プラス3%（即ち現在23%）の税金が、ファンドにより控除されるものとする。

また、2006年財政法は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者が関連する期間末に有する受益証券に関して、かかる者に対する自動送金課税に関する規則を導入した（2008年財政法で改正済み。）。かかる受益者（法人および個人いずれも）は、関連する期間末に自らの受益証券を処分したものとみなされ（「みなし処分」）、購入時または従前に送金課税が適用された時のいずれか直近の時点からの受益証券の増加額（もしあれば）に基づくみなし収益（控除額を考慮せずに計算される。）にかかる所得税プラス3%（即ち現在23%）の標準税率が課される。

算定の目的上、爾後の課税対象事由につき追加の税金が生じた場合（爾後の関連する期間末に発生する課税対象事由または支払が毎年もしくはそれ以上の頻度で行われる場合を除く。）、これに先立つみなし処分は当初無視され、予定税額が通常通り計算される。かかる税金の計算においては、当該税金から従前のみなし処分の結果として支払われる税金額を差し引く。爾後に課税対象事由につき発生する税金が、これに先立つみなし処分時に発生する税金を上回る場合、ファンドは、かかる差額を控除しなければならない。爾後の課税対象事由につき発生する税金がこれに先立つみなし処分時に発生する税金を下回る場合、ファンドは、（下記「15%スレッシュホールド」の項に従い）受益者に対し超過額を払い戻す。

10%スレッシュホールド

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である（アイルランドの免税投資家を除く。）受益者による保有が、みなし処分の直前においてファンドの10%以下（受益証券の価額で算定する。）またはアンブレラ型ファンドの場合は関連サブ・ファンドの10%（受益証券の価額で算定する。）である場合、みなし処分時に生じる利益にかかる税金は、受益者がファンド（またはその業務提供者）に対する自己評価ベース（「自己評価者」）で負担する。ただし、ファンドは、租税法第739条E(2A)()に従って適切な選択を行っており、かつこれに従って関連する受益者に助言を行っているものとする。

15%スレッシュホールド

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である（アイルランドの免税投資家を除く。）受益者による保有が、みなし処分の直前においてファンドの15%以下（受益証券の価額で算定する。）で、かつ（ ）税金還付が（たとえば、実際の処分における相当の損失に起因して）行われ、（ ）ファンドが租税法第739条E(1A)(b)()()に従って適切な選択を行っており、かつ（ ）ファンドがこれに従って関連する受益者に助言を行っている場合、関連する受益者は、（税金還付の受領を

希望する場合）アイルランド歳入委員会に対して直接、第一次税額が「第二次税」額を上回る分の還付を求める。

（注）：現行の法律は、自己評価者である受益者に対するみなし処分にかかる税金を払い戻すことが認められていない。これは意図的ではないと考えられるものの、現行規定において、受益者は、特定の状況において二重に課税される可能性があることを意味している。財務省は起案段階でかかる明らかな誤りに気づき、2009年財政法の施行以前に検討するとしている。

これにかかわらず、2009年1月1日以降にみなし収益にかかる自己評価に責任を負う受益者は、実際の処分につき支払われる税金に対して自らが支払われるべき税金を貸方に記入できるか否か（みなし処分時等）については2009年財政法の施行以降に知るところとなる。

その他

複数受益証券に対する複数みなし処分事由を避けるため、ファンドは、第739条D（5B）に基づく撤回不能の選定を行い、みなし処分が行われる前の毎年6月30日または12月31日時点で保有されている受益証券を評価することができる。法律が曖昧ではあるものの、その趣旨は、株式を6か月毎にグループ化することを認め、年間の様々な時点で評価を行わなければならないために運用上の負担の招来を避け、自動送金課税の算定を容易にすることを意図しているものと解される。

アイルランド歳入委員会は、上記の算定／目的が達成される方法の実務的観点について2008年後半（盛夏）に指針を発表するとしている。上記に概述する15%スレッショルド・テストは、10%スレッショルド・テストに従い、（ファンド・ベースのみに反して）サブ・ファンド・ベースで適用すべきであると規定されることを期待する。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者（自らの個人税務ポジションによる。）は、依然として、税金の支払または配当もしくは現金化、買戻し、消却、もしくは譲渡から生じる利益にかかる追加税の支払を要求される場合がある。代わりに、当該受益者は、ファンドが課税対象事由において控除した税金の全部または一部を還付する権限を付与されることがある。

2007年財務法

2007年財務法は、投資信託において受益証券を保有するアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者に対する課税につき新しい規定を導入した。かかる新規定は、個人ポートフォリオ投資信託（「PPIU」）を導入している。基本的に、投資信託は、投資家が投資信託において保有される財産の一部または全部の選定に関与することができる場合、特定投資家に関するPPIUであるとみなされる。個々の状況により、投資信託は一部または全部の個人投資家に関連するPPIUであるとみなされることもあれば、何らの個人投資家にも関連しないとみなされることもある。例えば、選定に関与することができる個人に関してのみPPIUとなる。課税対象事由を生じた個人に関するPPIUである投資信託に関する課税対象事由から2007年2月20日以降に生じる収益は、標準税率プラス23%（現在43%）で課税される。投資される財産が広範に取引され、一般公衆が入手可能となる場合、または投資信託による非財産投資に対しては、特別な例外が適用される。

資本取得税

受益証券の処分には、アイルランドの贈与税または相続税（資本取得税）が課されることがある。ただし、ファンドは、（租税法第739条Bに規定する）投資信託に該当するものとし、受益者による受益証券の処分は、(a)贈与または相続が行われた日において、受贈者または相続人がアイルランド居住者または通常居住者のいずれでもない場合、(b)処分が行われた日において、受益証券の処分を行った受益者（「処分者」）が、アイルランド居住者または通常居住者のいずれでもない場合、またはかかる処分がアイルランドの法律に従ったものではない場合、および(c)受益証券がかかる贈与もしくは相続の行われた日および評価日において贈物または相続財産に含まれている場合、資本取得税は課せられない。

資本取得税目的でアイルランドに居住することにつき、アイルランド非居住者に特別規則が適用される。アイルランド非居住の譲受人または処分者は、以下の場合を除き、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者とはみなされない。

- ）当該日が該当する評価年の直前5年間にアイルランドに居住している者、および
- ）当該日においてアイルランド居住者または通常居住者である者。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成20年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
普通株式	イギリス	4,592,654.37	24.48
	フランス	3,675,044.84	19.59
	ドイツ	2,789,040.28	14.86
	スウェーデン	2,039,158.55	10.87
	オランダ	1,898,540.66	10.12
	フィンランド	1,835,380.36	9.78
	スペイン	734,101.90	3.91
	スイス	340,506.60	1.81
	ノルウェー	238,988.75	1.27
	ベルギー	200,557.54	1.07
	イスラエル	110,845.27	0.59
	アメリカ合衆国	104,982.92	0.56
	小計	18,559,802.04	98.92
現金・その他資産 (負債控除後)		203,109.58	1.08
合計 (純資産総額)		18,762,911.62 (2,312 百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成20年11月末日現在）

順位	銘 柄	業 種	国 名	株数 (株)	(ユーロ)				投資 比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1.	ERICSSON LM B SHS SEK SWEDISH LINE	通信	スウェーデン	344,227.00	7.23	2,488,264.82	5.60	1,929,337.80	10.28
2.	SAP AG ORD GERMAN LINE	ソフトウェア	ドイツ	58,249.00	33.66	1,960,571.15	26.85	1,563,694.43	8.33
3.	NOKIA OYJ FIN LINE	通信	フィンランド	127,493.00	13.48	1,719,170.55	11.12	1,417,722.16	7.56
4.	CAP GEMINI EUR FRENCH LINE	コンピュータ	フランス	42,497.00	37.44	1,591,181.92	24.92	1,058,812.81	5.64
5.	ASML HOLDING NV EURO.09 NL LINE	半導体	オランダ	72,072.00	11.53	831,132.02	11.91	858,377.52	4.57
6.	SAGE GROUP ORD GBPO.01	ソフトウェア	イギリス	376,069.00	2.58	968,603.84	1.99	748,425.41	3.99
7.	AUTONOMY CORP PLC UK LINE	ソフトウェア	イギリス	62,295.00	11.65	725,760.34	11.03	687,131.86	3.66
8.	INDRA SISTEMAS	コンピュータ	スペイン	37,336.00	16.27	607,406.29	15.96	595,882.56	3.18
9.	MICRO FOCUS INTERNATIONAL PLC UK LINE	ソフトウェア	イギリス	174,780.00	3.61	630,122.59	3.12	544,833.92	2.90
10.	LOGICA PLC UK LINE	コンピュータ	イギリス	661,921.00	1.36	901,545.01	0.77	511,876.21	2.73
11.	STMICROELECTRONICS EUR FRENCH LINE	半導体	オランダ	96,768.00	7.63	737,946.92	5.15	497,871.41	2.65
12.	ALCATEL-LUCENT	通信	フランス	282,847.00	3.29	931,091.42	1.69	476,597.23	2.54
13.	TIETOENATOR OYJ FINNISH LINE	コンピュータ	フィンランド	50,810.00	12.10	614,892.08	8.22	417,658.20	2.23
14.	BABCOCK INTL GROUP ORD GBPO.60	商業サービス	イギリス	65,776.00	6.80	447,186.46	5.66	372,424.71	1.98
15.	DEUTSCHE TELEKOM GERMAN LINE	通信	ドイツ	33,518.00	12.54	420,433.50	10.80	361,826.87	1.93
16.	ALTEN FR LINE	コンピュータ	フランス	19,413.00	23.33	452,896.51	17.65	342,639.45	1.83
17.	TEMENOS GROUP AG SWISS LINE	ソフトウェア	スイス	33,447.00	9.17	306,715.31	10.18	340,506.60	1.81
18.	SOFTWARE AG NPV REGD	ソフトウェア	ドイツ	8,093.00	32.53	263,299.47	40.32	326,309.76	1.74
19.	GEMALTO EUR1 FR LINE	コンピュータ	フランス	17,511.00	26.31	460,766.97	18.61	325,879.71	1.74
20.	FRANCE TELECOM FRENCH LINE	通信	フランス	16,072.00	20.01	321,626.07	19.97	320,957.84	1.71
21.	SPIRENT COMMUNICATION PLC	通信	イギリス	535,016.00	0.85	453,700.33	0.59	314,312.68	1.68
22.	INFINEON TECHNOLOGY ORD NPV	半導体	ドイツ	174,603.00	6.46	1,127,938.66	1.80	314,285.40	1.68
23.	KONINKLIJKE KPN NV EUR DUTCH LINE	通信	オランダ	29,445.00	11.57	340,653.61	10.64	313,294.80	1.67
24.	DASSAULT SYSTEMES EUR1	ソフトウェア	フランス	10,094.00	38.55	389,148.62	29.68	299,589.92	1.60
25.	ROTORK ORD GBPO.05 UK LINE	電子機器	イギリス	33,288.00	13.33	443,629.56	8.76	291,745.46	1.55
26.	IPSOS FRENCH LINE	広告	フランス	13,337.00	22.94	305,952.06	18.52	247,001.24	1.32
27.	TANDBERG ASA NOK1.00	通信	ノルウェー	30,321.00	13.56	411,209.10	7.88	238,988.75	1.27
28.	UNIT 4 AGRESSO NV NL LINE	ソフトウェア	オランダ	28,029.00	14.86	416,485.69	8.17	228,996.93	1.22
29.	SDL PLC UK LINE	コンピュータ	イギリス	87,680.00	3.77	330,320.20	2.45	215,240.26	1.15
30.	PACE PLC	家具備品	イギリス	415,444.00	1.41	586,107.44	0.52	214,180.53	1.14

【投資不動産物件】（平成20年11月末日現在）

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】（平成20年11月末日現在）

該当事項なし。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

各会計年度末および平成19年12月から平成20年11月末日までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第一会計年度末 (平成12年7月末日)	337,278	41,559	8.02	988
第二会計年度末 (平成13年7月末日)	125,979	15,523	3.51	433
第三会計年度末 (平成14年7月末日)	71,690	8,834	2.27	280
第四会計年度末 (平成15年7月末日)	50,530	6,226	2.06	254
第五会計年度末 (平成16年7月末日)	50,377	6,207	2.55	314
第六会計年度末 (平成17年7月末日)	45,049	5,551	2.84	350
第七会計年度末 (平成18年7月末日)	39,130	4,822	3.00	370
第八会計年度末 (平成19年7月末日)	43,121	5,313	3.93	484
第九会計年度末 (平成20年7月末日)	29,317	3,612	2.96	365
平成19年12月末日	38,190	4,706	3.64	449
平成20年1月末日	32,998	4,066	3.16	389
2月末日	32,097	3,955	3.09	381
3月末日	30,132	3,713	2.91	359
4月末日	31,593	3,893	3.08	380
5月末日	32,612	4,018	3.21	396
6月末日	28,458	3,507	2.84	350
7月末日	29,317	3,612	2.96	365
8月末日	30,577	3,768	3.11	383
9月末日	25,061	3,088	2.60	320
10月末日	20,241	2,494	2.11	260
11月末日	18,763	2,312	1.96	242

ファンド証券は、アイルランド証券取引所に上場されている。同取引所での取引実績はない。

【分配の推移】

該当事項なし

【収益率の推移】

	収益率（注）
第 1 会計年度	- 19.18%
第 2 会計年度	- 56.23%
第 3 会計年度	- 35.33%
第 4 会計年度	- 9.25%
第 5 会計年度	23.79%
第 6 会計年度	11.37%
第 7 会計年度	5.63%
第 8 会計年度	31.00%
第 9 会計年度	- 24.68%

（注）ファンドの収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率（％）} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 会計年度末の 1 口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の 1 口当たり純資産価格（分配落の額）

（ただし、第 1 会計年度については、当初発行価格（10.00ユーロ）である。）

第２【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン２、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック５

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（ロ）受益者集会

信託証券の規定に従い受益者集会が開催されることがある。

受託会社または管理会社は受益者集会を招集することができる。受託会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。受益者集会においては、信託証券の重要な事項の変更の承認、政策変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議される。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

平成7年4月25日 管理会社の設立
平成12年1月14日 信託証書締結
平成12年1月27日 第一補足信託証書締結
平成12年2月17日 ファンドの運用開始
平成12年9月25日 第二補足信託証書締結
平成15年12月16日 第三補足信託証書締結
平成15年12月19日 ファンド証券のアイルランド証券取引所への上場

2【ファンドに係る法制度の概要】

(a) 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ユニット・トラスト法である。

(b) 準拠法の内容

() ユニット・トラスト法にはユニット・トラストの認可、管理および規則に関する規定がある。ユニット・トラスト法は、2003年欧州共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。））規則（法令2003年第211号改正済）（以下「UCITS規則」という。）に基づき認可されたUCITSには適用されない。

() アイルランドにおけるユニット・トラストの認可

a) ユニット・トラスト法3、4および5条はアイルランド内のユニット・トラストの認可要件を規定している。

() ユニット・トラストは有価証券またはその他のあらゆる資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益をトラストに基づき受益者である一般公衆が享受するために、可能な仕組みを提供する場合、ユニット・トラストは、アイルランド金融規制当局から認可を受けることを要する。

() ユニット・トラスト法に従わないユニット・トラストは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができる。許可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該ユニット・トラストは解散される。

b) アイルランド金融規制当局の権限と義務は、ユニット・トラスト法に定められ、同規則第3および4条によりユニット・トラストの監督権がアイルランド金融規制当局に付与されている。

c) ユニット・トラスト法による要件

ユニット・トラスト法15条は、第75条を含む多数のUCITS規則が反映されており、ファンドに、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。

UCITS規則第76、78、80、81および82条は上記書類に関する要件に対しても適用され、以下のようになっている。

() ユニット・トラストは年次報告書および半期報告書をアイルランド金融規制当局に提出しなければならない。

() 直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。

() 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。

() 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。その該当期間の終了から、年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書

は2か月以内に公表されなければならない。

d) ユニット・トラスト法によるその他の要件

() 公募または売出しの申請

ユニット・トラスト法第9条は、ユニット・トラストはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド金融規制当局の認可を受けなければならない旨規定している。

() 信託証書の事前承認

ユニット・トラスト法第4条は、ユニット・トラストは、アイルランド金融規制当局が信託証書を承認した場合にのみ許可される旨規定している。

() 信託証書の変更

ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書の変更またはユニット・トラストの名称の変更は、アイルランド金融規制当局の承認なくして変更できない旨規定している。

() 目論見書の記載内容

管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともアイルランド金融規制当局のNON-UCITS通達に記載される情報を含まなければならない。

() 財務状況の報告および監査

UCITS規則第83条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授權された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がユニット・トラストの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人はアイルランド金融規制当局に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド金融規制当局が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

() 財務報告書の提出

UCITS規則第100条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、アイルランド金融規制当局が、当該認可が関係する事業に関する情報およびアイルランド金融規制当局がその法的機能の適性な履行のために必要とみなす情報の提供をユニット・トラストに対し要求できる旨規定している。

() 罰則規定

ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法に基づく違反により有罪となった場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方の略式判決および5年以下の禁固刑もしくは12,700ユーロ以下の罰金刑またはその両方で処断される。

3【監督官庁の概要】

ファンドはアイルランド金融規制当局の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

(1) 認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドに所在する認可投資信託（以下「認可投資信託」という。）（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合）は、アイルランド金融規制当局の監督に服し、アイルランド金融規制当局の認可を受けなければならない。

(2) 認可の拒否または取消し

管理会社、投資会社または受託会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否される。

アイルランド金融規制当局が、（ ）認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、（ ）投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または（ ）（前記（ ）に反することなく）認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド金融規制当局に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可は取り消されることがある。アイルランド金融規制当局は管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取消することができるが、アイルランド金融規制当局が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所（高等法院）に訴える権利がある。

(3) 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド金融規制当局に提出されなければならない。

(4) ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド金融規制当局に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド金融規制当局に報告しなければならない。同様にして監査人は、アイルランド金融規制当局が要求するすべての情報をアイルランド金融規制当局に提出しなければならない。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売

受益証券は各取引日に発行される。受益証券は、関係取引日に決定される1口当たり純資産価格に相当する発行価格で発行される。ただし、受益証券は、当該取引日にかかる評価時点後管理会社が受領する申込みに関して当該取引日に発行されない。

最低買付は100口以上10口の整数倍とする。

投資者は、受益証券の発行価格の3.0%を上限とする販売手数料（購入された受益証券の発行価格に付加する。）を支払うことを要求される。かかる販売手数料は、販売会社に対しまたはその裁量で支払われる。

取引日のダブリン時間午前10時までに管理会社の営業上の住所において受領された受益証券の申込みは、当該取引日に取扱われる。当該日の午前10時（ダブリン時間）以降に受領された申込みは、翌取引日に取扱われる。

受益証券は、買付代金が、申込みが成立した取引日の後5営業日までに受託会社に支払われた場合に発行される。受益証券は、申込みが管理会社により受領され受諾された取引日の営業終了時に発行される。買付代金の支払不履行、支払遅延の結果ファンドに生じた損失、経費および費用については申込者がその責任を負う。

受益証券の所有権確認書は、申込者の危険負担で通常1週間以内に申込者または指定された代理人に対して郵送される。受益証券は、記名式でのみ発行される。ファンドの受益者名簿は、同名簿に記載されている者がファンド証券を所有している旨の最終的証拠となる。信託の通知は、受益者名簿には記載されない。

管理会社は、随時、裁量により、一定の国または地域に居住し、または設立されている者または法人に対し、ファンド証券の発行を一時的に停止し、確定的に中止し、またはそれに制限を課することができる。またファンドの受益者および/またはファンドの保護のために措置を講じることが必要または望ましい場合、管理会社は特定の者または法人がファンド証券を購入することを禁じることができる。

加えて、管理会社は（ ）裁量によりファンド証券の申込みの全部または一部を拒絶し、また（ ）ファンド証券を購入または保有することを排除されているファンド証券の受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

米国人およびアイルランド居住者は、ファンド証券を購入することができない。申込者は、申込みに際して、米国人またはアイルランド居住者のために直接または間接に取得するものではないことを証明することを要する。ファンド証券の実質的受益者が単独で、または第三者と共同して、当該ファンド証券の保有を排除されている者であることが管理会社に判明した場合、受託会社はかかるファンド証券全部を強制的に買取ることができる。

資金洗浄（マネー・ロンダリング）を防止するための方策として、申込者の身元の詳細な確認が要求されることがある。それぞれの申込みの状況に応じて、（ ）申込者が公認金融機関に自己の名義で保有する口座から支払を行う場合、または（ ）公認の仲介業者を通じて申込みがなされた場合には、詳細な確認は必要とされない。こうした例外が適用されるのは、上記の金融機関または仲介業者が、同様の資金洗浄禁止規則を有するとアイルランドが判断する国に存在している場合に限られる。

一例として、個人は、公証人により適式に証明されたパスポートまたは身分証明書の写しを、その住所の証明書（公共料金請求書または銀行の勘定通知書等）および生年月日の証明書とともに提出しなければならない。申込者が法人の場合、設立証書（および名称変更証書）の認証謄本、基本定款および通常定款（またはこれに相当する文書）、取締役全員の氏名、職業、生年月日ならびに住所および営業上の住所の提出を要求されることがある。

管理会社は、申込者の身元の確認に必要な情報を請求する権利を有する。申込者が、確認のための必要情報の提出を遅延させたりまたこれを行わない場合には、管理会社は、申込みの受理を拒否することができ、または、かかる確認が提供されることを条件として発行される受託証券を取消しうる。受託証券の

取消しにおいては、受領した申込金から、取消しの結果生じたすべての損失、費用、出費を差し引いた額が申込者に対して返却される。

(2) 日本における販売

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報（7）申込期間」に記載される募集期間中の取引日に、同書第一部「証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

ファンド証券1口当たりの販売価格は、関連する取引日の1口当たりの純資産価格である。最低販売単位は100口以上10口単位とする。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日（通常、発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとする。

受益証券の申込みにあたって申込手数料が、以下のとおり課される。

申込口数		申込手数料
100口以上	10,000口未満	申込金額の3.150%（税抜3.0%）
10,000口以上	100,000口未満	申込金額の2.100%（税抜2.0%）
100,000口以上	1,000,000口未満	申込金額の1.050%（税抜1.0%）
1,000,000口以上		申込金額の0.525%（税抜0.5%）

買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、基準通貨との換算は各申込みについての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で基準通貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

毎取引日に、受益者は管理会社に対し、その保有するファンド証券の全部または一部（10口の整数倍）につき、当該取引日に決定される1口当たりの純資産価格に相当する価格をもって買戻しを請求することができる。ただし、当該取引日にかかる評価時点後に受領される買戻し請求は、管理会社により受諾されないものとする。

書面による買戻し請求は、買戻しが効力を生じる取引日の午前10時（ダブリン時間）までに管理会社の事務所において、管理会社が受領しなければならない。かかる請求が取引日の午前10時（ダブリン時間）後に受領された場合、管理会社の裁量により翌取引日に繰越すことができる。買戻し請求が管理会社により受領され受諾された取引日に受益証券の買戻しが行われる。

買戻金は、通常、買戻しが有効となる取引日の後5営業日以内にファンドの基準通貨をもって受益者の口座に銀行電信送金で支払われる。電信振込手数料等の買戻金支払の費用はすべてファンドが負担する。

受益者は、ファンド資産の評価の一時的停止の場合を除き、管理会社の事前の書面による合意なしに、買戻し請求を取り下げることとはできず、この場合取下げは、管理会社が評価の停止期間終了前に書面による通知を受領した場合に限り、有効となる。買戻し請求が取り下げられない場合、買戻しは、評価停止終了後の翌取引日に行われる。

ファンドの租税債務

投資家は、英文目論見書の「アイルランドの税制」の項の、特にアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の換金、買戻し、譲渡、またはかかる受益者に対する分配金の支払等の一定の事由が発生した場合に生じる租税債務に留意すべきである。

さらに、ファンドがある法域において納税義務を負う場合（納税義務をもたらす事由が発生した場合、これにかかる利息および罰金を含む。）、ファンド（管理会社）は、当該税額を当該事由により生じる支払から控除し、当該受益者または受益証券の実質保有者の保有する当該納税義務を履行するため償還手数料を控除した十分な価値を有する受益証券を強制買戻しまたは取消を行う権利を有する。該当する受益者は、かかる控除、充当または取消が行われなかった場合、納税義務をもたらす事由の発生による、ファンドの税金、利息または違約金の支払義務負担を理由としてファンドに生じる損失から、ファンドを補償し、かかるファンドへの補償を維持する。

(2) 日本における買戻し

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができる。かかる買戻し請求は、販売取扱会社により、取引日に管理会社に取次がれる。

買戻し価格は当該取引日に決定される1口当たりの純資産価格に相当する。

買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款に従い販売取扱会社を通じて、円貨または販売取扱会社が応じる場合には基準通貨で行われる。買戻しは10口を単位とする。買戻手数料は請求されない。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（ ）純資産価格の計算

ファンドの純資産価格は、ファンドの基準通貨で表示され、各取引日の午後12時（ダブリン時間）（「評価時点」）に当該取引日の資産の額から債務（管理会社の裁量により公租公課および諸経費の引当額を含む。）を控除し計算される。

1口当たりの純資産価格は、ファンドの純資産額を、当該取引日の発行済であるかまたは発行済とみなされる受益証券口数で除し、ユーロ・セント単位で計算されかつ四捨五入される。

「公租公課および諸経費」とは、特定の取引もしくは評価に関するすべての印紙税その他の賦課金、税金、政府による賦課金、資産管理報酬、事務代行者報酬、仲介料、銀行手数料、譲渡費用、登録費用、およびファンドの資産の構成もしくは増加またはファンド証券の設定、交換、販売、購入もしくは譲渡または投資対象の購入もしくは予定された購入、または当該取引もしくは評価に関するか、もしくはそれに先立ちもしくはその際に支払われることになったかもしくは支払われることになる証書その他に関する他の費用を意味するが、ファンド証券の発行に関して代行者や仲介者に支払われる手数料は意味しない。

ファンドの資産は、当初、ファンド証券の当初発行による手取金により構成される。その後、ファンドの資産は、当該手取金から生じた投資証券、現金およびその他の財産、ならびにその後に発行されたファンド証券の手取金から宣言済の分配額を差し引いた額により構成される。

ファンドの資産は、以下の通り評価される。

- (a) 市場相場が速やかに入手可能な公認の証券取引所に上場され、定期的取引される投資対象は、入手可能な最終取引価格に基づくか、または当該価格が入手不可能の場合、評価時点現在の直近に入手可能な買呼び値に基づき評価される。ただし、公認の証券取引所に上場されているが関係する公認の証券取引所外または店頭市場でプレミアム付きまたは割引して取得または取引される投資対象は、当該投資対象の評価日現在の当該プレミアムまたは割引を勘案して、管理会社または管理会社が指名しかかる目的のため受託会社により承認される適格者により評価される。
- (b) 投資対象が複数の公認の証券取引所に上場されている場合、受託会社の承認を得た上で管理会社の意見により当該証券の主要市場を形成する公認の証券取引所における関係取引日の評価時点現在の最終取得価格が使用される。
- (c) 上場されていない投資対象、または上場されているがその価格が入手できないかもしくはその最終取引価格が管理会社の意見によれば、関係取引日における関係市場の評価時点現在の適正な市場価格を表示していないとされる投資対象は、投資運用会社と協議して受託会社により当該目的上承認される、注意深くかつ誠実に推定される予想換金価格で評価される。
- (d) 市場で取引されるデリバティブ商品は、当該市場における関係取引日の評価時点現在の当該商品の決済価格で評価される。かかる決済価格が取得できない場合、その価値は、管理会社または管理会社が指名し、受託会社が当該目的上承認する適格者により注意深くかつ誠実に決定される予想換金価格で評価される。店頭市場のデリバティブ商品は、取引相手によって毎日評価され、管理会社が指名し、受託会社が当該目的上承認する取引相手とは独立した者によって毎月認証される。
- (e) 上記(a)項により評価されない投資信託の受益証券は、当該投資信託の受益証券の入手可能な最終の純資産価額を基準にして評価される。
- (f) ユーロ以外の通貨建ての資産（投資対象または現金であるかを問わない。）は、管理会社が状況上適切とみなすレート（公定またはその他であるかは問わない。）でユーロに換算される。
- (g) 現金およびその他の流動性資産は、額面価格に経過利息を加算して評価される。

上記(a)から(g)までの評価規則による投資対象の評価が不可能もしくは不正確である場合または当該評価が証券の公正な市場価格を反映していない場合、管理会社は、当該投資対象の適正な評価を行うために、受託会社が承認する他の一般に認められている評価原則を用いることができる。

ファンドの評価の計算および発行済もしくは発行済とみなされるファンド証券数の決定は以下のとおりとする。

- () 管理会社が発行に同意したファンド証券は、申込みが管理会社により受領され受諾された取引日の営業終了時に発行済のものとみなされる。
- () 投資対象の購入または売却が合意されたが、当該購入または売却が完了していない場合、購入または売却が適法に完了したものとして、当該投資対象が加算または減額され、かつ総購入額または純売却額が加算または減額される。
- () ファンド証券の消却の通知が、管理会社により受託会社に付与されたが、かかる消却が完了していない場合、消却対象の受益証券は発行済のものとみなされず、かかるファンドの評価額は当該消却により管理会社に支払われる金額だけ減少する。
- () ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された評価額（投資対象または現金であるかを問わない。）およびファンドの基準通貨以外の借入金は、管理会社が（とりわけ）換算費用に関連するプレミアムまたは割引料に配慮して、受託会社と協議し、またはその承認する方法により、事情に応じ適切とみなす換算率（公定のものかどうかを問わない。）により、ファンドの基準通貨に換算される。
- () ファンド資産から、評価基準時までのファンドの資本の中から適切に支払われる現実の、または推定の債務（借入残高（もしあれば）を含むが、上記（ ）の債務を除く。）の総額が控除される。
- () 投資対象のコール・オプションが売却された場合、当該投資対象の価額の中から、公認の証券取引所で値決めされた最低市場取引価格を参考にして計算されるオプション価格（上記の市場価格がない場合には、受託会社が承認する株式ブローカーその他が証明する価格、または管理会社が状況に応じて合理的と考え、かつ受託会社が承認する価格）が控除される。
- () ファンド資産に対して、評価基準時までの発生済の未受領の利息または配当の金額を加算する。
- () ファンド資産に対して、所得に課される公租公課の還付請求額（管理会社および受託会社に支払われる手数料および二重課税の救済に係る請求を含む。）の総額（現実に発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。）を加算する。
- () ファンド資産から、評価基準時以前に宣言され、または宣言されたとみなされる分配金額を減額する。
- () ファンド資産から、評価基準時までに生じた管理会社および受託会社に支払われる手数料およびファンドの通常管理のために管理会社および受託会社が支出した発生済未払いの費用、ならびにこれに課される付加価値税（もしあれば）相当額が控除される。
- (x) ファンド資産から、評価基準時までに生じた租税債務の総額（現実に発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。）が控除される。
- (x) ファンド資産から、評価基準時までに生じた借入金の発生利息（もしあれば）を含む、収益の中から適切に支払われるその他一切の債務の総額（発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。）が控除される。

以下に記載される事由により純資産価格の決定が停止された場合を除き、受益証券1口当たり純資産価格は、各取引日後2営業日以内にフィナンシャル・タイムズに公表され、また各取引日の翌営業日に管理会社の登記上の事務所において入手可能となる。

日本においては、取引日後の日本における証券会社の営業日に、代行協会員の事務所において公表される。

- () 純資産価格決定および買戻しの停止

管理会社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、一時的に純資産価格の計算を停止し、ファンド証券の発行および買戻しを停止することができる。

イ ファンドの組入証券の相当部分が随時取引されている主要な市場または証券取引所が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止されている期間

ロ 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由または管理会社の管理、責任および権限の及ばない何らかの状況が生じたため、ファンドの受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の重要な部分の処分または評価が合理的に実行できない期間または管理会社の判断によれば売買価格を公正に計算できない期間

ハ ファンドの組入証券の相当部分の価格または市場もしくは証券取引所における現在の価格の決定を行うため通常使用されている通信機能が故障している期間

ニ ファンドがファンド受益証券の受益者からの買戻しに際し支払をするために資金を送金できない期間、または管理会社の判断において、ファンドの組入証券の相当部分の売却および購入のための資金の送金または受益証券の買戻代金の支払が通常の為替レートでは実行できない期間

かかる停止は、直ちに（いかなる場合にも停止事由が発生した営業日内に）アイルランド金融規制当局に通知され、かかる停止が14日を超えるものと管理会社が判断する場合、ファンドの受益者が居住する国の新聞に公告し、または直接受益者に通知する。当該ファンド証券の発行または買戻しを請求する投資者に対しては、その申込時または買戻しに係る書面による取消不能の請求が提出された時に、管理会社が通知する。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外市場において、ファンド証券の券面または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、日本における販売会社の名義で保管される。ただし、日本の受益者が自己の責任でファンド証券を保管する場合は、この限りでない。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負わない。

（３）【信託期間】

（５）a．に記載される方法に従い早期に解散されない限り、ファンドは平成22年７月31日に解散される。ただし、管理会社と受託会社の合意によりファンドの存続期間を平成22年を超えて延長することができる。

（４）【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年７月31日に終了する。

（５）【その他】**a．ファンドの解散**

ファンドは以下の場合解散されることがある。

イ 以下の場合、受託会社により解散されることがある。

- （ ）管理会社が清算手続（組織変更または合併を目的として行われる受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く。）に入り、営業を中止し、または（受託会社の合理的判断により）受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合
- （ ）受託会社の合理的な意見に従えば、管理会社が行為能力を喪失し、義務を十分に履行することができず、または受託会社の判断により、ファンドの評価を下げるような、もしくは受益者の利益を害するような措置を講じた場合
- （ ）ファンドの存続を不適法、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合
- （ ）受託会社が管理会社に対して書面により辞任の申し出をした後３か月以内に、管理会社が新任の受託会社を任命しなかった場合

ロ 以下の場合、管理会社により解散されることがある。

- （ ）ファンドが認可投資信託としての資格を喪失した場合
- （ ）ファンドの存続を不適法、または管理会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合
- （ ）管理会社が辞任の申し出をした後３か月以内に、受託会社が新任の管理会社を任命しなかった場合
- （ ）ファンドの純資産総額が100万ユーロを下回った場合
- （ ）管理会社の意見により受託会社の承認を得て、ファンドの解散が望ましい状況にある場合
- （ ）投資運用会社が管理会社に対して書面による辞任の申し出をした日から３か月以内に、管理会社が新任の投資運用会社を任命しなかった場合

ファンドの解散前２か月以上前に管理会社は受益者に対して予定される解散と資産の分配を通知する。

ファンドは、信託証書の付属書類の条項および後記「３．受益者の権利等（１）受益者の権利等（ ）受益者集会に関する権利」の記載に従い、適法に招集、開催された受益者集会の特別決議により、いつでも終了することができる。かかる終了は上記の決議が採択された日から３か月後または上記の決議により定めるその後の日（もしあれば）に効力が生じる。

ファンドの解散の後、受託会社は、ファンド（ファンドの解散の場合）の資産の売却を行い、解散後合理的な期間内に受益者に対し保有ファンド証券の数に比例してファンド資産の売却から生じた純現金収益総額を分配する。受託会社は、ファンドの解散に関して自らに生じたすべての費用を控除することができる。

b．信託証書の変更

管理会社および受託会社は、補足証書の形式によりアイルランド金融規制当局の事前の承認を得て、ファンドが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資すると考慮する方法で、またその範囲で、いつでも信託証書の条項を変更することができる。ただし、受託会社が、その判断により当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社または受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド金融規制当局の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の証券取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とする。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払を行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではない。

信託証券の重要事項の変更は、公告され、受益者に通知される。

c．ワラント、新株引受権またはオプションの発行

ワラント、新株引受権またはオプションの発行に基づいてファンド証券を買い付ける権利は受益者に付与されない。

d．関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

本契約は、以下に規定される条項に従い、一方当事者が他方当事者に対し90日前までに書面による通知を行って終了するまで、継続する。さらに、本契約の一方当事者が何らかの方法で他方当事者またはその取締役の事業または名声を毀損しまたは評判を下落させるかまたはその可能性がある行為または業務を実行しまたは遂行した場合、いずれの当事者も本契約を直ちに終了することができる。

本契約は、以下の場合にいつでも、管理会社または投資運用会社が本契約の他方当事者に書面で通知を行うことにより直ちに終了させることができる。

(a) 管理会社または投資運用会社が清算される場合（他方当事者によりあらかじめ書面で承認されている条件による再建または合併のための任意清算を除く。）

(b) 管理会社または投資運用会社が本契約の条項に違反し、（当該違反が是正可能な場合に）是正を要求する通知の送達から30日以内に是正しない場合。

本契約は、いかなる事態の発生にもかかわらず、ファンドの終了時には自動的に終了する。

適格監督官庁により終了を要求される場合、本契約の効力の存続を不適法、または終了を要求する当事者の合理的な判断により実行不可能もしくは不適切にする法律または規則が承認されまたは制定された場合、いつでも、一方当事者が他方当事者に書面で通知を行うことにより、本契約は直ちに終了させることができる。

本契約は、アイルランドの法律に準拠し、アイルランドの法律に従って解釈される。

投資顧問契約

本契約は、以下に規定される条項に従い、一方当事者が他方当事者に対し90日前までに書面による通知を行って終了するまで、継続する。さらに、本契約の一方当事者が何らかの方法で他方当事者またはその取締役の事業または名声を毀損しまたは評判を下落させるかまたはその可能性がある行為または業務を実行しまたは遂行した場合、いずれの当事者も本契約を直ちに終了することができる。

本契約は、以下の場合にいつでも、投資運用会社または投資顧問会社が本契約の他方当事者に書面で通知を行うことにより直ちに終了させることができる。

(a) 投資運用会社または投資顧問会社が清算される場合（他方当事者によりあらかじめ書面で承認されている条件による再建または合併のための任意清算を除く。）

(b) 投資運用会社または投資顧問会社が本契約の条項に違反し、（当該違反が是正可能な場合に）是正を要求する通知の送達から30日以内に是正しない場合。

本契約は、いかなる事態の発生にもかかわらず、ファンドの終了時またはその条項に従った投資運用契約の終了時には自動的に終了する。

適格監督官庁により終了を要求される場合、本契約の効力の存続を不適法、または終了を要求する当事者の合理的な判断により実行不可能もしくは不適切にする法律または規則が承認されまたは制定された場合、いつでも、一方当事者が他方当事者に書面で通知を行うことにより、本契約は直ちに終了させることができる。

本契約は、アイルランドの法律に準拠し、アイルランドの法律に従って解釈される。

代行協会員契約

本契約は、平成22年7月31日または当事者により合意されうるそれ以後の日まで有効に存続する。ただし、本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し書面により通知することにより終了するが、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とする。

本契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、平成22年7月31日または当事者により合意されうるそれ以後の日まで存続する。ただし本

契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は、文書による相手方当事者の承認なしには、いずれの当事者もこれを譲渡できない。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

2【開示制度の概要】

(1) アイルランドにおける開示

イ アイルランド金融規制当局に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド金融規制当局の承認が要求される。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド金融規制当局に提出しなければならない。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド金融規制当局により承認された独立の監査人により監査されなければならない。ファンドの独立の監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のダブリン事務所である。ファンドは、アイルランド金融規制当局諸通達に基づき、アイルランド金融規制当局に対して、月次報告書を提出することが要求されている。

ロ 受益者に対する開示

ファンドの年次財務報告書および未監査半期財務報告書は受益者の登録上の住所に郵送され、さらに管理会社の登記上の住所においても閲覧に供される。

信託証書の全文（改訂を含む。）およびアイルランド金融規制当局の諸通達は受託会社の営業上の住所においてこれを閲覧することができる。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後4か月以内および半期末後2か月以内に無料で郵送され、管理会社の営業上の住所で閲覧に供され、管理会社から交付される。ファンドに関する主要な契約は、ユニット・トラスト法、アイルランド金融規制当局の通達および信託証書の写しと共に管理会社の営業上の住所において閲覧に供される。

通知は受益者に対して交付され、以下のように受領されたものとみなされる。

交付方法	受領されたとみなされる時
手渡し	交付の日
郵送	郵送後 7 営業日
テレックス	テレックスの終了時にアンサー・バックを受領した時
ファックス	交信確認書を受領した時

信託証書の写しは、書面による要求があれば、手数料12.70ユーロで管理会社が受益者に送付する。

(2) 日本における開示

イ 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社が日本において1億円以上のファンド証券の募集を行おうとする場合、有価証券届出書に信託証書および主要な関係法人との契約書の写しを添付して、日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を財務省関東財務局において閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書の第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「交付目論見書」）を投資者に交付しなければならない。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「請求目論見書」）を交付しなければならない。管理会社は、財務書類等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券届出書や有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

ロ 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に送付される。

3【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および／または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書の規定に従って請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンド証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社はいつでも受益者集会を招集することができる。受託会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数、ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。受益者は、各受益証券一口につき一議決権が付与されている。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

（ ）日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

上記（３）（ ）の取引に関連して日本の受益者が提起するすべての訴訟について、その裁判管轄権は、下記の裁判所が有し、日本法が適用されることを管理会社は承認している。判決の執行手続は日本

法に従って行われる。

東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

東京地方裁判所

第4【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウス・コーパースの監査を受けており、監査報告書の原文（英文）を受領している。
- c . ファンドの原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年11月28日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.22円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

ユーロ・デジタル・ファンド
資産負債計算書
2008年7月31日現在

		2008年		2007年	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
現預金	5	70,328	8,666	741,980	91,427
損益計算書を通じて公正価格で測定する金融資産	2,3,4	28,772,584	3,545,358	41,740,677	5,143,286
債権	6	615,816	75,881	843,321	103,914
資産合計		29,458,728	3,629,904	43,325,978	5,338,627
負債					
債務 - 1 年以内支払期限到来	7	141,690	17,459	205,316	25,299
負債合計（買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		141,690	17,459	205,316	25,299
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産、公正価格		29,317,038	3,612,445	43,120,662	5,313,328

添付の注記および明細表は当財務書類と不可分のものである。

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドを代表して、

署名

署名

日付：2008年11月18日

（２）【損益計算書】

ユーロ・デジタル・ファンド

運用計算書

2008年７月31日終了年度

	注記	2008年		2007年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益					
投資に係る配当収入	2	729,660	89,909	913,328	112,540
銀行利息	2	38,094	4,694	7,410	913
損益計算書を通じて公正価格で 測定する金融資産に係る純（損 失）／利益	10	(9,955,608)	(1,226,730)	11,429,845	1,408,386
（損失）／収益合計		(9,187,854)	(1,132,127)	12,350,583	1,521,839
費用					
販売会社報酬および代行協会員 報酬	9	302,176	37,234	358,995	44,235
投資運用報酬	9	21,153	2,606	25,130	3,097
投資顧問報酬	9	281,023	34,628	333,865	41,139
副保管銀行報酬	9	75,340	9,283	43,036	5,303
管理報酬	9	24,885	3,066	29,564	3,643
受託会社報酬	9	10,666	1,314	12,670	1,561
監査報酬		29,526	3,638	10,812	1,332
その他の費用		50,234	6,190	83,768	10,322
費用合計		795,003	97,960	897,840	110,632
税引前（損失）／利益		(9,982,857)	(1,230,088)	11,452,743	1,411,207
源泉税	2	(139,100)	(17,140)	(177,911)	(21,922)
買戻可能受益証券保有者に帰属 する純資産の（減少）／増加		(10,121,957)	(1,247,228)	11,274,832	1,389,285

利益および損失は、継続事業からのみ発生する。

認識されている損益は、運用計算書に表示されている以外に存在しない。

添付の注記および明細表は当財務書類と不可分のものである。

ユーロ・デジタル・ファンド

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2008年7月31日終了年度

	2008年		2007年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
8月1日現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産価格	43,120,662	5,313,328	39,130,198	4,821,623
買戻可能受益証券発行に係る手取金	367	45	60,620	7,470
買戻可能受益証券買戻に係る支払金	(3,682,034)	(453,700)	(7,344,988)	(905,049)
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の運用による（減少）／増加	(10,121,957)	(1,247,228)	11,274,832	1,389,285
7月31日現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産価格	29,317,038	3,612,445	43,120,662	5,313,328

添付の注記および明細表は当財務書類と不可分のものである。

財務諸表に対する注記

2008年7月31日現在

1. 概要

ユーロ・デジタル・ファンド（以下「ファンド」という。）は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってファイナンシャル・レギュレーター（the Financial Regulator）により認可されたユニット・トラストとして2000年1月14日に設定された。ファンドの存続期間は10年で、2010年7月31日に解散される。ただし、管理会社と受託会社との間の合意により、存続期間が延長された場合はこの限りではない。

ファンドの投資目的は、成長の可能性を有するヨーロッパにおけるテクノロジー（科学技術）関連事業に投資し、かつヨーロッパの株式および株式関連証券（テクノロジー関連事業に従事するヨーロッパ企業の預託証券（ADRs、GDRs）、転換社債およびワラントを含む。）への投資を通じて長期的な信託財産の成長を達成することである。

2003年12月19日付で、ファンドの受益証券はアイルランド証券取引所に上場された。

2. 重要な会計方針

ファンドが採用している主要な会計方針は、下記の通りである。

作成の基礎

財務諸表は、損益計算書を通じて公正価格で測定する金融資産の再評価について修正され、取得原価主義、ならびにアイルランドにおいて一般に認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に従って作成されている。財務諸表作成に際して真実かつ公正な概観を与える、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準は、アイルランド勅令会計士協会により公表され会計基準審議会により発行されたものである。

財務諸表の様式および一定の用語は、FRS 3号「財務業績の報告」より採用されている。管理会社の取締役の意見によると、これらの様式および用語は投資信託としてのファンドの業務の特性をより適切に反映する。

ファンドは、FRS 1号に基づきオープン・エンド型投資信託に対し適用される、キャッシュ・フロー計算書を作成しない旨の免除規定を利用している。

損益計算書を通じて公正価格で測定する金融資産

当カテゴリーには2つのサブ・カテゴリーがある。売買目的で保有される金融資産および経営陣が当初から損益計算書を通じて公正価格で測定する金融資産と意図した資産である。

売買目的で保有される金融資産（トレーディング有価証券）は、価格の短期的な変動からの利益もしくはディーラーのマーゲンを生じさせるために取得される有価証券であるか、または、短期利益獲得のパターンが存在するポートフォリオに含まれる有価証券である。

活況な市場で取引される金融商品の公正価格は貸借対照表日における引合市場価格に基づく。ファンドによって保有される金融資産に対して使用される引合市場価格は、同日の買い呼び値である。損益計算書を通じて公正価格で測定する金融資産の公正価格の変動により発生する損益は、発生した年度に、運用計算書に計上される。

ファンドのトレーディング有価証券は、取引日において会計処理され、取得時の公正価格により取得される。取引費用は発生時に費用計上され、損益計算書を通じて公正価格で測定する金融資産にかかる純利益／（損失）の一要素として、運用計算書に含まれる。2008年7月31日に終了した年度における金融資産の売買によって生じたすべての損益は、運用計算書に計上されている。

公正価格の評価は、市況および金融商品に関する情報に基づき、特定の時間に行われる。かかる評価は、性質上主観的であり、不確実性および重要な判断を伴うため、正確に決定することは不可能である。前提条件の変化は、かかる評価に重大な影響を与えることがある。

機能通貨および表示通貨

ファンドの財務諸表に含まれる項目は、ファンドが運営を行う主たる経済環境の通貨（機能通貨）を用いて測定される。これはユーロ（「EUR」）である。証券取引は売買の行われた取引日に財務諸表に計上され、取引日の終業時刻の実勢為替レートでユーロ（機能通貨および表示通貨）に換算される。外貨建資産お

よび負債は、期末日の為替レートでユーロに換算される。取引から生じる為替差損益は、運用計算書に含まれる。

収益

配当収益は、配当落ち日において還付不能源泉税込みの総額で計上される。利息収益は、実行利息法に基づいて還付不能源泉税込みの総額で会計処理される。

費用

費用は発生主義に基づいて会計処理される。

買戻可能受益証券

受益証券 1 口当たり純資産価格は各取引日に計算される。受益証券が割り当てられる、または買い戻される価格は、ファンドの信託証書の条項に従った、関連取引日の営業最終時の受益証券 1 口当たり純資産価格を参照にして計算される。

ファンドの受益証券は、受益者の選択により買戻しが可能であり、資産負債計算書上で金融負債に分類される。受益者がファンドの受益証券を買い戻す権利を行使した場合、資産負債計算書日における支払可能な買戻価格で実施される。

3．損益計算書を通じて公正価格で測定する金融資産

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
売買のための保有：		
- 株式	28,772,584	41,740,677
損益計算書を通じて公正価格で測定する金融資産合計	28,772,584	41,740,677

4．リスク・ファクター

ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、以下のように概略される。

市場リスク

市場リスクは、保有する金融資産の将来価格に関する不確実性から生じる。かかるリスクは、ファンドが価格変動に直面して所有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失に相当する。市場リスクは、認可された市場への投資を制限し、レバレッジを阻止し、および分散投資基準を課すことを目的とした取引前後の自動化された監視システムにより管理される。目標市場に対するエクスポージャーを表すベンチマークのボラティリティーと比較したポートフォリオのボラティリティーは、トラッキング・エラーを用いることにより監視される。

ファンドは、様々な欧州の証券取引所で取引される、主にテクノロジー・セクター関連銘柄である上場証券に投資を行う。ファンドは、ロング・ポジションのみを保有し、ギアリング/借入れによるリターンの増加を図ることを目的としない。ファンドは、常に全額投資を目指す。

ファンドは、上場株式銘柄に投資することにより株価の変動に晒され、したがって、市場価格変動リスクが、ポートフォリオにとって元本損失につながることもある。

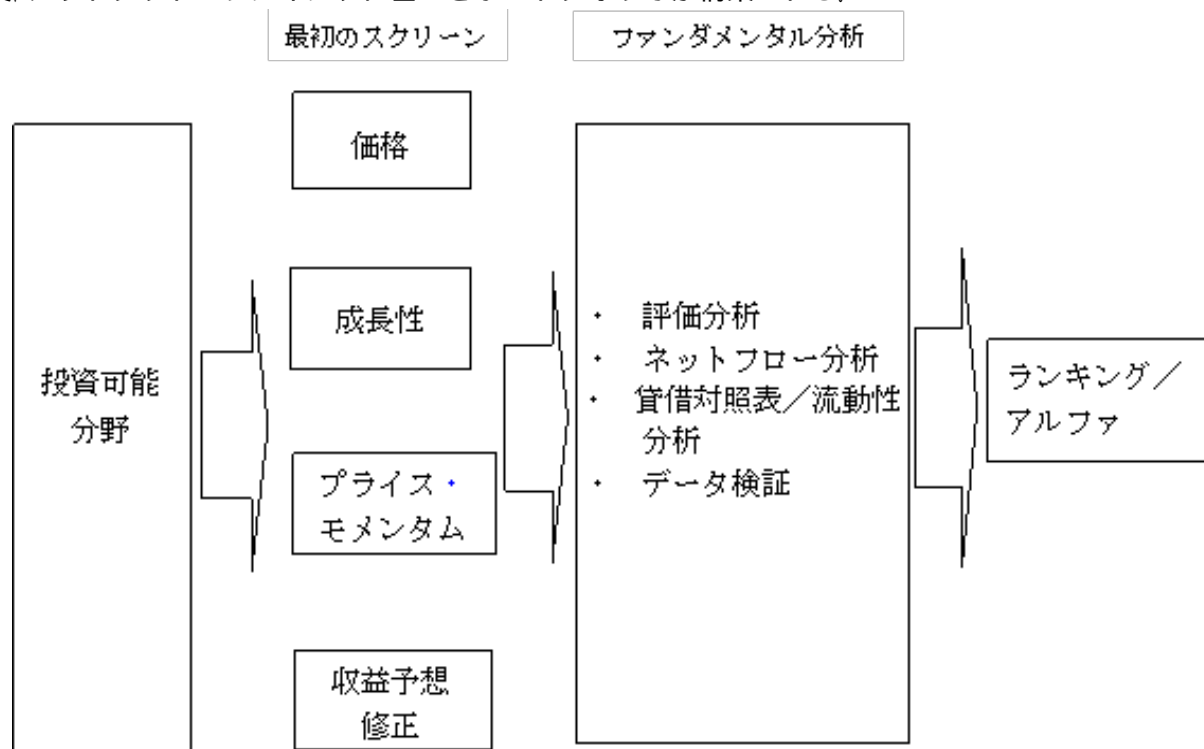
以下の表において詳述されるとおり、TMVスクリーンのアウトプットに基づき、顧客ガイドラインにおいて合意された範囲内においてポートフォリオを構築する。株式、セクター、国に対するエクスポージャーおよびターゲット・トラッキング・エラー等、顧客により特定されるリスク要因の管理は、パフォーマンス測定表（下記参照）において詳述される様々なシステムを用いることにより監視される。

ポートフォリオにおける市場価格リスクは、トラッキング・エラーを参照することにより監視される。2008年7月31日現在の5年トラッキング・エラーは年率11.58%であった（2007年7月31日：16.12%）。

ポートフォリオ管理

TMV、即ち我々が独自に専有するスクリーニング・ツールである多元的モデルTMV（トレンド、モメンタムおよびヴァリュー）は、我々のすべての定量スクリーニング活動の基礎を形成するものである。4

つの主要因に重点を置いた当該ツールは、投資可能分野内の価格偏差を縮小するために使用される。当該リサーチの結果、および各株式に付与された格付の記録は、すべてのチームメンバーに対して、データベースにおいて閲覧および使用が可能である。以下において詳述されるように、株式のファンダメンタル分析後、アウトプット・ランキングに基づきポートフォリオが構築される。



パフォーマンス測定

インデックス・プロセッシング・システム（Index processing system）：ベンチマーク・リターン の計算および固定の利益に対する属性を提供し、リターン の貯蓄庫の役割を果たす。

XAMIN：分離保管口座に対するリターン の計算を提供し、また株式およびバランス型のポートフォリオに対するセクター、国および地域への属性を提供する。

FACTSET：普通株レベルに対する属性を計算する。

RPU：投資可能分野の分析に使用される。

IMS32：独自の測定を要求する顧客に対して、パフォーマンスを計算するために使用される。

BARRA：パフォーマンス分析グループは、スタイルおよびテーマがポートフォリオの事前に合意された投資目的に違反した場合、IRGsおよびリスク・パラメーターを削減すること、およびトラッキング・エラーを許容水準で維持することを確保するために、ポートフォリオのファクター・エクスポージャーを監視するBARRA報告書を作成する。これらのBARRA報告書は、ポートフォリオ・マネジャー、チーフ・インベストメント・オフィサーおよびインベストメント・ディレクターに配布される。

上記で述べられた管理の他に、最良の執行、指針の遵守および運営リスクの監視を確保する追加的システムが存在するが、それらについては以下に詳述される。

取引注文管理

OSIRIS：ポートフォリオ・マネジャーによる以下の事柄を可能にする意思決定サポートシステムである。契約合意前の現在の評価およびキャッシュ・ポジションの見直し、ポートフォリオ・マネジャーにより予め決められた投資目的達成のための注文の獲得、「仮定」の事態の分析の提供および資産配分の変動の結果を確認するためのモデルの実行、および顧客の期初の株式保有高、所定の注文、および注文が執行された後の保有高の確認。

OESPlus（注文執行システム（Order Execution System））：OSIRISシステムからほぼリアルタイムで注文を直接受領し、同システム内の当該注文と、ディーラーに対して提示されるセクター別の取引記録簿とを照合する。執行後、取引の詳細はOESPlusに入力され、取引は自動的に参加口座間に割り当てられる。

Oasys Global Direct：取引の相手方との有価証券取引に対する電子取引認証を可能にするために使用される。

取引前後コンプライアンス

Tripwires：取引プラットフォームと並行して実行する、取引前後の自動化された取引ガイドラインコンプライアンス監視ツールである。

運営リスク管理

Phoenix：JPモルガン・アンド・カンパニー全体で自己査定プロセスの管理を文書化するために使用されるウェブベースのシステム。ビジネスが直面する重要なリスク、およびこれらのリスクを軽減するために実施される管理を文書化するために使用される。さらに、監査期間中、監査部によって特定されるギャップを改善することを目的とした実行計画を文書化するためにも使用される。

流動性リスク

流動性リスクは、高いボラティリティーおよび金融逼迫の時期にファンドの投資ポジションの規模を合理的価格でファンドが早急に調整できない可能性を表す。ファンドの主な負債は、投資家が売却を望む受益証券の買戻しである。買戻可能受益証券は、管理会社を買戻請求を受領し、かつ受諾する日々の取引日において、いつでも買戻しが可能である。また、これらのシステムは現在、その未実現利益を迅速に換金することが困難な資産クラスであるOTCデリバティブの使用を阻止している。承認された資産を分散させることもまた、流動性リスクの減少につながる。7月31日現在のファンドの負債の満期に関する分析は、以下の表において開示される。

2008年度	1 か月未満 ユーロ	1 - 3 か月 ユーロ	3 か月超 - 1 年 ユーロ	合計 ユーロ
債務	-	141,690	-	141,690
買戻可能受益証券	29,317,038	-	-	29,317,038
金融負債合計	29,317,038	141,690	-	29,458,728

2007年度	1 か月未満 ユーロ	1 - 3 か月 ユーロ	3 か月超 - 1 年 ユーロ	合計 ユーロ
債務	-	205,316	-	205,316
買戻可能受益証券	43,120,662	-	-	43,120,662
金融負債合計	43,120,662	205,316	-	43,325,978

買戻金は、通常、買戻しが有効となる取引日の後 5 営業日以内にファンドの基準通貨をもって受益者の口座に銀行電信送金で支払われる。

受益者は、ファンド資産の評価の一時停止の場合を除き、管理会社の事前の書面による合意なしに、買戻請求を取り下げすることはできず、この場合取り下げは、管理会社が評価の停止期間終了前に書面による通知を受領した場合に限り、有効となる。買戻請求が取り下げられない場合、買戻しは、評価停止終了後の翌取引日に行われる。

ファンドが借入れを行う場合、その総額がファンドの純資産総額の10%を超えないものとする。

信用リスク

信用リスクは、取引相手方が取引契約を遂行することができない、またはその意思がない場合に、そのことによりファンドが財務上の損失を被るリスクである。ファンドは、取引相手方にかかる信用リスクにさらされ、また債務不履行のリスクも負担する。取引相手方に対するエクスポージャーは、認識された市場、厳格な相手方選定プロセス、分散化および証券と資金の同時決済の使用により管理される。取引相手方に対するグロス・エクスポージャーは、これらの使用を承認する権限を持つ与信機能により監視される。2008年7月31日および2007年7月31日現在、すべての有価証券はダイワ・セキュリティーズ・トラスト・アンド・バンキング（ヨーロッパ）ピーエルシーに保有されており、その最終的な親会社は、日本の大手金融機関であり、世界各国の証券取引所に上場している株式会社大和証券グループ本社である。2008年7月31日および2007年7月31日現在、すべての現金はブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）に保有されている。

金利リスク

金利リスクは、関連金利の不利な変動によりファンドが被る潜在的損失に相当する。ファンドの金融資産は、変動利率による利息を有するキャッシュ・バランス以外は、直接金利リスクにさらされず、したがって、投資運用会社は、ファンドが重大な金利リスクに晒されることはないと考え、投資運用会社は、かかるリスクのために特段監視手順を実施することはないが、ファンドの全体的なパフォーマンスに影響を与える外的要因のひとつである金利の変動に常に細心の注意を払っている。

2008年7月31日現在、金利が1%上昇したと仮定すると、年度末のキャッシュ・バランスベースで、純資産額が実質的におよそ703ユーロ増加していたと考えられる（2007年7月31日：7,420ユーロの増加）。その他のすべての変数が変化しないという前提で金利が1%下落したと仮定すると、純資産額が同額減少していたと考えられる。

ファンドの方針に準拠して、投資運用会社は、ファンドの全般的な金利感応度を日々監視し、取締役がこれを半年毎に見直す。

為替リスク

為替リスクは、基準通貨以外の通貨建ての不利な変動によりファンドが被る潜在的損失として現われる。ファンドの資産の一定部分は、ユーロ以外の通貨建て有価証券に投資され、かかる投資およびかかる投資の市場価格からファンドが受け取るすべての収益はこれらの通貨建てで受領され、その一部はユーロに対して下落することがある。ファンドは、ファンドの機能通貨であるユーロで純資産価格を計算するため、受益証券の価格に影響する為替リスクを伴う。

ファンドは、ヨーロッパ全土の様々な分野のテクノロジー関連会社の銘柄に投資する。ポートフォリオ内で為替ヘッジは行われておらず、裏付けとなる銘柄への投資は、それぞれ自国の通貨によって行われる。

7月31日現在、ファンドの投資有価証券および現金に対する通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
スターリング・ポンド	8,593,927	10,520,048
デンマーク・クローネ	204,429	-
ノルウェー・クローネ	-	1,960,751
スウェーデン・クローネ	1,744,951	594,943
スイス・フラン	751,098	2,135,662
	<u>11,294,405</u>	<u>15,211,404</u>

2008年7月31日現在、その他のすべての変数が変化しないという前提で、以下の通貨に対してユーロが5%値を下げたと仮定すると、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産および運用計算書を通じた買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動は、以下のとおり増減する。

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
スターリング・ポンド	429,696	526,002
デンマーク・クローネ	10,221	-
ノルウェー・クローネ	-	98,038
スウェーデン・クローネ	87,248	29,747
スイス・フラン	37,555	106,783
	<u>564,720</u>	<u>760,570</u>

ファンドの方針に準拠して、投資運用会社はファンドの全般的な為替感応度を日々監視し、取締役会がこれを半年毎に見直す。

2008年7月31日に終了した年度の金融資産の取引によるすべての損益は、運用計算書に計上される。

5. 外貨を含む現金

現預金残高は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）に保有されている。

6. 債権

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
投資有価証券に係る未収売却代金	595,683	763,221
未収利息	1,912	626
未収配当金	17,906	71,999
その他の資産	315	7,475
7月31日現在	615,816	843,321

7. 債務 - 1年以内支払期限到来

	注記	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
ファンド受益証券に係る未払買戻代金		58,538	85,099
未払報酬引当金	9	82,982	119,820
未払利息		-	19
その他の負債		170	378
7月31日現在		141,690	205,316

8. 年度中の買戻可能受益証券発行および買戻口数

	2008年	2007年
期首現在受益証券発行済口数	10,985,160	13,042,340
受益証券発行口数	100	15,110
受益証券買戻口数	(1,079,250)	(2,072,290)
期末現在受益証券発行済口数	9,906,010	10,985,160

現在、大和証券株式会社（東京）が唯一の受益証券保有者である。

9. 報酬および費用

ファンドは、管理会社および受託会社に報酬を支払う。管理会社および受託会社の報酬総額は、ファンドの純資産価格の年率1.8%（付加価値税があれば、加算する。）を超えないものとする。かかる報酬は毎日未払計上され、各四半期末に後払いされる。管理会社は、投資運用会社、販売会社および代行協会員への報酬を、ファンドから受領した報酬から支払う。また、投資運用会社は投資顧問会社に対し報酬を支払う。代行協会員および販売会社は、ファンドから直接にその諸費用の払い戻しを受ける。

管理会社は、その報酬に加え、すべての管理事務費用の支払を受けることができ、かかる費用はファンドから管理会社に対し支払われる。受託会社は、ファンドからその支払額の払戻しを受けることができ、これには副保管会社の報酬および支出額が含まれる。副保管会社の報酬は、通常の商取引上の料率で請求される。

7月31日現在、未払報酬は以下のとおりである。

2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
--------------	--------------

販売会社報酬および代行協会員報酬	20,274	32,364
投資運用報酬	1,419	2,265
投資顧問報酬	18,854	30,098
管理報酬	1,670	2,665
副保管銀行報酬	11,791	8,024
受託会社報酬	716	1,142
監査報酬	21,615	11,739
その他の費用	6,643	31,523
	<u>82,982</u>	<u>119,820</u>

10. 損益計算書を通じて公正価格で測定する金融資産にかかる純（損失）／利益

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
投資有価証券および通貨からの実現純利益	760,751	4,579,323
投資有価証券および通貨からの未実現（損失）／利益の純変動	<u>(10,716,359)</u>	<u>6,850,522</u>
損益計算書を通じて公正価格で測定する金融資産にかかる純（損失）／利益	<u>(9,955,608)</u>	<u>11,429,845</u>

11. 関連会社間取引

通常の業務上の取引以外の関連会社との取引はなかった。管理会社、投資運用会社、受託会社、管理事務代行会社、投資顧問会社は、財務報告基準（F R S）8号に基づき関連会社としてみなされる。当年度中に関連会社との間で発生した費用は、運用計算書に開示されている。当年度末現在の関連会社への未払金額は、注記9に開示されている。

12. 分配方針

管理会社は、受託会社の同意を得て、分配の宣言を行うことができる。2008年7月31日に終了した年度において、受益者に対する分配の宣言または支払はなかった（2007年：なし。）。

13. 純資産価格の履歴

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ	2006年 ユーロ
公表純資産価格	29,317,038	43,120,662	39,130,198
受益証券口数	9,906,010	10,985,160	13,042,340
1口当たりの純資産価格	2.96	3.93	3.00

14．税金

現行法および慣行に従って、ファンドは、1997年租税統合法（改正済）の第739 B 条に基づく投資信託としての資格を有する。ファンドは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられない。

しかし、ファンドにおいて「課金事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税事由には、受益者への分配金支払または株式の換金、買戻しもしくは譲渡が含まれる。

課税事由に係る税金は、以下の場合には生じない。

- a) 課税事由の時点に税法上アイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者ではない受益者。ただし、1997年租税等合法（改正済）の規定に準拠して適切で有効な申告書がファンドにより保有されなければならない。
- b) 必要な署名済申告書をファンドに提出した、特定のアイルランド居住の免税受益者。

ファンドが行う投資により受領される配当、利子およびキャピタル・ゲイン（もしあれば）には、投資収益が受領される国によって徴収される源泉税が課せられることがあり、かかる税金はファンドまたは受益者に還付されない。

15．当財務諸表で使用されている為替レート

以下の為替レートは、資産および負債のユーロへの換算に使用された。

	2008年	2007年
スターリング・ポンド	0.788170	0.674388
デンマーク・クローネ	7.461117	7.441847
日本円	-	163.471050
ノルウェー・クローネ	8.019894	7.964719
スウェーデン・クローネ	9.453094	9.194981
スイス・フラン	1.635512	1.651400
米ドル	1.561050	-

16．ソフト・コミッション契約

ファンドは、いかなるソフト・コミッション契約も保有していない。

17．後発事象

当年度終了後に財務諸表において開示が求められる事象はなかった。

（３）【投資有価証券明細表等】

ユーロ・デジタル・ファンド

投資有価証券明細表

2008年 7月31日現在

株式	名目保有高	公正価格 (ユーロ)	対純資産比率 (%)
ベルギー			
Mobistar SA - NPV	4,645	246,185	0.84
		246,185	0.84
デンマーク			
Vestas Wind Systems As	2,402	204,429	0.70
		204,429	0.70
フィンランド			
Nokia Oyj	139,480	2,481,349	8.46
Tietoenator Oyj	48,163	630,454	2.15
		3,111,803	10.61
フランス			
Alcatel-Lucent	389,848	1,508,712	5.15
Alten	19,927	525,674	1.79
Cap Gemini SA	34,366	1,400,415	4.78
Dassault Systemes SA	20,496	832,548	2.84
Devoteam SA	10,458	227,462	0.78
Eutelsat Communications	9,852	176,843	0.60
Faiveley SA	3,233	163,428	0.56
France Telecom	17,783	361,173	1.23
Gemalto	16,147	395,602	1.35
Ipsos	13,653	304,871	1.04
Oberthur Technologies	21,886	99,362	0.34
Teleperformance	8,682	213,577	0.73
Vivendi	15,133	406,851	1.39
		6,616,518	22.58
ドイツ			
Deutsche Telekom AG - REG	31,343	347,280	1.19
Epcos AG	53,756	960,082	3.27
Infineon Technologies AG	123,108	601,998	2.06
Phoenix Solar AG	7,345	364,679	1.24
Roth and Rau AG	5,788	181,801	0.62
SAP AG	77,441	2,888,549	9.85
SMA Solar Technology AG	5,174	284,570	0.97
		5,628,959	19.20

ユーロ・デジタル・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2008年7月31日現在

株式（続き）	名目保有高	公正価格 （ユーロ）	対純資産比率 （％）
イタリア			
Amplifon Spa	124,022	204,388	0.70
		204,388	0.70
オランダ			
Koninklijke KPN NV	27,989	311,098	1.06
STMicroelectronics NV	86,361	616,618	2.10
Unit 4 Agresso NV - Non-Voting	20,842	281,992	0.96
		1,209,708	4.12
スペイン			
Telefonica SA	16,863	279,926	0.95
		279,926	0.95
スウェーデン			
Telefonaktiebolaget LM Ericsson - B Non-Voting	235,723	1,585,934	5.41
Telia AB	32,678	159,015	0.54
		1,744,949	5.95
スイス			
ABB Ltd	7,827	132,850	0.46
OC Oerlikon Corp	1,454	229,367	0.78
Temenos Group AG	14,525	267,762	0.91
		629,979	2.15
イギリス			
Aggreko Plc	41,752	370,549	1.27
ARM Holdings Plc	826,858	1,009,745	3.44
Autonomy Corp Plc	68,698	964,005	3.29
Aveva Group Plc	26,045	527,364	1.80
Babcock International Group	83,411	646,084	2.20
Communisys Plc	1,150	963	-
Cookson Group	44,186	350,945	1.20
Dimension Data Holdings Plc	979,924	615,429	2.10
Laird Group Plc	57,910	217,116	0.74
Logica Plc	485,568	651,494	2.22
M&C Saatchi	118,050	148,280	0.51
Micro Focus International Plc	114,350	383,019	1.31
Pace Micro Technology Plc	253,875	275,401	0.94
Premier Farnell Plc	198,185	420,549	1.43

ユーロ・デジタル・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2008年7月31日現在

株式（続き）	名目保有高	公正価格 （ユーロ）	対純資産比率 （％）
イギリス（続き）			
Rotork Plc	12,649	176,213	0.60
Sage Group Plc	293,232	737,014	2.51
SDL Plc	61,502	292,813	1.00
Spirent Communications Plc	515,860	417,246	1.42
Telecity Group Plc	53,531	163,683	0.56
Temple Capital Partners Ltd	202	-	-
Vodafone Group Plc	132,946	225,690	0.77
		8,593,602	29.31
アメリカ合衆国			
Synthes Inc	3,415	302,138	1.03
		302,138	1.03
損益計算書を通じて公正価格で測定する金融資産		28,772,584	98.14
その他の純資産		544,454	1.86
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産合計		29,317,038	100.00

すべての株式投資は公認の証券取引所に上場が認められた譲渡可能有価証券である。

ユーロ・デジタル・ファンド
組入証券変動明細表（未監査）
2008年7月31日現在

	名目取得高	名目売却高
Aggreko Plc	-	78,261
Alcatel-Lucent	451,560	-
Alten	19,927	-
ASML Holdings NV	24,665	115,981
Atos Origin	13,424	53,146
Autonomy Corp Plc	68,698	-
Aveva Group Plc	26,045	-
British Sky Broadcasting Group	-	54,596
Cap Gemini SA	19,524	23,135
Dassault Systemes SA	-	31,542
Epcos AG	44,278	-
EVS Broadcast Equipment SA	-	8,512
France Telecom	-	19,781
Gemalto	18,578	-
Ingenico	17,128	-
Ipsos	13,653	-
Koninklijke KPN NV	-	65,724
Logica Plc	309,228	274,257
Misys Plc	236,894	236,894
Nokia Oyj	123,169	74,613
Premier Farnell Plc	198,185	-
Sage Group Plc	316,689	194,927
SAP AG	62,746	30,830
Siemens AG — REG	-	35,956
Solon AG	-	8,836
Tandberg ASA	-	35,082
Telefonaktiebolaget LM Ericsson - B Non-Voting	1,178,619	-
Temenos Group AG	25,125	-
Tietoenator Oyj	-	81,905
Ubisoft Entertainment SA	9,411	9,411
Vodafone Group Plc	-	183,181

上記の表は、ファイナンシャル・レギュレーター（the Financial Regulator）により要求される、年度中の投資有価証券の変動計算書を表章する。同表は、年度中における取得有価証券の上位20銘柄および売却有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

EURO DIGITAL FUND
Statement of Assets and Liabilities
As at 31st July 2008

	Notes	2008 EUR	2007 EUR
Assets			
Cash at bank	5	70,328	741,980
Financial assets at fair value through profit or loss	2,3,4	28,772,584	41,740,677
Debtors	6	615,816	843,321
Total Assets		29,458,728	43,325,978
Liabilities			
Creditors – due within one year	7	141,690	205,316
Total Liabilities (excluding Net Assets attributable to the Holder of Redeemable Participating Units)		141,690	205,316
Net Assets attributable to the Holder of Redeemable Participating Units at fair value		29,317,038	43,120,662

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Signed

Signed

Date: 18/11/08

EURO DIGITAL FUND
Statement of Operations
For the year ended 31st July 2008

	Notes	2008 EUR	2007 EUR
Income			
Dividends on investments	2	729,660	913,328
Bank Interest	2	38,094	7,410
Net (loss)/gain on financial assets at fair value through profit or loss	10	(9,955,608)	11,429,845
Total (loss)/income		(9,187,854)	12,350,583
Expenses			
Distributor and Agent Security Company fees	9	302,176	358,995
Investment Manager fees	9	21,153	25,130
Investment Advisor fees	9	281,023	333,865
Sub-custodian fees	9	75,340	43,036
Manager fees	9	24,885	29,564
Trustee fees	9	10,666	12,670
Audit fees		29,526	10,812
Other expenses		50,234	83,768
Total expenses		795,003	897,840
(Loss)/profit before tax		(9,982,857)	11,452,743
Withholding taxes	2	(139,100)	(177,911)
(Decrease)/increase in Net Assets attributable to the Holder of Redeemable Participating Units		(10,121,957)	11,274,832

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Operations.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

EURO DIGITAL FUND

Statement of Changes in Net Assets attributable to the Holder of

Redeemable Participating Units

For the year ended 31st July 2008

	2008 EUR	2007 EUR
Net Assets attributable to the Holder of Redeemable Participating Units at 1 st August	43,120,662	39,130,198
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	367	60,620
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	(3,682,034)	(7,344,988)
(Decrease)/increase in Net Assets attributable to the Holder of Redeemable Participating Units	(10,121,957)	11,274,832
Net Assets attributable to the Holder of Redeemable Participating Units at 31 st July	29,317,038	43,120,662

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

EURO DIGITAL FUND
Notes to the Financial Statements
31st July 2008

1. GENERAL INFORMATION

Euro Digital Fund (the “Fund”) was constituted on 14th January 2000, as a Unit Trust authorised by the Financial Regulator pursuant to the provisions of the Unit Trusts Act, 1990. The duration of the Fund is 10 years and the Fund is due to terminate on 31st July 2010, unless it is extended further by agreement between the Manager and Trustee.

The investment objective of the Fund is to capitalise on the growth potential of the European technology related sectors, and to achieve long-term capital growth through investments in European equity and equity related securities including ADRs, GDRs, convertibles and warrants of European companies engaged in technology related activities.

The units of the Fund were listed on the Official List of the Irish Stock Exchange, effective 19th December 2003.

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies adopted by the Fund are as follows:

Basis of preparation

The financial statements have been prepared in accordance with the historical cost convention, as adjusted for the revaluation of financial assets held at fair value through profit or loss, accounting standards generally accepted in Ireland and Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990. Accounting standards generally accepted in Ireland, in preparing financial statements giving a true and fair view, are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Accounting Standards Board.

The format and certain wording of the financial statements have been adopted from those contained in FRS 3 “Reporting Financial Performance” so that, in the opinion of the Manager, they more appropriately reflect the nature of the Fund's business as an investment fund.

The Fund has availed of the exemption available to open ended investment funds under FRS 1 not to prepare a cash flow statement.

Financial Assets at fair value through profit or loss

This category has two sub-categories: financial assets held for trading and those designated by management at fair value through profit or loss at inception.

Financial assets held for trading (“trading securities”) are securities that are acquired for generating a profit from short-term fluctuations in price or dealer's margin or are included in a portfolio in which a pattern of short-term profit taking exists.

The fair value of financial instruments traded in active markets is based on quoted market prices at the balance sheet date. The quoted market price used for financial assets held by the Fund is the current bid price. Gains and losses arising from changes in the fair value of the financial assets at fair value through the profit and loss category are included in the Statement of Operations in the year in which they arise.

EURO DIGITAL FUND

Notes to the Financial Statements

31st July 2008

(Continued)

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial Assets at fair value through profit or loss (continued)

The Fund's trading securities are accounted for on the trade date and are acquired at fair value at time of acquisition. Transaction costs are expensed as incurred and included in the Statement of Operations as part of the net gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss. All gains and losses from trading financial assets for the year ended 31st July 2008 are included in the Statement of Operations.

Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instrument. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates.

Functional and Presentation Currency

Items included in the Fund's financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the functional currency), which is Euro (" EUR "). Securities transactions are recorded in the financial statements on the trade date of the transaction and translated into Euro (the functional and presentation currency) at the exchange rate prevailing at the close of business on the trade date. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Euro at the exchange rates ruling at the balance sheet date. Foreign currency gains or losses arising from trading activities are included in the Statement of Operations.

Income

Dividend income is recorded gross of any non-reclaimable withholding taxes suffered on an ex-date basis. Interest income is accounted for on an effective interest basis gross of any non-reclaimable withholding taxes.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

Redeemable Participating Units

The net asset value per unit is computed for each dealing day. The price at which units are allotted or redeemed is calculated by reference to the net asset value per unit as at the close of business on the relevant dealing day in accordance with the provisions of the Fund's Trust Deed.

Units in the Fund are redeemable at the option of the unitholder and are classified as a financial liability in the Statement of Assets and Liabilities and are carried at the redemption amount that would be payable at the Statement of Assets and Liabilities date if the unitholder exercised the right to redeem units in the Fund.

EURO DIGITAL FUND
Notes to the Financial Statements
31st July 2008
(Continued)

3. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2008 EUR	2007 EUR
Held for trading:		
- Equities	<u>28,772,584</u>	<u>41,740,677</u>
Total financial assets at fair value through profit or loss	<u>28,772,584</u>	<u>41,740,677</u>

4. RISK FACTORS

The main risks arising from the Fund's financial instruments can be summarised as follows:

Market Risk

Market risk arises from uncertainty about future prices of financial assets held. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk is controlled by automated pre-and post-trade monitoring systems, which restrict investment to the permitted markets, prevent leverage and impose diversification standards. The resulting volatility of the portfolio compared with that of the benchmark which represents the target market exposure is monitored by means of tracking error.

The Fund invests in listed securities that are specifically related to Technology and are traded on a variety of European Stock Exchanges. The Fund is long only and may not gear/borrow to increase returns. The Fund aims to be fully invested at all times.

Investing in listed equities exposes the fund to the fluctuations of equity prices and therefore the risk that movements in market prices may result in capital losses for the portfolio.

As detailed in the tables below the portfolio is constructed, within the agreed client guidelines, based on the output of the TMV screen. The management of the risk factors as specified by the client, such as stock, sector, country exposure and target tracking error are monitored using the various systems detailed in the Performance Measurement table (see below).

Market Price Risk in the portfolio is monitored by reference to tracking error. As at 31st July 2008 the annualised historic 5 year tracking error was 11.58%. (31st July 2007 - 16.12%)

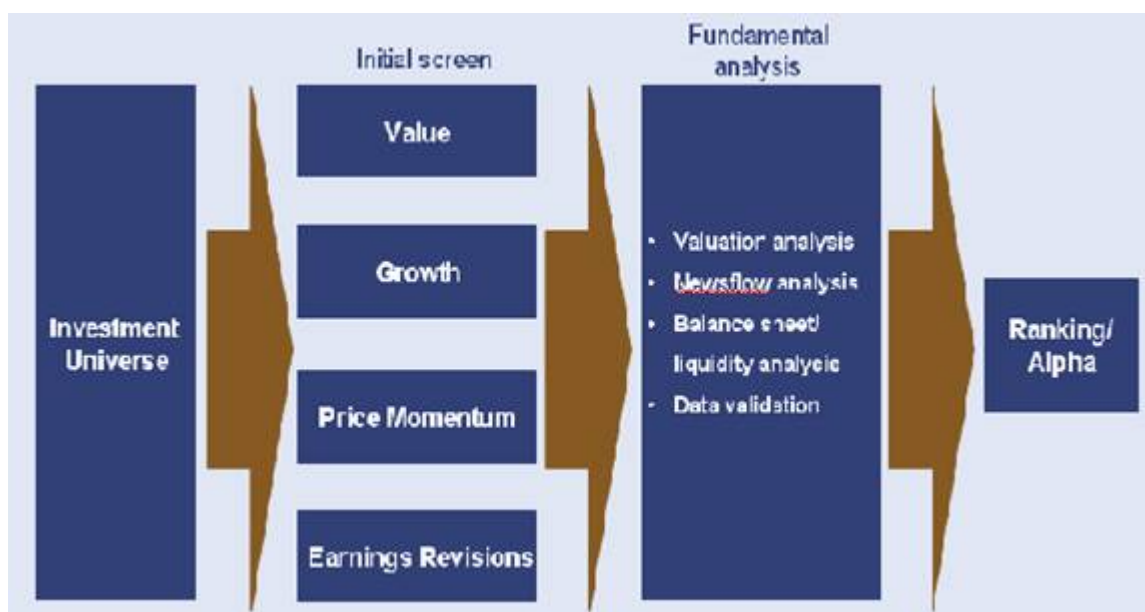
EURO DIGITAL FUND
Notes to the Financial Statements
31st July 2008
(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Market Risk (continued)

Portfolio management

TMV - Our unique, proprietary screening tool, a multi-factor model known as the TMV (Trends, Momentum and Value), forms the basis of all our quantitative screening activity. This tool, which focuses on 4 key factors, is used to narrow the search for pricing anomalies within our investable universe. The results of this research, and records of the ratings awarded to each stock, are available on the database for all team members to see and use. After fundamental analysis of the stocks as detailed below, the portfolio is constructed based on the output rankings.



Performance Measurement

Index processing system - provides benchmark return calculations and fixed income attribution and acts as a returns repository.

XAMIN - provides return calculations for segregated accounts and also provides sector, country and regional attribution for equity and balanced portfolios.

FACTSET - calculates equity stock level attribution.

RPU - used for universe analysis.

IMS32 - used to calculate performance for those clients who require independent measurement.

EURO DIGITAL FUND
Notes to the Financial Statements
31st July 2008
(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Market Risk (continued)

Performance Measurement (continued)

BARRA - the Performance Analysis Group produces BARRA reports to monitor the portfolio's factor exposures to ensure that IRGs and risk parameters are eliminated as well so that an acceptable level of tracking error is maintained when style or theme bets are in breach of the portfolios' pre-agreed objectives. These BARRA reports are distributed to the Portfolio Managers, Chief Investment Officers and Investment Directors.

In addition to the controls mentioned above there are also further systems and controls to ensure best execution, compliance with guidelines and monitoring of operational risk. These are detailed in the table below.

Trading order management

OSIRIS - a decision support system which allows portfolio managers to: review current valuations and cash positions before the deal; generate orders to achieve the portfolio managers' predetermined investment objectives; provide "what if" analysis and run models to see results of asset allocation changes; view clients' opening stock holdings, intended orders and resulting holdings if the order is executed.

OESPlus - Order Execution System: Receives orders directly from the OSIRIS system in near real-time, and collates them within and sector specific trade blotters which are presented to the dealers. Following execution, the trade details are entered in to OESPlus, and the trade is automatically allocated amongst participating accounts

Oasys Global Direct - used to enable Electronic Trade Confirmation for securities trades with counterparties.

Pre/Post trade compliance

Tripwires - an automated pre-and-post trading guideline compliance monitoring tool which runs in parallel with the trading platform.

Operational risk control

Phoenix - a web based system used to document the control self assessment process across JPMorgan & Co. It is used to document the significant risks faced by the business and the controls in place to mitigate these risks. In addition it is used to document action plans to remedy any gaps identified by Audit Department during their audits.

EURO DIGITAL FUND
Notes to the Financial Statements
31st July 2008
(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Market Risk (continued)

Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Fund may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price. The main liability of the Fund is the redemption of any units that investors may wish to sell. Redeemable Participating Units can be redeemed on any daily dealing day that the redemption request is received and accepted by the Manager. These systems also currently block the use of OTC derivatives, an asset class on which unrealised gains may prove difficult to convert quickly into cash. Diversification of approved assets also reduces liquidity risk. The maturity analysis of the Fund's liabilities as at 31st July is disclosed in the table below;

2008	Less than 1 month EUR	1-3 months EUR	Over 3 months to 1 year EUR	Total EUR
Creditors	-	141,690	-	141,690
Redeemable Participating Units	29,317,038	-	-	29,317,038
Total Financial Liabilities	29,317,038	141,690	-	29,458,728
2007	Less than 1 month EUR	1-3 months EUR	Over 3 months to 1 year EUR	Total EUR
Creditors	-	205,316	-	205,316
Redeemable Participating Units	43,120,662	-	-	43,120,662
Total Financial Liabilities	43,120,662	205,316	-	43,325,978

The proceeds of redemption will normally be paid by bank telegraphic transfer to the account of the Unitholder in the Base Currency of the Fund, not later than five Business Days following the Dealing Day on which the redemption is effected.

A Unitholder may not, without the prior written consent of the Manager, withdraw his request for redemption except in the event of a temporary suspension of the valuation of the assets of the Fund in which event a withdrawal will be effective only if written notification is received by the Manager before the termination of the period of suspension. If the request is not so withdrawn the redemption will be made on the next Dealing Day following the end of the suspension.

The Fund may not borrow other than borrowings which in the aggregate do not exceed 10% of the Net Asset Value of the Fund.

EURO DIGITAL FUND

Notes to the Financial Statements

31st July 2008

(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Credit Risk

Credit risk is the risk that a counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause the Fund to incur financial losses. The Fund will be exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. Exposure to dealing counterparties is controlled by use of recognised markets, a rigorous selection process for counterparties, diversification and settlement by delivery versus payment. Gross exposure to counterparties is monitored by the credit function responsible for authorising their use. At 31st July 2008 and 31st July 2007 all securities were held with Daiwa Securities Trust and Banking (Europe) plc. The ultimate parent is Daiwa Securities Group Inc., which is a large Japanese Funds Institution listed on several worldwide exchanges. At 31st July 2008 and 31st July 2007 all cash was held with Brown Brothers Harriman & Co.

Interest Rate Risk

Interest rate risk represents the potential losses that the Fund might suffer due to adverse movements in relevant interest rates. The financial assets of the Fund are not exposed directly to interest rates other than cash balances, which bear interest at a floating rate therefore the Investment Manager does not consider the interest rate risk exposure to be material. The Investment Manager does not put any monitoring procedure in place for this risk, though the Investment Manager constantly pays much attention to interest rate movement as one of the external factors to impact the overall Fund performance.

At 31st July 2008, if there was a change of 1% to the interest rates, there would have been the following approximate increase in the effects on Net Asset Value: EUR703 (31st July 2007: EUR7,420) based on year end cash balances. A decrease by 1% would result in equal but opposite effect, on the basis that all other variables remain constant.

In accordance with the Fund's policy, the Investment Manager monitors the Fund's overall interest sensitivity on a daily basis and the Board of Directors review it on semi-annual basis.

Currency Risk

Currency risk represents the potential losses that the Fund might suffer due to adverse movements in non-base currency exposures. Some of the Fund's assets are invested in securities denominated in currencies other than Euro and any income received by the Fund from these investments and also the market value of these investments will be received in those currencies, some of which may fall in value against the Euro. The Fund calculates its Net Asset Value in Euro, the functional currency of the Fund, and there is therefore a currency exchange risk, which may affect the value of units.

The portfolio invests in a range of pan European technology companies. There is no currency hedging within the portfolio and investments into underlying equities are made in their native currency.

EURO DIGITAL FUND

Notes to the Financial Statements

31st July 2008

(Continued)

4. RISK FACTORS (continued)

Currency Risk(continued)

The currency exposure of the Fund's investments and cash as at 31st July is set out as follows:

	2008 EUR	2007 EUR
British Pound	8,593,927	10,520,048
Danish Kroner	204,429	-
Norwegian Kroner	-	1,960,751
Swedish Krona	1,744,951	594,943
Swiss Franc	751,098	2,135,662
	<u>11,294,405</u>	<u>15,211,404</u>

At 31st July 2008, had the Euro weakened by 5% in relation to the below currencies, with all other variables held constant, Net Assets attributable to the Holder of Redeemable Participating Units and the change in Net Assets attribute to the Holder of Redeemable Participating Units per the Statement of Operations would have decreased/(increased) by the amounts below.

	2008 EUR	2007 EUR
British Pound	429,696	526,002
Danish Kroner	10,221	-
Norwegian Kroner	-	98,038
Swedish Krona	87,248	29,747
Swiss Franc	37,555	106,783
	<u>564,720</u>	<u>760,570</u>

In accordance with the Fund's policy, the Investment Manager monitors the Fund's overall currency sensitivity on a daily basis and the Board of Directors review it on semi-annual basis.

All gains and losses from trading in financial assets for the year ended 31st July 2008 are included in the Statement of Operations.

EURO DIGITAL FUND
Notes to the Financial Statements
31st July 2008
(Continued)

5. CASH INCLUDING FOREIGN CURRENCY

Cash balances are held with Brown Brothers Harriman & Co.

6. DEBTORS

	2008 EUR	2007 EUR
Receivable for investments sold	595,683	763,221
Interest receivable	1,912	626
Dividends receivable	17,906	71,999
Other assets	315	7,475
As at 31 st July	615,816	843,321

7. CREDITORS – due within one year

	Note	2008 EUR	2007 EUR
Payable for fund units repurchased		58,538	85,099
Provision for fees payable	9	82,982	119,820
Interest payable		-	19
Other liabilities		170	378
As at 31 st July		141,690	205,316

8. REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS ISSUED AND REDEEMED DURING THE YEAR

	2008	2007
Number of units at beginning of year	10,985,160	13,042,340
Number of units issued	100	15,110
Number of units redeemed	(1,079,250)	(2,072,290)
Number of units at end of year	9,906,010	10,985,160

There is currently only one Shareholder: Daiwa Securities Co. Ltd Tokyo.

EURO DIGITAL FUND

Notes to the Financial Statements

31st July 2008

(Continued)

9. FEES AND EXPENSES

The Fund pays fees to the Manager and Trustee. The aggregate fees of the Manager and Trustee shall not exceed 1.8% per annum of the Net Asset Value of the Fund (plus VAT, if any). Such fees accrue daily and are payable at the end of each quarter in arrears. The Manager will pay out of the fees received by it from the Fund, the fees of the Investment Manager, the Distributor and the Agent Security Company. The Investment Manager shall in turn remunerate the Investment Advisors. The Agent Company as well as the Distributor will be reimbursed their out-of-pocket expenses directly out of the Fund.

In addition to its remuneration, the Manager is entitled to be paid all of its Administration expenses, which are paid to it from the Fund. The Trustee is entitled to be repaid, its disbursements out of the Fund, which includes the fees and disbursements of any sub-custodian. The fees of any sub-custodian are charged at normal commercial rates.

The fees payable as at 31st July are as follows:

	2008 EUR	2007 EUR
Distributor fees and Agent Security Company fees	20,274	32,364
Investment Manager fees	1,419	2,265
Investment Advisor fees	18,854	30,098
Manager fees	1,670	2,665
Sub-custodian fees	11,791	8,024
Trustee fees	716	1,142
Audit fees	21,615	11,739
Other expenses	6,643	31,523
	<u>82,982</u>	<u>119,820</u>

10. NET (LOSS)/GAIN ON FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2008 EUR	2007 EUR
Net realised gains from investments and currencies	760,751	4,579,323
Net change in unrealised (loss)/gain from investments and currencies	<u>(10,716,359)</u>	<u>6,850,522</u>
Net (loss)/gain on financial assets at fair value through profit or loss	<u>(9,955,608)</u>	<u>11,429,845</u>

EURO DIGITAL FUND
Notes to the Financial Statements
31st July 2008
(Continued)

11. RELATED PARTY TRANSACTIONS

There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. The Manager, Investment Manager, Trustee, Administrator and the Investment Advisors are deemed to be related parties under Financial Reporting Standard (FRS) 8. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Operations. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 9.

12. DIVIDEND POLICY

The Manager may, with the agreement of the Trustee decide to declare a dividend. No dividends were declared or paid to the unitholder for the year ended 31st July 2008 (2007: Nil).

13. NET ASSET VALUE HISTORY

	2008 EUR	2007 EUR	2006 EUR
Reported Net Asset Value	29,317,038	43,120,662	39,130,198
Number of Units	9,906,010	10,985,160	13,042,340
Net Asset Value per Unit	2.96	3.93	3.00

14. TAXATION

Under current law and practice, the Fund qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. The Fund is not chargeable to Irish tax on its income or capital gains.

However, Irish tax can arise on the happening of a "chargeable event" in the Fund. A chargeable event includes any distribution payments to shareholders or any encashment, redemption or transfer of shares.

No tax will arise in respect of chargeable events in respect of:

- (a) a shareholder who is neither Irish resident nor ordinarily resident in Ireland for tax purposes, at the time of the chargeable event, provided appropriate valid declaration in accordance with the provisions of the Taxes Consolidation Act, 1997 as amended are held by the Fund.
- (b) certain exempted Irish tax resident shareholders who have provided the Company with the necessary signed statutory declarations.

Dividends, interest and capital gains (if any) received on investments made by the Company may be subject to withholding taxes imposed by the country from which the investment income/gains are received and such taxes may not be recoverable by the Company or its shareholders.

EURO DIGITAL FUND
Notes to the Financial Statements
31st July 2008
(Continued)

15. EXCHANGE RATES USED IN THIS REPORT

The following exchange rates were used to translate assets and liabilities into one Euro:

	2008	2007
British Pound	0.788170	0.674388
Danish Kroner	7.461117	7.441847
Japanese Yen	-	163.471050
Norwegian Kroner	8.019894	7.964719
Swedish Krona	9.453094	9.194981
Swiss Franc	1.635512	1.651400
United States Dollar	1.561050	-

16. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS

The Fund does not have any soft commission arrangements.

17. POST BALANCE SHEET EVENTS

There were no events subsequent to the year end, which require disclosure in the financial statements.

EURO DIGITAL FUND
Schedule of Investments
31st July 2008

Equities	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
Belgium			
Mobistar SA - NPV	4,645	246,185	0.84
		<u>246,185</u>	<u>0.84</u>
Denmark			
Vestas Wind Systems As	2,402	204,429	0.70
		<u>204,429</u>	<u>0.70</u>
Finland			
Nokia Oyj	139,480	2,481,349	8.46
Tietoenator Oyj	48,163	630,454	2.15
		<u>3,111,803</u>	<u>10.61</u>
France			
Alcatel-Lucent	389,848	1,508,712	5.15
Alten	19,927	525,674	1.79
Cap Gemini SA	34,366	1,400,415	4.78
Dassault Systemes SA	20,496	832,548	2.84
Devoteam SA	10,458	227,462	0.78
Eutelsat Communications	9,852	176,843	0.60
Faiveley SA	3,233	163,428	0.56
France Telecom	17,783	361,173	1.23
Gemalto	16,147	395,602	1.35
Ipsos	13,653	304,871	1.04
Oberthur Technologies	21,886	99,362	0.34
Teleperformance	8,682	213,577	0.73
Vivendi	15,133	406,851	1.39
		<u>6,616,518</u>	<u>22.58</u>
Germany			
Deutsche Telekom AG - REG	31,343	347,280	1.19
Epcos AG	53,756	960,082	3.27
Infineon Technologies AG	123,108	601,998	2.06
Phoenix Solar AG	7,345	364,679	1.24
Roth and Rau AG	5,788	181,801	0.62
SAP AG	77,441	2,888,549	9.85
SMA Solar Technology AG	5,174	284,570	0.97
		<u>5,628,959</u>	<u>19.20</u>

EURO DIGITAL FUND
Schedule of Investments
31st July 2008
(Continued)

Equities (continued)	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
Italy			
Amplifon Spa	124,022	204,388	0.70
		204,388	0.70
Netherlands			
Koninklijke KPN NV	27,989	311,098	1.06
STMicroelectronics NV	86,361	616,618	2.10
Unit 4 Agresso NV - Non-Voting	20,842	281,992	0.96
		1,209,708	4.12
Spain			
Telefonica SA	16,863	279,926	0.95
		279,926	0.95
Sweden			
Telefonaktiebolaget LM Ericsson - B Non-Voting	235,723	1,585,934	5.41
Telia AB	32,678	159,015	0.54
		1,744,949	5.95
Switzerland			
ABB Ltd	7,827	132,850	0.46
OC Oerlikon Corp	1,454	229,367	0.78
Temenos Group AG	14,525	267,762	0.91
		629,979	2.15
United Kingdom			
Aggreko Plc	41,752	370,549	1.27
ARM Holdings Plc	826,858	1,009,745	3.44
Autonomy Corp Plc	68,698	964,005	3.29
Aveva Group Plc	26,045	527,364	1.80
Babcock International Group	83,411	646,084	2.20
Communisys Plc	1,150	963	-
Cookson Group	44,186	350,945	1.20
Dimension Data Holdings Plc	979,924	615,429	2.10
Laird Group Plc	57,910	217,116	0.74
Logica Plc	485,568	651,494	2.22
M&C Saatchi	118,050	148,280	0.51
Micro Focus International Plc	114,350	383,019	1.31

EURO DIGITAL FUND
Schedule of Investments
31st July 2008
(Continued)

Equities (continued)	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
United Kingdom (continued)			
Pace Micro Technology Plc	253,875	275,401	0.94
Premier Farnell Plc	198,185	420,549	1.43
Rotork Plc	12,649	176,213	0.60
Sage Group Plc	293,232	737,014	2.51
SDL Plc	61,502	292,813	1.00
Spirent Communications Plc	515,860	417,246	1.42
Telecity Group Plc	53,531	163,683	0.56
Temple Capital Partners Ltd	202	-	-
Vodafone Group Plc	132,946	225,690	0.77
		8,593,602	29.31
United States			
Synthes Inc	3,415	302,138	1.03
		302,138	1.03
Financial Assets at fair value through profit & loss		28,772,584	98.14
Other net assets		544,454	1.86
Total Net Assets attributable to the Holder of Redeemable Participating Units		29,317,038	100.00

All equity investments are in transferable securities admitted to official stock exchange listings.

EURO DIGITAL FUND

Schedule of Portfolio Movements (Unaudited)

31st July 2008

	Acquisitions Nominal	Disposals Nominal
Aggreko Plc	-	78,261
Alcatel-Lucent	451,560	-
Alten	19,927	-
ASML Holdings NV	24,665	115,981
Atos Origin	13,424	53,146
Autonomy Corp Plc	68,698	-
Aveva Group Plc	26,045	-
British Sky Broadcasting Group	-	54,596
Cap Gemini SA	19,524	23,135
Dassault Systemes SA	-	31,542
Epcos AG	44,278	-
EVS Broadcast Equipment SA	-	8,512
France Telecom	-	19,781
Gemalto	18,578	-
Ingenico	17,128	-
Ipsos	13,653	-
Koninklijke KPN NV	-	65,724
Logica Plc	309,228	274,257
Misys Plc	236,894	236,894
Nokia Oyj	123,169	74,613
Premier Farnell Plc	198,185	-
Sage Group Plc	316,689	194,927
SAP AG	62,746	30,830
Siemens AG — REG	-	35,956
Solon AG	-	8,836
Tandberg ASA	-	35,082
Telefonaktiebolaget LM Ericsson - B Non-Voting	1,178,619	-
Temenos Group AG	25,125	-
Tietoenator Oyj	-	81,905
Ubisoft Entertainment SA	9,411	9,411
Vodafone Group Plc	-	183,181

The above represents the statement of changes in the composition of the portfolio during the year, as required by the Financial Regulator. This shows the largest 20 Acquisitions and the largest 20 Disposals in the year. It is not intended to provide reconciliation between holdings at the beginning of the year and holdings at the end of the year.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成20年11月末日現在)

	ユーロ	千円
・資産総額	18,886,016	2,327,135
・負債総額	123,104	15,169
・純資産総額（ - ）	18,762,912	2,311,966
・発行済口数	9,553,090口	
・1口当たり純資産価格（ / ）	1.96ユーロ	242円

第5【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	本邦内における販売口数	買戻し口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
第一会計年度 (平成12年 1 月14日 ~ 平成12年 7 月31日)	□ 48,545,340	□ 48,545,340	□ 6,489,620	□ 6,489,620	□ 42,055,720	□ 42,055,720
第二会計年度 (平成12年 8 月 1 日 ~ 平成13年 7 月31日)	4,766,150	4,766,150	10,907,940	10,907,940	35,913,930	35,913,930
第三会計年度 (平成13年 8 月 1 日 ~ 平成14年 7 月31日)	596,200	596,200	4,865,120	4,865,120	31,645,010	31,645,010
第四会計年度 (平成14年 8 月 1 日 ~ 平成15年 7 月31日)	559,110	559,110	7,619,380	7,619,380	24,584,740	24,584,740
第五会計年度 (平成15年 8 月 1 日 ~ 平成16年 7 月31日)	335,820	335,820	5,193,390	5,193,390	19,727,170	19,727,170
第六会計年度 (平成16年 8 月 1 日 ~ 平成17年 7 月31日)	217,050	217,050	4,094,800	4,094,800	15,849,420	15,849,420
第七会計年度 (平成17年 8 月 1 日 ~ 平成18年 7 月31日)	66,800	66,800	2,873,880	2,873,880	13,042,340	13,042,340
第八会計年度 (平成18年 8 月 1 日 ~ 平成19年 7 月31日)	15,110	15,110	2,072,290	2,072,290	10,985,160	10,985,160
第九会計年度 (平成19年 8 月 1 日 ~ 平成20年 7 月31日)	100	100	1,079,250	1,079,250	9,906,010	9,906,010

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

a．株式資本の額

授權資本金は40万スターリング・ポンド（約5,885万円）である。平成20年11月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド（約5,885万円）である。

最近5年間における資本金の増減は以下のとおりである。

平成16年11月末日	400,000スターリング・ポンド
平成17年11月末日	400,000スターリング・ポンド
平成18年11月末日	400,000スターリング・ポンド
平成19年11月末日	400,000スターリング・ポンド
平成20年11月末日	400,000スターリング・ポンド

b．会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は特別な資格を要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時に取締役会に自己の代わりに、代理出席させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2個の議決権を有するが、定足数の上では2名とは計算されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

c. 役員および従業員の状況

氏名	役職名	略歴	所有株式
ブライアン・ガイエット (Brian Guyett)	取締役	昭和54年 - 昭和63年 アライド・アイリッシュ・バンク、 ストック・エクスチェンジおよび トラスト・サービス部門シニア・ オフィサー 平成元年 - 平成2年 イーグル・スター・生命保険、決済 ヘッド 平成2年 - 現在 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・ マネジャーズ・アイルランド・リ ミテッド、最高業務責任者	0株
ピーター・キャラハン (Peter Callaghan)	取締役	平成13年 - 平成20年 内部監査ヘッドおよびファイナン シャル・リポーティング・ヘッド を含む多数のマネジメント職 平成20年 - 現在 ジョイント・チーフ・オペレー ティング・オフィサーおよびチー フ・ファイナンシャル・オフィ サー	0株
カール・マケネフ (Karl McEneff)	取締役	昭和47年 - 昭和58年 アライド・アイリッシュ・バンク 昭和58年 - 平成2年 デビー・ストックブローカーズ 平成2年 - 現在 ダイワ・セキュリティーズ・トラ スト・ヨーロッパ・リミテッド、ア イルランド、マネージング・ディレ クター 多数の国際的ヘッジ・ファンドの インディペンデント・ディレク ター	0株

（注）管理会社の秘書役はリサ・エリオット氏である。そのほか、管理会社には従業員はいない。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理・運用を行うことを主たる目的とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む管理運用業務を行う。

管理会社は、ファンドの資産の運用について責務を負う投資運用会社としてT・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドを任命している。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとするが、アイルランド金融規制当局が承認する他の会社のために辞任する権利を有する。（ ）管理会社が清算手続（受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き）に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または（ ）十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または（ ）受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、（ ）の場合には直ちに、（ ）および（ ）の場合は3か月経過後、（アイルランド金融規制当局の承認に基づき）後任の管理会社を任命するが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできる。アイルランド金融規制当局は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができる。管理会社は、自己の詐欺、過失、悪意、職務懈怠または故意による違法行為についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負わない。特に、管理会社は、投資運用会社またはその投資顧問会社の助言により善意により行うことについて責任を負わない。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、（管理会社の詐欺、過失、悪意、職務懈怠または故意による違法行為を理由とする場合は別として）管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてファンドに対し、賠償責任を負わない。

上記の管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない（取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。）。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド金融規制当局の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命している。

管理会社は、また、ファンドのために管理事務業務を遂行する。

平成20年11月末日現在、管理会社は、アイルランド籍5本の契約型投資信託（純資産総額は、2,367,304,847.05ドル、183,023,910.62ユーロ、1,428,735,766.84豪ドル、104,450,120.14カナダ・ドル、867,769,008.48ニュージーランド・ドルの合計額）の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
アイルランド	MMF	1	1,836,363,274.48ドル 1,341,652,888.49豪ドル 156,161,348.57ユーロ 38,264,849.02カナダ・ドル 867,769,008.48ニュージーランド・ドル
アイルランド	その他	4	530,941,572.57ドル 87,082,878.35豪ドル 26,862,562.05ユーロ 66,185,271.12カナダ・ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるKPMGの監査を受けており、監査報告書の原文（英文）を受領しています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2008年11月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.22円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

貸借対照表

2008年３月31日現在

	注記	2008年		2007年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
有形固定資産	5	2,073,102	255,448	3,271,814	403,153
流動資産					
債権	6	4,567,197	562,770	5,743,905	707,764
現金および預金	7	9,395,964	1,157,771	5,929,628	730,649
		13,963,161	1,720,541	11,673,533	1,438,413
債務： 1 年以内支払期限到来金額	8	(5,087,515)	(626,884)	(5,890,785)	(725,863)
純資産		10,948,748	1,349,105	9,054,562	1,115,703
資本金および準備金					
払込請求済株式資本	9	492,338	60,666	492,338	60,666
損益勘定	10	10,456,410	1,288,439	8,562,224	1,055,037
株主持分	10	10,948,748	1,349,105	9,054,562	1,115,703

添付の注記は当貸借対照表の一部である。

取締役会を代表して署名。

取締役

取締役

2008年７月30日

（２）【損益計算書】

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

損益計算書

2008年３月31日終了年度

	注記	2008年		2007年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高		26,393,993	3,252,268	25,973,380	3,200,440
管理事務費	2	(24,380,880)	(3,004,212)	(23,268,834)	(2,867,186)
利息および税金加減前経常利益		2,013,113	248,056	2,704,546	333,254
受取利息		241,656	29,777	167,170	20,599
税引前経常利益	3	2,254,769	277,833	2,871,716	353,853
経常利益に係る税金	4	(360,583)	(44,431)	(403,383)	(49,705)
当期利益		1,894,186	233,402	2,468,333	304,148

当社には、当期利益以外に認識される損益はない。

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

取締役

取締役

2008年 7 月30日

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

会計方針

2008年3月31日終了年度

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、取得原価主義に従って作成されており、アイルランド勅許会計士協会が公表した、会計基準審議会の財務報告基準に準拠している。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する。見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

受取利息

受取利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、発生基準で会計処理される受取報酬から構成されている。取引高および管理事務費は、グループ会社であるその他のサービス・プロバイダーまたはその他の非グループ・サービス・プロバイダーが稼得したそれらプロバイダーに支払われた金額の純額を表示している。すべての金額は、通常の商業レートで請求される。

現金

現金は、手許現金、および要求払い当座借越を除く要求払い預け金から成る。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および財務報告通貨である、ユーロ（€）で表示されている。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

税制

法人税は、現行の料率で課税対象利益に対して課される。

財務報告基準第19号「繰延税金」に従って、会計基準が他に要求する場合の他、貸借対照表日付で実現していないが発生していることにより生じる時間による差額の全額は割引されることなく全て課税の対象となる。繰延税金残高は、実現時に適用されるであろう税率で引当計上される。

繰延税金資産は、還付されないと思込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求される。

什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年

資産価値は、厳密に測定されて下方修正のみされる。事業の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

従業員手当

確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

簿外金融商品

先物契約のような簿外項目は、専らヘッジ目的で利用される。ヘッジ取引から生じる損益は、対象取引に従って認識される。

政府助成

当社は、当期中に雇用支援金を受領した。支援金は、供与契約に概要が示されているように、供与期間にわたり損益計算書に計上される。

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

注記

(財務書類の一部を形成する。)

1 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務サービスの提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である株式会社大和証券グループ本社である。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務サービスを提供することを引き受けている。

2 管理事務費

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
人件費	16,176,201	14,925,919
その他の管理事務費	8,204,679	8,342,915
	<u>24,380,880</u>	<u>23,268,834</u>
人件費は以下から構成される。		
賃金給料	9,923,725	8,143,696
社会福祉費	1,372,894	1,189,525
年金費用	857,580	546,254
その他の費用	4,022,002	5,046,444
	<u>16,176,201</u>	<u>14,925,919</u>

当年度中に当社が採用した従業員（取締役を含む）の平均人数は、210人であった（2007年：183人）。当社は、当期中ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド（「DETIL」）と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

3 税引前経常利益

税引前経常利益は、以下を控除後に算定された。

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
取締役報酬：		
報酬	-	-
年金拠出金を含むその他の報酬	1,370,287	822,661
監査人報酬		
監査報酬	36,340	26,618
その他	37,500	12,926
減価償却費	1,551,560	1,387,736
オペレーティング・リース賃借料	41,900	40,360

4 経常利益に係る税金

(a) 当期課税金の内訳

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
現行税		
当期利益に係るアイルランド法人税	460,123	403,383
繰延税金	(99,540)	-
税金費用合計	360,583	403,383

(b) 現行税の調整

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
税引前経常利益	2,254,769	2,871,716
12.5%の標準税率に基づく法人税（2007年：12.5%）	281,846	358,965
前年度の（過剰）／不足引当金	181	(63,192)
資本引当金を超える減価償却費	93,043	78,417
控除できない費用を超える控除可能費用の（過剰）／不足	29,609	(1,071)
預金金利保持税控除	-	(1,656)
高税率から生じる差額	6,179	-
プレミアムに係る源泉税	49,265	31,920
	460,123	403,383

5 有形固定資産

2008年 3 月31日	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2007年 3 月31日現在	1,315,067	3,174,157	830,025	5,319,249
期中付加	143,582	18,070	198,098	359,750
期中除却	(23,202)	(3,680)	-	(26,882)
2008年 3 月31日現在	1,435,447	3,188,547	1,028,123	5,652,117
減価償却費				
2007年 3 月31日現在	446,357	1,096,781	504,297	2,047,435
期中償却額	243,375	1,042,995	265,190	1,551,560
期中除却	(17,118)	(2,862)	-	(19,980)
2008年 3 月31日現在	672,614	2,136,914	769,487	3,579,015
正味簿価				
2008年 3 月31日現在	762,833	1,051,633	258,636	2,073,102
2007年 3 月31日	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2006年 3 月31日現在	795,109	1,704,197	526,899	3,026,205
期中付加	519,958	1,469,960	303,126	2,293,044
2007年 3 月31日現在	1,315,067	3,174,157	830,025	5,319,249
減価償却費				
2006年 3 月31日現在	220,972	219,566	219,161	659,699
期中償却額	225,385	877,215	285,136	1,387,736
2007年 3 月31日現在	446,357	1,096,781	504,297	2,047,435
正味簿価				
2007年 3 月31日現在	868,710	2,077,376	325,728	3,271,814

6 債権：１年以内に期限到来の金額

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
報酬未収金	3,334,010	4,179,166
前払金その他の資産	1,133,647	968,945
法人税	-	99,549
繰延税金	99,540	-
関連会社からの債権	-	496,245
	<u>4,567,197</u>	<u>5,743,905</u>

7 現金および預金

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
現金および現金等価物	9,395,964	5,929,628
	<u>9,395,964</u>	<u>5,929,628</u>

8 債務：１年以内に支払期限到来の金額

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
未払費用	4,112,753	2,390,722
買掛金	312,889	383,835
法人税	68,856	-
親会社に対する債務	351,420	3,116,228
関連会社に対する債務	241,597	-
	<u>5,087,515</u>	<u>5,890,785</u>

親会社に対する債務には、管理運用業務契約に概要が示されているように、管理運用業務に関連した残高が含まれている。残高は、無担保かつ無利子である。

9 払込請求済株式資本

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
授權資本：		
額面 1 スターリング・ポンドの普通株式400,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面 1 スターリング・ポンドの普通株式400,000株	492,338	492,338

10 株主持分および損益勘定の変動の調整

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
期首株主持分	9,054,562	6,586,229
当期利益	1,894,186	2,468,333
期末株主持分	10,948,748	9,054,562
	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
期首損益勘定	8,562,224	6,093,891
当期利益	1,894,186	2,468,333
期末損益勘定	10,456,410	8,562,224

11 契約債務

契約に基づき、当社はダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッドに対し業務代行および一般管理サービスを提供または入手する義務を負っている。対価として、当社は提供されたサービスに関して支払うことに同意している。

12 年金費用

	2008年 ユーロ	2007年 ユーロ
当期年金費用	857,580	546,254
期末現在未払年金費用	63,935	50,816

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

13 利害関係者

取締役は、アイルランド共和国で設立された親会社であるダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドの財務書類に当社の実績が連結されているので、利害関係者間取引を開示しないという財務報告基準第8号の普通株式資本の90%以上を親会社が所有することで連結される会社に関する「利害関係者の開示」に含まれる免除規定を享受している。

14 キャッシュ・フロー計算書

取締役は、公けに入手可能な親会社である大和証券グループ本社の財務書類に当社の実績が連結されているので、キャッシュ・フロー計算書を作成しないという財務報告基準第1号に含まれる免除規定を享受している。

15 最終的親会社

当社の最終的親会社は、日本において設立された大和証券グループ本社である。当社の実績が連結される最大グループは、大和証券グループ本社が筆頭となっている。大和証券グループ本社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100 - 6751日本国東京都千代田区丸の内1丁目9 - 1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドが筆頭となっている。

16 後発事象

会社に影響を及ぼす、重大な後発事象は生じなかった。

17 先渡為替契約

以下の先渡為替契約が、2008年3月31日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$17,820,000	€12,322,215	? 1,052,293
売却：日本円		
\ 358,200,000	€2,382,382	? 106,218
売却：豪ドル		
\$2,080,000	€1,202,401	? 2,447
		? 1,160,958

これらのヘッジは、2008年4月1日から2009年3月31日までの期間にわたり四半期毎に決済される。

先渡為替契約に係る未実現利益および損失は、それらが将来の収益の流れに関わるので財務書類に計上されていない。当社の会計方針に従って、ヘッジ取引から生じる利益および損失は、対象取引に従って認識される。

以下の先渡為替契約が、2007年3月31日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$20,950,000	€16,118,299	€439,242
売却：日本円		
＼ 729,500,000	€4,873,182	€240,513
売却：豪ドル		
\$2,190,000	€1,290,912	€(45,814)
		€633,941

18 1986年アイルランド会社法（改訂済）による保証

1986年アイルランド会社法（改訂済）の第17条に従って、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、従って、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドは、法の第17条に準拠して、2008年3月31日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

19 偶発債務

当社は、一定の従業員費用に関して支援金を受領している。一定の条件が継続ベースで満たされない場合に、当社は契約上、支援金の全部または一部を返済する義務がある。

20 財務書類の承認

当財務書類は、2008年7月30日に取締役会によって承認された。

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Balance sheet

at 31 March 2008

	Note	2008 €	2007 €
Fixed assets			
Tangible fixed assets	5	<u>2,073,102</u>	<u>3,271,814</u>
Current assets			
Debtors	6	4,567,197	5,743,905
Cash at bank and in hand	7	<u>9,395,964</u>	<u>5,929,628</u>
		13,963,161	11,673,533
Creditors: amounts falling due within one year	8	<u>(5,087,515)</u>	<u>(5,890,785)</u>
Net assets		<u>10,948,748</u>	<u>9,054,562</u>
Capital and reserves			
Called up share capital	9	492,338	492,338
Profit and loss account	10	<u>10,456,410</u>	<u>8,562,224</u>
Equity shareholder's funds	10	<u>10,948,748</u>	<u>9,054,562</u>

The accompanying notes form an integral part of this balance sheet.

On behalf of the board

30 July 2008

Director

Director

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Profit and loss account

for the year ended 31 March 2008

	<i>Note</i>	2008 €	2007 €
Turnover		26,393,993	25,973,380
Administrative expenses	2	<u>(24,380,880)</u>	<u>(23,268,834)</u>
Profit on ordinary activities before interest and taxation		2,013,113	2,704,546
Interest income		<u>241,656</u>	<u>167,170</u>
Profit on ordinary activities before taxation	3	2,254,769	2,871,716
Taxation on profit on ordinary activities	4	<u>(360,583)</u>	<u>(403,383)</u>
Profit for the year		<u>1,894,186</u>	<u>2,468,333</u>

The company had no recognised gains or losses other than the profit for the year.

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this profit and loss account.

On behalf of the board

30 July 2008

Director

Director

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Statement of accounting policies
for the year ended 31 March 2008

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements are prepared under the historical cost convention and comply with financial reporting standards of the Accounting Standards Board, as promulgated by The Institute of Chartered Accountants in Ireland.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Interest income

Interest income is recognised in the profit and loss account on an accruals basis.

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income which is accounted for on an accruals basis. Turnover and administration expenses are shown net of amounts earned by and paid to other service providers be they group companies or other non- group service providers. All amounts are charged at normal commercial rates.

Cash

Cash comprises cash in hand and deposits repayable on demand, less overdrafts payable on demand.

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and reporting currency of the company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the profit and loss account.

Taxation

Corporation tax is provided on taxable profits at current attributable rates.

In accordance with FRS 19 'Deferred Tax', except where otherwise required by accounting standards, full provision without discounting is made for all timing differences which have arisen but not reversed at the balance sheet date. Deferred tax balances are provided at rates of taxation expected to prevail at the time of reversal.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of the deferred tax assets is assessed annually by the directors.

Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives.

Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years

Asset values are closely monitored and are subject to downward only revisions. Assets in the course of the business are not depreciated until they are brought into use.

Employee benefits

Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the profit and loss account when they are due.

Off balance sheet financial instruments

Off-balance sheet items such as forward contracts are used entirely for hedging purposes. Gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions.

Government Grants

The Company was in receipt of employment assistance grants during the period. These grants are recognised in the profit and loss account over the term of the grant as outlined in the grant agreement.

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Notes

forming part of the financial statements

1 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Daiwa Securities Trust Europe Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Daiwa Securities Group Inc., a company incorporated in Japan.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration services for an agreed fee.

2 Administrative expenses

	2008 €	2007 €
Staff costs	16,176,201	14,925,919
Other administrative expenses	8,204,679	8,342,915
	<u>24,380,880</u>	<u>23,268,834</u>
<i>Staff cost comprise:</i>		
Wages and salaries	9,923,725	8,143,696
Social welfare costs	1,372,894	1,189,525
Pension Costs	857,580	546,254
Other costs	4,022,002	5,046,444
	<u>16,176,201</u>	<u>14,925,919</u>

The average number of persons employed by the company (including directors) during the year was 210 (2007:183). The Company shared the use of facilities with Daiwa Europe Trustees Ireland Limited ("DETIL") during the year. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

3 Profit on ordinary activities before taxation

The profit on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	2008 €	2007 €
<i>Directors' remuneration:</i>		
Fees	-	-
Other remuneration including pension contributions	1,370,287	822,661
Auditor's remuneration		
Audit Fees	36,340	26,618
Other	37,500	12,926
Depreciation	1,551,560	1,387,736
Operating lease rentals	41,900	40,360

4 Taxation on profit on ordinary activities

	2008 €	2007 €
(a) Analysis of charge in year		
<i>Current tax</i>		
Irish corporation tax on profit for year	460,123	403,383
Deferred tax	(99,540)	-
Total tax charge	360,583	403,383
(b) Current tax reconciliation		
Profit on ordinary activities before taxation	2,254,769	2,871,716
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (2007: 12.5%)	281,846	358,965
(Over)/under provision in prior year	181	(63,192)
Excess of depreciation over capital allowances	93,043	78,417
Deficiency/(excess) of deductible over non-deductible expenses	29,609	(1,071)
DIRT credit	-	(1,656)
Differences arising from tax at the higher rate	6,179	-
Withholding tax on premiums	49,265	31,920
	460,123	403,383

5 Tangible Fixed Assets

As at 31 March 2008

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 31 March 2007	1,315,067	3,174,157	830,025	5,319,249
Additions during year	143,582	18,070	198,098	359,750
Disposals during year	(23,202)	(3,680)	-	(26,882)
At 31 March 2008	1,435,447	3,188,547	1,028,123	5,652,117
Depreciation				
At 31 March 2007	446,357	1,096,781	504,297	2,047,435
Depreciation for year	243,375	1,042,995	265,190	1,551,560
Disposals during year	(17,118)	(2,862)	-	(19,980)
At 31 March 2008	672,614	2,136,914	769,487	3,579,015
Net book value at 31 March 2008	762,833	1,051,633	258,636	2,073,102

As at 31 March 2007

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 31 March 2006	795,109	1,704,197	526,899	3,026,205
Additions during year	519,958	1,469,960	303,126	2,293,044
At 31 March 2007	1,315,067	3,174,157	830,025	5,319,249
Depreciation				
At 31 March 2006	220,972	219,566	219,161	659,699
Depreciation for year	225,385	877,215	285,136	1,387,736
At 31 March 2007	446,357	1,096,781	504,297	2,047,435
Net book value at 31 March 2007	868,710	2,077,376	325,728	3,271,814

6 Debtors: amounts falling due within one year

	2008 €	2007 €
Fee debtors	3,334,010	4,179,166
Prepayments and other assets	1,133,647	968,945
Corporation tax	-	99,549
Deferred tax	99,540	-
Amounts owed from related companies	-	496,245
	<u>4,567,197</u>	<u>5,743,905</u>

7 Cash at bank and in hand

	2008 €	2007 €
Cash and cash equivalents	<u>9,395,964</u>	<u>5,929,628</u>
	<u>9,395,964</u>	<u>5,929,628</u>

8 Creditors: amounts falling due within one year

	2008 €	2007 €
Accruals	4,112,753	2,390,722
Trade creditors	312,889	383,835
Corporation tax	68,856	-
Amount owed to parent	351,420	3,116,228
Amount owed to related companies	241,597	-
	<u>5,087,515</u>	<u>5,890,785</u>

The amount owed to the parent company includes a balance relating to management services as outlined in the management services agreement. The balance is unsecured and interest free.

9 Called up share capital

	2008 €	2007 €
<i>Authorised</i>		
400,000 ordinary shares of Stg 1 each		
<i>Allotted, called up and fully paid</i>		
400,000 ordinary shares of Stg 1 each	<u>492,338</u>	<u>492,338</u>

10 Reconciliation of movement in shareholders' funds and profit and loss account

	2008 €	2007 €
Shareholders' funds at beginning of year	9,054,562	6,586,229
Profit for the financial year	<u>1,894,186</u>	<u>2,468,333</u>
Shareholders' funds at end of year	<u>10,948,748</u>	<u>9,054,562</u>
	2008 €	2007 €
Profit and loss account at beginning of year	8,562,224	6,093,891
Profit for the year	<u>1,894,186</u>	<u>2,468,333</u>
Profit and loss account at end of year	<u>10,456,410</u>	<u>8,562,224</u>

11 Commitments

Under an agreement, the company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support service to Daiwa Europe Trustees Ireland Limited. In return, the company has agreed that a fee will be paid for the services provided.

12 Pension costs

	2008 €	2007 €
Pensions charge for year	<u>857,580</u>	<u>546,254</u>
Pension charge payable at end of year	<u>63,935</u>	<u>50,816</u>

The company operates a defined contribution pension scheme for its directors and employees.

13 Related parties

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 8 "Related Party Disclosures" for companies consolidated by a parent owning more than 90% of the ordinary share capital not to disclose related party transactions as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent company, Daiwa Securities Trust Europe Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland.

14 Cash flow statement

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 1 not to prepare a cashflow statement as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent, Daiwa Securities Group Inc., which are publicly available.

15 Ultimate parent company

The Company's ultimate parent undertaking is Daiwa Securities Group Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the results of the company are consolidated is that headed by Daiwa Securities Group Inc. Copies of the financial statements of Daiwa Securities Group Inc. are available to the public and may be obtained from 9-1 Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6751, Japan.

The smallest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Daiwa Securities Trust Europe Limited.

16 Post balance sheet events

There were no significant post balance sheet events affecting the company.

17 Forward foreign currency contracts

The following forward foreign currency contracts were open as at 31 March 2008.

Sell US Dollar	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
\$17,820,000	€12,322,215	€1,052,293
Sell Japanese Yen		
358,200,000	€2,382,382	€106,218
Sell Australian Dollar		
\$2,080,000	€1,202,401	€2,447
		<u>€1,160,958</u>

These hedges will settle quarterly over the period 1 April 2008 to 31 March 2009.

Unrealised gains and losses on these forward foreign currency contracts have not been recognised in the financial statements as they relate to future income streams. In accordance with the Company's accounting policies, gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions.

The following forward foreign currency contracts were open as at the 31 March 2007.

Sell US Dollar	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
\$20,950,000	€16,118,299	€439,242
Sell Japanese Yen		
729,500,000	€4,873,182	€240,513
Sell Australian Dollar		
\$2,190,000	€1,290,912	€(45,814)
		<u>€633,941</u>

18 Guarantee under Irish Companies (Amendment) Act, 1986

Under Section 17 of the Irish Companies (Amendment) Act, 1986 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and consequently, Daiwa Securities Trust Europe Limited, has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 31 March 2008, in accordance with Section 17 of the Act.

19 Contingent liabilities

The Company is in receipt of grant assistance in respect of certain employment costs. The Company is contractually liable to repay all or part of the grant assistance in the event of certain conditions not being fulfilled on an ongoing basis.

20 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 30 July 2008.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社または販売会社またはそれらに關係する者によるファンド資産の取引は下記の場合を除き禁じられている。

管理会社は、(a) 管理会社、(b) その關係法人、(c) 管理会社もしくはその關係法人の取締役、または(d) これらの主要株主（自己または他人名義（ノミニー名義を含む。）であるかを問わず、自己の勘定においてこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券の売買もしくは貸付けまたは金銭の貸借を行ってはならない。ただし、当該取引が対等の立場で交渉される通常の取引条件で行われ、かつ取引が関連する受益者の最大の利益となる場合はこの限りでない。

下記(a)、(b)または(c)に従って行われる取引も行うことができる。

(a) 受託会社により、資格を有する独立の第三者とみなされる者が、取引の行われる価格が正当であることを証明する場合。

(b) 取引が、公認の証券取引所において、当該市場の規制の下で最良の条件で実行される場合。

(c) 上記(a)および(b)に定める条件が現実的でない場合には、受託会社が承認する条件にて、(a)の原則を遵守して、取引が実行される場合。

管理会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社は、それらの關係会社、役員および株主（「關係者」と総称する。）は、場合によりファンドの管理運用と利益相反關係を惹起するその他の投資および職業的活動に関与し、または関与しうる。これは他のファンドの管理・運用、証券売買、投資および運用の助言、仲買業務およびファンドが投資する会社を含む他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人として業務を行うことが含まれる。特に、投資運用会社または投資顧問会社がファンドと同様または重複する投資対象を持つ他の投資信託への助言に関与しうることが予想される。各關係者はかかる関与によって各々の義務の履行が損われることがないように確保する。管理会社の取締役は、利益相反が生じた場合、正当にかつ受益者の利益のために解決されるよう努力する。

關係者がソフト・コミッション契約を締結する場合、以下を確保しなければならない。

（ ）ブローカーまたは契約相手方がファンドに対して最善の遂行を提供する旨同意すること。

（ ）契約上提供される利益がファンドへの業務提供を助長すること。

（ ）ファンドに関して発行される定期的報告書に適切な開示を行うこと。

5【その他】

a．定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要である。

b．営業譲渡または営業譲受

信託証書の条項およびアイルランド金融規制当局の承認により、管理会社は信託証書に基づく権利および義務をかける目的のためにアイルランド金融規制当局により承認された別のアイルランドの法人に委譲または譲渡することができる。

c．訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、（ ）アイルランド高等法院の命令により、または（ ）株主総会の特別決議によって解散される。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド（「投資運用会社」）

（T. Rowe Price Global Investment Services Limited）

資本金の額

平成20年9月末日現在、65,600,000ドル（約62億6,742万円）。平成20年9月末日現在、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの資本金の額は2,600,000スターリング・ポンド（約3億8,251万円）であった。

（注）ドルの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年11月28日の対顧客電信売買相場の仲値（1ドル＝95.54円）による。

事業の内容

T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドは、平成12年3月23日、英国において設立された株式会社であり、登記上の事務所をロンドン EC4N 4TZ、クイーン・ビクトリア・ストリート60番に有する。投資運用会社は、T・ロウ・プライス・グループ・インクの全額出資子会社である。投資運用会社は、英国金融サービス機構（The Financial Services Authority）により規制されている。T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドは、平成20年9月末日現在、運用資産として25,400,000,000ドル相当（約2兆4,267億円）を保有していた。

T・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の持株会社で、とりわけ、ミューチュアル・ファンド、国際的なアカウントおよび大口顧客にサービスを提供する多くの関係投資運用会社を保有している。

投資運用会社は、T・ロウ・プライス・グループの運用技術と調査能力に完全にアクセスすることができる。

（注）平成20年12月31日を効力発生日として、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの事業は、T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド（所在地：英国ロンドン）に譲渡された。なお、本譲渡は、T・ロウ・プライス・グループ・インクの組織再編に対応したものであり、ファンドの投資方針、投資運用プロセスおよび運用体制に変更はない。

- (2) 大和住銀投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

資本金の額

平成20年11月末日現在、20億円

事業の内容

昭和48年6月1日に日本で設立され、授權資本1,280万株のうち、385万株が発行済かつ払込済である。

投資顧問会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）と大和証券株式会社（現大和証券グループ本社）の戦略的提携により、平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社、住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併し商号を「大和住銀投信投資顧問株式会社」と改称した会社である。

投資顧問会社は、主として大和証券グループ本社、株式会社三井住友銀行およびそのグループ会社ならびにTRPHコーポレーション（T・ロウ・プライスのグループ会社）により出資されている。その主要業務は、ファンド等投資信託の投資助言・代理業務または投資運用業務である。

投資顧問会社は、日本における投資運用業、助言代理業を行っており、証券投資信託の設定、運用、管理および年金、機関投資家等に投資一任および助言サービスを提供している。

- (3) JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「投資顧問会社」）

（JP Morgan Asset Management (UK) Limited）

資本金の額

平成20年11月末日現在の額は、24,000,000スターリング・ポンド（約35億円）である。

事業の内容

JPMorgan・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「JPMAM」）は、昭和49年2月27日に英国において設立された。額面1ポンドの普通株式2,400万株からなる2,400万ポンドの払込済授權資本を有する。

JPMAMは、JP Morgan・アセット・マネジメント・グループの一員であり、米国のJP Morgan・チェース・アンド・カンパニーの全額出資子会社であり、投資運用、投資顧問および関連業務を、ファンドのような投資信託を含む顧客に提供している。JPMAMの投資業務は、英国のFSAにより規制されている。

(4) ダイワ・ヨーロッパ・トラステーズ・アイルランド・リミテッド (Daiwa Europe Trustees Ireland Limited)（「受託会社」）

資本金の額

平成20年11月末日現在、2.50ユーロ（約308円）および12万スターリング・ポンド（約1,765万円）

事業の内容

ダイワ・ヨーロッパ・トラステーズ・アイルランド・リミテッド（登記上および営業上の住所 - アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5）は、平成5年1月、アイルランドの法律に基づき設立された法人であり、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドの100%子会社であり、信託業務を行っている。その負債および債務は、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドが発行する保証状により保証されている。

(5) 大和証券株式会社（日本における「販売会社」および「代行協会員」）

資本金の額

平成20年11月末日現在、約1,000億円

事業の内容

金融商品取引法による金融庁長官の登録・認可を受け日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている他、内国投資信託について大和証券投資信託委託株式会社およびその他の投資信託委託会社発行の受益証券の販売・買戻しを取扱っている。

2【関係業務の概要】

(1) T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシズ・リミテッド（「投資運用会社」）

（T. Rowe Price Global Investment Services Limited）

投資運用会社として管理会社に対してファンド資産の投資に関する投資運用業務を提供する。

(2) 大和住銀投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

投資運用会社および投資顧問会社間で投資顧問会社契約が締結され、これに基づき後者が、投資運用会社に対して一般的な投資助言および調査業務を提供する投資顧問会社として任命された。

(3) JP Morgan・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「投資顧問会社」）

（JP Morgan Asset Management (UK) Limited）

投資運用会社および投資顧問会社間で投資顧問会社契約が締結され、これに基づき後者が、投資運用

会社に対してファンド資産の運用に関して一般的な投資助言および運用業務を提供する投資顧問会社として任命された。

- (4) ダイワ・ヨーロッパ・トラステーズ・アイルランド・リミテッド (Daiwa Europe Trustees Ireland Limited) (「受託会社」)

信託証書に基づき、受託業務、ファンド資産の保管業務および支払業務を行う。

- (5) 大和証券株式会社（日本における「販売会社」および「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の募集に関し、販売業務および代行業務を行う。

3【資本関係】

管理会社および受託会社の最終的親会社は大和証券グループ本社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット関連ファンドが支配的であった。ユニット関連投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1972年ユニット・トラスト法（「1972年ユニット・トラスト法」）の下で登録された契約型投資信託は、ユニット関連ファンドと比較して、税金上非効率的であるので、アイルランドにおいては殆ど利用されていなかった。1972年ユニット・トラスト法は廃止され、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づく通達（「1990年ユニット・トラスト法」）により代替された。

UCITS規則（下記に定義する。）および1989年金融法（同法は、UCITS規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、UCITS規則に基づき、UCITS型の投資信託の設定、固定資本および変動資本を有する会社型ファンドおよび一般契約型ファンドの設立が認められている。

2. アイルランドの投資信託の形態

(A) 1989年6月1日までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（1990年ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。1989年6月1日に、1989年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令1989年第78号）（以下「1989年規則」という。）が、ヨーロッパ共同体理事会（以下「EC」という。）の1985年12月20日付通達（85/611EEC）（「1985年通達」）を履行して、施行された。2003年5月29日に、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2003年第211号）（以下「UCITS規則」という。）が、1989年規則と差し替えられた。

1985年通達の改正は、2002年2月13日に効力が発生した。同日、欧州通達（2001/107/EC）（「管理会社通達」）および（2001/108/EC）（「商品通達」）（以下「UCITS通達」と総称する。）が効力を生じた。

2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）改正規則（法令2003年第212号）により変更されたUCITS規則に基づき、商品通達はアイルランドにおいて規則として施行された（以下それぞれを「アイルランド商品規則」といい、UCITS規則およびアイルランド管理規則（下記に定義される。）とともに「アイルランド規則」と総称する。）。

EU加盟国は2002年2月13日現在で設定されていたUCITSについて「グランドファーザー条項」を規定することができ、アイルランド商品規則はグランドファーザー条項を含んでいた。アイルランド商品規則は二重制度を定めており、このためUCITS規則に基づく制度は、2007年2月13日までのアイルランド商品規則遵守の最終期限を過ぎるまで、アイルランド商品規則下の制度と併用されていた。

2002年2月13日までに設定されたUCITSは、2007年2月13日までにアイルランド商品規則に従わなければならなかったが、当該日前にアイルランド商品規則に従うこともできた。2002年2月13日後に設定されたUCITSは、2004年2月13日までに新制度に従わなければならなかった。アイルランド商品規則が制定されてから2004年2月13日までに設定されたUCITSは、直ちに新制度に従うかまたは2004年2月13日までに従うか選択することができた。

2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第2回改正（法令2003年第497号）により変更されたUCITS規則（アイルランド商品規則により改正済）に従い、アイルランドにおける規則の方式で管理会社通達が施行されている。2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第2回改正（法令2003年第497号）は、2003年11月21日、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第3回改正（法令2003年第623号）により変更され、2003年12月22日、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第3回改正（法令2003年第623号）は、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投

資信託）規則第4回改正（法令2003年第737号）（これらを包括的に「アイルランド管理規則」といい、UCITS規則およびアイルランド商品規則とともに「アイルランド規則」と総称する。）により廃止された。

1985年通達に基づき2004年2月13日前に認可された管理会社は、アイルランド管理規則上、認可されているとみなされたが、管理会社は、当該業務を引きつぐため、（アイルランド規則第17条および付属書類6に規定されるように）アイルランド規則第15条Aに定められたものと同等の条件に従わなければならなかった。2004年2月13日前に認可された管理会社で、上記に含まれないものは当該業務を継続することができたが、かかる管理会社は、2007年2月13日までに、また適用される要件に従い、アイルランド規則の規定に従い当該業務を継続するための適切な認可を取得しなければならなかった。2004年2月13日前に認可された自己運用型の会社型投資信託もまた、UCITS規則に基づき当該業務を継続することができたが、かかる会社型投資信託は、2007年2月13日までに、適用される要件に従い、アイルランド管理規則に従い当該業務を継続するための適切な認可を取得しなければならなかった。

(1) アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、アイルランド規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

- (a) 固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託および一般契約型投資信託としての構造を持つUCITS規則またはアイルランド規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする契約型投資信託（以下「UCITS」という。）
- (b) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト（以下「NON-UCITSの契約型投資信託」という。）
- (c) 1994年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託
- (d) 1990年会社法パート（改正済）により認可される会社型投資信託
- (e) 2005年投資信託、投資会社およびその他規定法（以下「2005年法」という。）により設定されるNON-UCITSの一般契約型投資信託

(2) UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合（「EU」）のいずれか一つの加盟国（「EU加盟国」）内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、1985年通達（改正済）が立法化されている範囲内で、かつ同国での販売に関する諸規則に従い、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

(3) UCITS規則第3条(2)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(5)に列挙するものは例外としている。

- (a) 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、および
- (b) 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託。UCITSの受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚だしい差異を生じることがないようにするためにUCITSが実施する措置は、かかる買戻しに相当すると見做される。

アイルランド商品規則は、UCITS規則第3条(2)(a)を削除して以下と差し替えることにより、同第3条(2)(a)を変更している。

- (a) 公衆から調達した投資元本を（ ）譲渡性のある証券および（ ）規則第45条に記載される、その他の流動性のある金融資産の一方または両方に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託

アイルランド商品規則はさらに、UCITS規則における「譲渡性のある証券」の定義を変更し、短期金融市場証券の定義を以下のように定める。

「譲渡性のある証券」とは、規則第48条Aに記載される技法および手段を除き以下をいう。

- 企業の株式および企業の株式に相当するその他の証券（「株式」）
- 債券およびその他の形態の証券化債務（「債務証券」）
- 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券

「短期金融市場証券」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確に決定され得る証券をいう。

(B) (1) アイルランド規則第3条(5)は、同条(2)の定義に該当するが、アイルランド規則の下でUCITSたる適格性を有しない下記の投資信託を列挙している。

- (a) クローズド・エンド型のファンド
- (b) EUまたはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達するファンド
- (c) 信託証書または会社型投資信託の定款に基づきEU非加盟国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうるファンド

(2) アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

- () 契約型投資信託 (Unit Trusts)
- () 有限責任組合理型投資信託 (Investment Limited Partnership)
- () 会社型投資信託 (Investment Companies)
 - (a) 変動資本を有する会社型投資信託
 - (b) 固定資本を有する会社型投資信託
- () 一般契約型投資信託 (Common Contractual Fund)

UCITSは契約型投資信託、会社型投資信託または一般契約型投資信託として設定しうる。UCITSの契約型投資信託およびUCITSの一般契約型投資信託はアイルランド規則に従い、UCITSの会社型投資信託はアイルランド規則および1963 - 2005年アイルランド会社法（以下「会社法」という。）に従い、NON-UCITSの契約型投資信託は、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきファイナンシャル・レギュレーター（the Financial Regulator）（以下「アイルランド金融規制当局」という。）が発行した通達に従って設定することができ、NON-UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は1990年会社法パート（改正済）および同法に基づきアイルランド金融規制当局が発行した通達に基づいてアイルランドで設定される。有限責任組合理型投資信託は、1994年有限責任組合法および同法に基づきアイルランド金融規制当局が発した通達に基づいてアイルランドで設定される。

(C) (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法（改正済）に定められている。

- (2) UCITSおよびNON-UCITSの認可された契約型投資信託、UCITSおよびNON-UCITSの認可された一般契約型投資信託およびNON-UCITSの認可された有限責任組合理型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主／受益者がいない場合およびこれに関して各株主／受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。
- (3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主／受益者がいない場合およびこれに関して各株主／受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。
- (4) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則第6条に従って認可されたUCITS契約型投資信託、UCITS会社型投資信託およびUCITS一般契約型投資信託を監督する。1990年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託、1990年会社法パート（改正済）に基づく変動資本を有する会社型投資信託、1994年有限責任組合法に基づく有限責任組合理型投資信託および2005年法に基づくNON-UCITSの一般契約型投資信託についてはアイルランド金融規制当局が規制している。

3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) ユニット・トラスト

契約型投資信託は、共有資産（「ファンド」）、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITS型ユニット・トラストの場合はアイルラ

ンド規則に従い、またNON-UCITS型ユニット・トラストの場合は1990年ユニット・トラスト法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

(2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITS型ユニット・トラストの場合にはアイルランド規則第63条の規定に従い、買戻請求が停止される。この買戻請求権は、UCITS型ユニット・トラストに関しては、アイルランド規則第59条に基づいている。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITS型ユニット・トラストに関する諸規則

アイルランド規則第11条および第13条により、一定の要件およびアイルランド金融規制当局による要件の導入の可能性が規定されている。

認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

(a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。

(b) UCITS型ユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に2度は計算されること。

(c) 信託証書には以下の事項が記載されること。

() ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称

() 提案されている特定の目的に従った投資方針

() 分配方針

() 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法

() 公告に関する規定

() ファンドの会計年度

() 信託証書変更手続

() 受益証券発行手続

() 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

(4) 投資制限

ユニット・トラストに適用される投資制限に関しては、UCITSに適用される制限とNON-UCITSのユニット・トラストに適用される制限に区別される。

() UCITSの投資制限

2002年2月13日以前に設定されたUCITSは、2007年2月13日までにアイルランド商品規則に従わなければならない。2002年2月13日以降に設定されたUCITSは、2004年2月13日まではアイルランド商品規則に従わなければならなかった。2004年2月13日以降に設定されたUCITSは、設定時に本新制度に従わなければならない。2002年2月13日以前に認可された「グランドファーザー条項」の規定を利用するファンドの投資制限は、UCITS規則第7章に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

(a) UCITSは、() EU加盟国の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券、() EU加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券、() EU非加盟国の証券取引所に上場されているか、EU非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券（ただし、証券取引所もしくは市場の選択はアイルランド金融規制当局によって承認されているかまたは信託証書もし

くは会社型投資信託の定款に規定されているものとする）、および（ ）発行後間もない譲渡性のある証券で(a)証券取引所への上場申請の約定または、定期的取引が行なわれ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれており（ただし、証券取引所もしくは市場の選択はアイルランド金融規制当局によって承認されているかまたは信託証書もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする）、かつ(b)かかる上場または取引が発行から1年以内に保証されている譲渡性のある証券を除く譲渡性のある証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。UCITSは、上記（ ）に記載された発行後間もない譲渡性のある証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。かかる制限はルール144A証券として認知される特定の米国証券に対するUCITSによる投資に関しては適用されない。ただし、以下の場合を除く。

- 当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合。
 - 当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がUCITSによって評価される価格でまたはおおよその価格でUCITSにより7日以内に換金されることができる場合。
- (b) UCITSは、その性質上、譲渡性のある証券と同様と見做され、とりわけ譲渡性、換金性があり、いつでも（少なくとも月に二度）正確に評価額が決定される債務証書に、その資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、アイルランド金融規制当局は、UCITSがその評価の回数を月に1回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。
- (c) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証券を取得することができない。
- (d) UCITSは、付随的に流動資産を保有することができる。
- (e) UCITSは、アイルランド金融規制当局が定める条件に従い、かつその定める制限の範囲内で譲渡性のある証券に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。
- (f) UCITSは、その資産と負債の管理において為替リスクに対する保護を目的とした技法および手段を用いることができる。
- (g) UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。
- (h) 会社型投資信託、または管理会社が運営し、UCITS規則に規定するすべての契約型投資信託に関連して行為する管理会社は、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することができない。

（注）上記(g)の制限にもかかわらず、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券に、UCITSはその資産の35%まで投資することができる。

UCITSはEU加盟国にその登記上の事務所をおき、法により債券所持人を保護するための特別な公的監督に服する信用機関が発行する債券に、純資産総額の25%まで投資することができる。

ただし、UCITSが単一の発行体が発行するかかる債券にその資産の5%を超えて投資する場合は、かかる投資の総額はUCITSの資産の80%を超えてはならない。

アイルランド金融規制当局は、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する複数の譲渡性のある証券に、その資産の100%を限度としてリスク分散の原則に従い投資する権限を、UCITSに付与することができる。

かかる場合、UCITSは、(a)少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また(b)ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国家、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書または約款に明記しなければならず、また(c)アイルランド金融規制当局の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国家、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論

見書および販売促進文書に含まなければならない。

- (i) UCITSは、UCITS規則第3条(2)に規定されたオープン・エンド型の他の投資信託の受益証券にその資産の5%を超えて投資することができない。

(注) 同一の管理会社によって管理されている契約型投資信託、または管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって管理されている契約型投資信託の受益証券への投資は、その信託証書に従い特定の地域または経済分野への投資を専門としている投資信託で、かかる投資がアイルランド金融規制当局に認可されている場合にのみ認められる。

管理会社は、当該投資信託の資産が同一の管理会社によって管理されているかまたは共通の管理・支配もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係にある他の会社によって管理されている他の契約型投資信託の受益証券に投資される場合、当該投資信託の取引に関しては、報酬またはその他の費用を請求してはならない。

- (j) UCITSは、同一発行体の発行する無議決権株式の10%を超えて取得することができない。
(k) UCITSは、同一発行体の発行する債務証券の10%を超えて取得することができない。
(l) UCITSは、UCITS規則第3条(2)が適用される単一の他のUCITSの受益証券の10%を超えて取得することができない。

(注) 上記(k)および(l)の制限は、取得時において債務証券の総額または発行済証券の総額が計算できない場合は、これを無視することができる。上記(h)、(j)、(k)および(l)の制限は、UCITS規則の定める一定の場合は適用されない。

- (m) UCITSは、会社型投資信託または契約型投資信託のいずれの場合でも、その資産の10%を限度として借入れをすることができるが、借入れは暫定的なものとする。
(n) UCITSは、「バック・ツー・バック」ローンにより外国通貨を取得することができるが、これはUCITS規則で定める借入れには該当しない。
(o) 管理会社または契約型投資信託を代表する受託会社は、第三者のために貸付を行うかまたは保証をしてはならない。

(注) 上記制限は、UCITSが全額払込済ではない譲渡性のある証券を取得することを妨げない。

- (p) 管理会社または契約型投資信託を代表する受託会社は、譲渡性のある証券の空売りを行ってはならない。

2002年2月13日以降に設定されたUCITSは、2004年2月13日まではアイルランド商品規則に従わなければならなかった。2004年2月13日以降に設定されたUCITSは、アイルランド商品規則に規定される投資制限に従わなければならない。アイルランド商品規則に基づき認可された投資対象は以下のとおりである。

- (a) UCITSは、以下の譲渡性のある証券および短期金融市場証券以外の流動性のある証券および短期金融市場証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。
- () 通達(93/22/EEC)第1条(13)に該当する規制された市場に上場されているかもしくはかかる市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - () EU加盟国の定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - () EU非加盟国の証券取引所に上場されているか、EU非加盟国の定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券（ただし、証券取引所もしくは市場の選択はアイルランド金融規制当局によって承認されているかまたは信託証書もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする。）
 - () 発行後間もない譲渡性のある証券で(a)証券取引所への上場申請の約定または、定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれており（ただし、証券取引所もしくは市場の選択はアイルランド金融規制当局によって承認されているかまたは信託証書もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする）、かつ(b)かかる上場または取引が発行から1年以内に保証されているもの

- (b) E U加盟国に所在すると否とに関わらず1985年通達（1988年3月22日理事会通達（88 / 220 / E C ）、1995年6月29日付欧州議会および理事会通達（95 / 26 / E C ）、および2002年1月21日付欧州議会および理事会通達（2001 / 108 / E C ）によって改正済）（以下「本通達」）に従い認可されたU C I T Sおよび／またはアイルランド商品規則第3条(2)(a)および(b)に該当するその他の投資信託の受益証券（ただし、(1) かかる他の投資信託は、共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド金融規制当局がみなす監督に服すべき旨および当局間の協力が十分に確保されるべき旨を定める法律に基づき認可されているものとし、(2) 他の投資信託の受益者の保護レベルがU C I T Sの受益者について規定されたものと同等であること、ならびに特に資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある証券および短期金融市場証券の空売りに関する規則がU C I T S通達の要件と等しいものとし、(3) 他の投資信託の事業が、報告期間の資産および債務、収益および営業の評価を可能とするため半期報告書および年次報告書に報告されているものとし、(4) 取得が想定されるU C I T Sまたはその他の投資信託の資産の合計で10%を超えて、その規則または設立証書に基づき、当該U C I T Sまたはその他の投資信託の受益証券に投資してはならないものとする。）
- (c) 要求に基づき払い戻され得るかまたは引き出す権利を付した、満期まで12か月未満の金融機関への預金（ただし、当該金融機関はE U加盟国に登録上の事務所を置いているものとし、またはその登記上の事務所がE U非加盟国に所在している場合には当該金融機関は共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド金融規制当局がみなす慎重な規則に服するものとする。）
- (d) 上記()、()および()に記載された規制された市場で取引されている現金決済証券に相当するものを含む金融派生商品ならびに／または店頭市場で取引される金融派生商品（「O T C派生商品」）（ただし、(1) 裏付け商品は、本(a)項に記載される商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨により構成され、U C I T Sはこれらに対し、U C I T Sの信託証書、設立証書または基本定款および通常定款ならびに目論見書に記載される投資目的に従い投資することができるものとし、(2) O T C派生商品取引の相手方は慎重な監督に服する機関であり、アイルランド金融規制当局の承認したカテゴリーに属するものとし、(3) O T C派生商品は毎日、確実かつ実証し得る評価が行われ、U C I T Sが自発的にいつでもその公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能なものとする。）
- (e) 規制された市場で取引されるものを除く、アイルランド商品規則で定義された短期金融市場証券（ただし、当該証券の発行または発行体自体が投資家保護および貯蓄を目的に規制されているものとする。さらに当該証券は(1) E U加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合または欧州投資銀行、E U非加盟国または連邦国家の場合に連邦を構成する一メンバーまたは一もしくは複数のE U加盟国が属する公的国際機関により発行または保証されているものとし、(2) その証券が上記()、()または()に記載された規制された市場で取引されている企業により発行されているものとし、(3) 共同体法の定めた基準に従い慎重な監督に服する機関または共同体法の定めたものと少なくとも同程度に厳重であると監督当局のみなす慎重な規則に従いこれを遵守する機関により発行または保証されているものとし、(4) アイルランド金融規制当局の承認したカテゴリーに属するその他の団体により発行されているものとするが、当該証券への投資は、上記(1)、(2)または(3)に規定されたものに相当する投資家保護に従っており、かつ発行体は、その資本金および準備金が最低1,000万ユーロであるとともに通達（78 / 660 / E E C ）によりその年次決算書を提出および公開している会社であるか、またはグループ企業内に一もしくは複数の上場企業を含み、グループの金融業務に専念している法主体であるか、または銀行の流動性枠から利益を得る証券化手法の金融業務に専念している法主体であるものとする。）
- (f) U C I T Sは、事業のために必要な不動産および動産を取得することができる。
- (g) U C I T Sは、貴金属または貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (h) U C I T Sは、付随的に流動資産を保有することができる。
- (i) 管理会社または会社型投資信託は、いつでもU C I T Sのポジション・リスクおよび当該リスクがU C I T Sの資産ポートフォリオのリスク内容全体に寄与する要因を常に監視および測定する

ことを可能とするリスク管理手法を用いなければならない。管理会社または会社型投資信託は、OTC派生商品の価格を正確かつ独自に査定する手法を用いなければならない。管理会社または会社型投資信託は、アイルランド金融規制当局に対し定期的に、またアイルランド金融規制当局が当該目的のために指定する特定要件に従い、派生商品の種類、潜在的风险、数量制限および各運用中のUCITSに関する派生商品取引に伴うリスクを予測するため選択される方法を通知しなければならない。

UCITSは、（一般的にまたは特定のUCITSについて）アイルランド金融規制当局が定める条件または要件に基づきかつこれらに従い、譲渡性のある証券および短期金融市場証券に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。かかる運用が派生商品の利用に関係する場合、本条件および制限はアイルランド商品規則で規定された条項と一致しなければならない。

かかる運用は、いかなる場合においても、UCITSをしてその信託証書、設立証書、基本定款および通常定款または目論見書に規定された投資目的から乖離させてはならない。

- (j) UCITSは、派生商品に関する包括的リスク・エクスポージャーがそのポートフォリオの純資産総額を超えないよう確保しなければならない。

エクスポージャーは、裏付資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場変動および持高清算の時期を考慮して計算される。

UCITSは、その投資方針の一環として、またアイルランド規則第49条に規定される制限の範囲内で、金融派生商品に投資することができるが、裏付資産のエクスポージャーは総額で、アイルランド規則第49条に規定される投資制限を超えないものとする。UCITSが指数ベースの金融派生商品に投資する場合、かかる商品はアイルランド規則第49条に規定される制限と合算する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融市場証券が派生商品を組み込んでいる場合、派生商品は、アイルランド規則の要件を遵守する際には、考慮されなければならない。

- (k) () UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。

本制限は、金融機関への預金および金融機関を相手方とするOTC派生商品取引には適用されない。

- () UCITSは、その資産の20%を超えて同一機関における預金に投資してはならない。

- () OTC派生商品取引におけるUCITSの取引相手方のリスク・エクスポージャーは、以下を超えてはならない。

- 取引相手方がアイルランド商品規則第45条(h)に規定される金融機関の場合、その資産の10%
- その他の場合、その資産の5%

- (l) (k)項に規定される個別制限に関わらず、UCITSは、その資産の20%を超えて、同一機関により発行されるかまたは相手方とする以下の二つ以上を合算することはできない。

- 譲渡性のある証券または短期金融市場証券への投資
- 預金
- OTC派生商品取引から発生するエクスポージャー

- (m) アイルランド金融規制当局は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がEU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている場合、(k)項第一文に規定された10%制限を最大35%まで引き上げることができる。

- (n) (k)項および(l)項に関わらず、UCITSはその資産の25%を限度に、EU加盟国に登録上の事務所を置き、法律に基づき債券所持人を保護するための特別な公的監督に従っている金融機関の発行する債券に投資することができる。特に、かかる債券の発行から得た額は、法律に従い、債券の全

有効期間を通じ、債券に付帯する請求権に応じることができる資産で、発行体の不履行の場合に元本の払戻しおよび経過利息の支払に優先的に用いられることになる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を(n)項に記載される同一の発行体の債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの資産総額の80%を超えてはならない。

アイルランド金融規制当局は、加盟国で有効な(k)項に記載される法律および監督上の取決めに従い、(k)項に規定される基準に応じて債券を発行することを授權された発行体のリストを委員会に送付する。提供される保証の地位を明記する通知が、かかるリストに添付される。

(o) (m)項および(n)項に記載される譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、(k)項に記載される40%制限の適用の際には考慮してはならない。

(k)項、(l)項、(m)項および(n)項の制限は合計してはならず、このため、以下すなわち、(k)項、(l)項、(m)項および(n)項に従い同一の発行体により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券または(k)項、(l)項、(m)項および(n)項に従い実行される預金もしくは派生商品取引の内の複数に対する投資から発生する同一発行体に対するエクスポージャーは、いかなる状況においてもUCITSの資産の合計35%を超えてはならない。

通達(83/349/EEC)に従い定義されるところによるかまたは公認国際会計規則に従った連結決算のため同一グループに含まれる企業は、本条に規定される制限の計算上、同一発行体とみなされる。

EU加盟国は、20%を限度に、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への累積投資を認めることがあるが、かかる投資はアイルランド規則に明記されたその他の制限に従うものとする。

(p) アイルランド規則第53条、第54条および第55条に規定された制限を害することなく、信託証書、設立証書または定款に基づきUCITSの投資方針が、下記を基準としてアイルランド金融規制当局により認められる一定の株式または債務証券の指数の構成を模写することを目指す場合、(k)項の制限は、同一発行体の株式および/または債務証券への投資について20%まで引き上げられる。

- 指数の構成が十分に分散されていること
- 指数が、関係市場について適切なベンチマークを表わしていること
- 指数が適当な方法で公開されていること

アイルランド金融規制当局は、特に一定の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の構成比率が高い規制された市場における例外的な市況から正当であると証明される場合、(k)項に規定された制限を最大35%まで引き上げることができる。かかる制限までの投資は、同一発行体についてのみ認められる。

(q) 受益者がアイルランド規則第49条に規定された制限を遵守するUCITSの受益者の受けるものと同等の保護を受けていることをアイルランド金融規制当局が納得している場合、アイルランド金融規制当局は、リスク分散原則に従い、その資産の100%を限度に、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が加入する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に投資することをUCITSに授權することができる。

かかる場合、UCITSは、(a) 少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また(b) ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国家、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書または定款に明記しなければならない、また(c) アイルランド金融規制当局の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国家、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書および販売促進文書に含まなければならない。

(r) UCITSは、UCITSおよび/またはアイルランド規則第45条(e)に規定されるその他の投資信託の受益証券を取得することができるが、その資産の20%を超えて、同一のUCITSまたは他の投資信託の受益証券に投資してはならない。

UCITS以外の投資信託の受益証券に対する投資は、総額で、UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券を取得した場合、かかる裏付のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の資産は、アイルランド規則第49条に規定された制限について、合計する必要はないものとする。

UCITSが、直接または委任により、同一の管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係にある他の会社により管理されている他のUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券に投資する場合、かかる管理会社または他の会社は、当該他のUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券に対するUCITSの投資については申込手数料または買戻し手数料を請求することはできない。

その資産の相当部分を他のUCITSおよび/または投資信託に投資するUCITSは、その目論見書において、UCITSそれ自体に対し、および自ら投資を予定する他のUCITSおよび/または投資信託に対し請求され得る運用報酬の最大限度額を開示しなければならない。UCITSは、その年次報告書において、UCITS自らに対し、および自ら投資するUCITSおよび/または他の投資信託に対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならない。

(s) () UCITSは、同一発行体の無議決権株式の10%を超えて取得することができない。

() UCITSは、同一発行体の債務証券の10%を超えて取得することができない。

() UCITSは、アイルランド規則第3条(2)(a)項および(b)項に該当する単一のUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券の25%を超えて取得することができない。

() UCITSは、同一発行体の短期金融市場証券の10%を超えて取得することができない。

(注) 上記()、()および()の制限は、取得時において債務証券もしくは短期金融市場証券の総額または発行済証券の総額が計算できない場合は、これを無視することができる。

() NON - UCITSの投資信託の投資制限

NON - UCITSのユニット・トラストに適用される投資制限は、1990年ユニット・トラスト法によって以下のように定められている。

(a) NON - UCITSの契約型投資信託は、信託証書に規定されている市場で売買または取引されていない証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資できない。市場に関する規制が、場合に応じてアイルランド金融規制当局により課せられることがある。

(b) NON - UCITSの契約型投資信託は、同一の発行体によって発行された証券にファンドの純資産の10%を超えて投資できない。NON - UCITSの契約型投資信託の投資目的がアイルランドの株式への投資に限定されている場合、以下に記載するとおり上記制限を緩和することができる。

() ISEQ指標の10%を超える部分を表象する株式にファンドの純資産の15%まで投資できる。

() ISEQ指標の8%と10%の間の部分を表象する株式にファンドの純資産の12.5%まで投資できる。

() 一つの投資信託の純資産額の10%を超えて、いかなる機関にも預託できない。以下の機関による保管またはこれにより発行された保管を証明する証券または保証された証券の場合、上記制限は30%まで引上げられる。

(aa) EUの信用機関

(bb) 欧州経済地域(「EEA」)加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)により認可された銀行

(cc) EU加盟国またはEEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(スイス、カナダ、日本、米国)によって認可されている銀行

(dd) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された銀行

(ee) 受託会社

(ff) 受託会社に随時関係する会社

() 関係会社および関係機関は、本(b)の目的においては同一の発行体とみなされる。

- (c) NON - U C I T Sの契約型投資信託は、同一発行体によるいかなるクラスの証券についてもその10%を超えて保有できない。
- (d) 管理会社は、その管理するすべての投資信託について業務を行うにつき、発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。
- (e) NON - U C I T Sの契約型投資信託は、アイルランド金融規制当局の認可を条件に国家、その州もしくは地方公共団体、または一もしくは複数の国家がメンバーである公的国際機関により発行または保証された複数の譲渡性のある証券にファンドの資産の100%まで投資できる。
- (f) NON - U C I T Sの契約型投資信託は、下記の条件の下で、他の投資信託の受益証券を取得することができる。
 - () ファンドの純資産の20%までの投資であること。
 - () NON - U C I T Sの契約型投資信託が、同じ管理会社により管理される投資信託の受益証券に投資する場合、投資がなされるファンドの管理会社は、受益証券の取得に関して自らの勘定で請求する権利を有する当初手数料を放棄しなければならない。
 - () 他の投資信託の受益証券に投資したことによりNON - U C I T Sの契約型投資信託の管理会社が受領した手数料は、当該NON - U C I T Sの契約型投資信託の資産に払い込まなければならない。

(5) 管理会社

- () (A) () U C I T S 規則第16条、第17条および第22条ならびにアイルランド金融規制当局のU C I T Sに関する通達により、U C I T Sの契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。
 - (a) () アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。
 - () 常に、125,000ユーロ（「財源要件」）または前年の固定諸経費の四分の一（「費用要件」）のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件を維持していること。最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン（留置権）または担保権を付されていないこと。
 - () 契約型投資信託および会社型投資信託の管理ならびに管理会社の保有財産を管理するための付随的な業務以外の業務に従事しないこと。
 - () 管理会社および受託会社は、各々の役割において独立に受益者の利益のみのために行うなければならないとの観点から、同一U C I T Sについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任しないこと。
 - () 管理会社の取締役は、管理会社が業務を提供するU C I T Sの受託会社の取締役を兼任してはならないこと。
 - () 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であること。
 - () 管理会社の取締役の任命はアイルランド金融規制当局の事前の承認を要すること。取締役の解任は直ちにアイルランド金融規制当局に通知しなければならないこと。
- () (A) () アイルランド管理規則第17条により、U C I T Sの契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。
 - (a) () アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。
 - () 最低125,000ユーロの当初資本額を有すること。
 - () 管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプのU C I T Sについて十分な経験を有すること。管理会社の業務遂行は、かかる条件を満たす最低二名の者が決定しなければならないこと。
 - (b) 上記(a) () に基づき、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は直ちにアイルランド金融規制当局に通知しなければならないこと。
 - (c) () 管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド金融規制当局は、かかる関係がアイルランド金融規制当局の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行うこと。

- () 管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド金融規制当局の監督機能の有効な行使を妨げる場合、アイルランド金融規制当局は、認可を拒否すること。
- () 本パラグラフにおいて、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第85条(3)(b)で定められる意味を有すること。
- (d) 管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供しなければならないこと。
- (e) 上記(d)に関わらず、当初資本金と(d)に基づき管理会社が保持すべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないこと。
- (f) 上記(d)に関わらず、管理会社の自己資金は、1993年3月15日の理事会通達(93/6/EEC)別紙の条項に従いアイルランド金融規制当局が定めた額を下回らないものとする。
- (g) 管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記(d)に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はないこと。
- (h) 上記(g)の金融機関または保険会社は加盟国に登録上の事務所を置くことを要するが、非加盟国にその登録上の事務所を置くこともできること。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同等であるとアイルランド金融規制当局が判断した慎重な規則に従わなければならないこと。
- (i) 上記(d)において、下記のポートフォリオが管理会社のポートフォリオとみなされること。
- () 管理会社が運用するユニット・トラストおよび契約型投資信託で、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- () 管理会社がその管理会社として指定された会社型投資信託
- () 管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- (j) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則に明記された条件の継続的な遵守を監視するためアイルランド金融規制当局が要求する情報の提供を管理会社に義務づけること。
- (k) 管理会社は、許可を取得次第速やかに業務を開始できること。
- () (B) アイルランド規則第16条および付属書類5により、管理会社は以下の業務を行うことができる。
- (a) アイルランド規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、アイルランド規則により付与されたUCITSの運用ならびにアイルランド規則が適用されないその他の投資信託および管理会社が慎重な監督に服するが、UCITS通達に基づき別の加盟国の市場で販売され得ない他の投資信託の運用を除き、いかなる業務にも従事することができない。
- (b) 契約型投資信託および会社型投資信託の運用業務は以下を含むが、これらに限定されない。
- () 投資運用
- () 管理
- (aa) 法律上およびファンド運用上の計算業務
- (bb) 顧客の照会
- (cc) 評価およびプライシング(所得申告を含む。)
- (dd) 規制遵守の監視
- (ee) 受益者名簿の保管
- (ff) 収益の分配
- (gg) 受益証券の発行および買戻し
- (hh) 契約の決済(券面の発送を含む。)
- (ii) 記録の保管
- () マーケティング
- (c) 管理会社は、投資信託の運用の他、以下の追加業務を提供できる。

- () 投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が得有するものを含む証券ポートフォリオの運用（当該ポートフォリオが投資業務通達の添付書類 B セクションに挙げられた一または複数の投資証券を含む場合）
- () 非中核業務として、
- (aa) 投資業務通達の添付書類 B セクションに挙げられた一または複数の投資証券に関する投資助言
- (bb) 投資信託の受益証券に関する保管および管理
- (d) 管理会社は、上記(c)()に規定された業務の提供のみを目的としては認可されない。
- (e) 管理会社は、上記(c)()の業務の提供を授權されている場合、(c)()に挙げられた非中核業務のみを提供することができる。
- (f) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則第16条(3)に規定された業務を提供する管理会社が、その維持する資本の水準についてアイルランド金融規制当局がその時々課する条件または要件を遵守するよう要求する。かかる条件または要件を課する場合、アイルランド金融規制当局は、1993年3月15日付理事会通達（93 / 6 / E E C）および1993年5月10日付理事会通達（93 / 22 / E E C）を考慮する。
- (g) アイルランド金融規制当局は、慎重な規則およびアイルランド規則の付属書類 8 に規定される業務遂行規約を随時作成し発表するものとし、アイルランド規則第16条(3)に規定された業務を提供する管理会社はこれらを常に遵守する。
- (h) アイルランド金融規制当局は、随時、必要と判断する場合には、顧客の資金および投資証券についてアイルランド規則第16条(3)に規定された業務の提供を認可された管理会社に対し、アイルランド規則の付属書類 7 の規定による要件を課することができる。
- (i) 上記(c)()に規定された業務の提供を認可されている管理会社は、顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用する契約型投資信託の受益証券または会社型投資信託の証券に投資してはならない。
- () (C) () 投資業務通達第7条がアイルランド規則に基づき管理会社の規則に適用される。ただし、第7条の「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈され、第7条(2)の「投資サービスの提供」との表現は「業務の提供」と解釈される。
- () アイルランド金融規制当局は、U C I T S が第三国での受益証券の販売において遭遇する一般的困難について委員会に通知する。
- () (D) () アイルランド金融規制当局は、授權された管理会社が常にアイルランド規則第15条 A および第17条に定められた条件を遵守することを要求する。
- () 管理会社の自己資金はアイルランド規則第17条に定められたレベルを下回ってはならない。
- () ただし下回った場合には、アイルランド金融規制当局は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。
- () (E) () 管理会社の適格保有は、1993年5月10日付理事会通達（93 / 22 / E E C）第9条で定められた規則に従うものとする。
- () アイルランド規則において、1993年5月10日付理事会通達（93 / 22 / E E C）第9条に記載された「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。
- () (F) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則に基づき授權された U C I T S の運用業務について、管理会社が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- 特に、アイルランド金融規制当局は、管理会社が運用する U C I T S の性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を要請する。
- (a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていること、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または自己資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、ファンドに関わる各取引がその源泉、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに管理会社が運用する契約型投資信託または会社

型投資信託の資産がファンド規則または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

- (b) UCITSまたは顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とUCITSの間または2つのUCITSの間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が設立されること。ただし、支店が設立された場合、設立のアレンジは、利益相反をカバーするためにホスト加盟国が定めた業務遂行規約と相反してはならない。
- () (G) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
- (a) アイルランド金融規制当局は適切な方法でその旨を承知していること。
- (b) 委任は、管理会社に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、管理会社がその投資家の最善の利益のために行為することまたはUCITSが投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。
- (c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準に従うことを要すること。
- (d) 委任が投資運用に関わるもので、非加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド金融規制当局と関係する非加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
- (e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われえないこと。
- (f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
- (g) 委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
- (h) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
- (i) UCITSにより発行される目論見書は、管理会社が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- 管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。
- () (H) アイルランド規則第5部第4章により、他の加盟国に支店を設置し、業務および情報を提供する権利が存在する。
- () (I) アイルランド規則第17条Jは、他の加盟国で認可された管理会社に適用される規定を定めている。
- () (J) アイルランド規則の付属書類6は、管理会社の認可に係る要件および義務を以下のように規定する。
- (1) 認可の申請は、アイルランド金融規制当局が随時指定する様式により、同じく指定する詳細事項を記載すること、および上記の一般性を侵害することなく、アイルランド金融規制当局が以下に関連して要求する詳細事項または情報を記載すること。
- (a) 申請中の管理会社が実行を予定しまたは実行しそうな業務の種類
- (b) 申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者で、その株式保有または申請中の管理会社とのその他の商業関係が申請中の管理会社の業務遂行に重大な影響を及ぼす可能性がある自然人または法人を含む。
- (c) 申請中の管理会社の基本定款および通常定款
- (2) 申請中の管理会社は、アイルランド金融規制当局に対し以下を充足しない限り、アイルランド金融規制当局から認可されないこと。
- (a) 申請中の管理会社が会社法に基づき設立された会社であり、その業務がアイルランド規則

の要件に従った方法で実行されることを確保するための手配を行ったこと。

- (b) 適用ある場合、申請中の管理会社の基本定款及び通常定款には、アイルランド規則に従い、かつアイルランド金融規制当局が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にする妥当な条項が記載されること。
 - (c) 申請中の管理会社が、アイルランド金融規制当局により指定された最低資本レベルを有すること。
 - (d) その取締役およびマネジャー各々の清廉性および能力
 - (e) その適格株主各々の適当性
 - (f) 申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の専門技能を備えた人員を雇用していること
 - (g) 申請中の管理会社が、アイルランド金融規制当局がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報を提供されることおよび公衆がアイルランド金融規制当局が指定する情報を提供されることを可能とするため手順を確立しており、またこれに従う予定であること。
 - (h) 申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合に、アイルランド金融規制当局により適切に監督され得るような事業構造を有すること。
 - (i) その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ整然と規制しかつ監督するため、および投資家保護のためアイルランド金融規制当局が必要とみなすその他の事項
- (3) アイルランド金融規制当局は、認可管理会社が維持すべき資本レベルについて、その時々条件または要件を課することがあり、またアイルランド規則および1995年投資仲介業法（改正済）に規定された資本要件を考慮する。
- (4) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネジャーもしくはこれらと同等の役職の任命が、アイルランド金融規制当局から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド金融規制当局を納得させない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。
- (5) アイルランド金融規制当局は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ整然とした規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、基本定款または通常定款の変更を指図することができる。
- (6) アイルランド規則に基づきアイルランド金融規制当局により付与される認可は、認可管理会社が提供するべき業務の種類を特定する。
- (7) (a) アイルランド金融規制当局は、非常に多くの者に対し、アイルランド規則上の授権された役員として書面で認めることができ、また当該授権を取り消すことができる。
- (b) アイルランド金融規制当局は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授権された役員に対し、アイルランド規則に基づく申請を正当に評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができ、当該照会または調査はアイルランド規則に従い実行される。
- (8) アイルランド金融規制当局は、以下の管理会社を認可する前に関係する他の加盟国の管轄当局と協議する。
- (a) 他の加盟国で認可された別の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
 - (b) 他の加盟国で認可された別の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社、または
 - (c) 他の加盟国で認可された別の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人または法人により支配される管理会社
- (9) (a) 管理会社について、アイルランド金融規制当局は、関係する管理会社の母国とホスト加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、UCITS通達に規定されているアイルランド規則を適用し、アイルランド規則の関係条項はこれに準じて解釈される。

- (b) アイルランド規則の条項に従い、管理会社は、() 管理会社の適正かつ整然とした規制および監督、ならびに() 投資家もしくは顧客または両者の保護のいずれかまたは両方を目的にアイルランド金融規制当局により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守する。
- (10) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、アイルランド規則に基づきアイルランド金融規制当局が納得するように監督され得るように、アイルランド金融規制当局により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するよう申請中の管理会社または認可管理会社に要求することができる。
- () 1990年ユニット・トラスト法およびNON - U C I T Sに関する通達の下で登録された、NON - U C I T Sの契約型投資信託の管理会社は、以下の要件を満たすことを要する。
- (a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に基づき設立された法人であること。
- (b) 常に、125,000ユーロ(「財源要件」)または前年の固定諸経費の四分の一(「費用要件」)のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件を維持しているとアイルランド金融規制当局が判断すること。最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン(留置権)または担保権を付されていないこと。
- グループのメンバーである管理会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。
- 管理会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。
- (c) 契約型投資信託の管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。
- (d) 管理会社の取締役は、契約型投資信託の受託会社の取締役を兼任しないこと。
- (e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。
- (6) 受託会社
- () 信託証書に定められる受託会社は、信託証書に従い、ファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。
- 受託会社は、ファンド資産の日々の管理に関し、以下の業務を行わなければならない。
- (a) 契約型投資信託のために管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却がアイルランド規則または1990年ユニット・トラスト法(いずれか適用あるもの)および信託証書に従って遂行されるようにすること。
- (b) 受益証券の価格がアイルランド規則(U C I T Sの契約型投資信託の場合)および信託証書に従い計算されるようにすること。
- (c) 管理会社の指示をアイルランド規則もしくは1990年ユニット・トラスト法(いずれか適用あるもの)または信託証書に抵触しない限り実行すること。
- (d) ファンド資産の取引において、特定取引に関して容認しうる市場慣行の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
- (e) ファンドの収益がアイルランド規則(U C I T Sの契約型投資信託の場合)および信託証書に従って充当されるようにすること。
- (f) 各年次計算期間における契約型投資信託の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告すること。かかる報告書は、() 信託証書およびアイルランド規則または1990年ユニット・トラスト法(いずれか適用あるもの)により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ() その他については信託証書の条項およびアイルランド規則を遵守して、管理会社が当該期間に契約型投資信託を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容としている。
- (g) 組入証券の効率的な運用の目的でNON - U C I T Sの契約型投資信託によって締結された契約の要項を遵守すること。
- () U C I T Sの契約型投資信託の受託会社の要件は、以下のとおりである。
- (a) アイルランド国内にその登記上の事務所を有するか、または他のE U加盟国にその登記上の事務

所を有する場合は、アイルランド国内に営業所を設立していること、かつ、

(b) () 払込資本金がアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない、加盟国で認可された金融機関であること、または、

() 払込資本金がアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の加盟国に設置された支店であること、または、

() 加盟国内の会社であり、かつ、

(aa) 金融機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること）。

(bb) アイルランド金融規制当局によって、かかる金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関はアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること）。

(cc) アイルランド規則第19条(2)の(a)、(b)、(c) () または(c) () に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド金融規制当局によって見做されるEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は機関または会社によって保証され、かかる機関または会社はアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること）。

(c) 受託会社はアイルランド規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド金融規制当局の要求を満たすこと。

受託会社は管理会社および受益者に対し、正当化できないその義務の不履行または不適切な義務の履行の結果これらの者が受けた損害について責任を負う。受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。上記の受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を副保管会社に委託したことによって影響を受けない。

(d) 金融機関ではない受託会社は以下の条件を満たすこと。

() 受託会社は、常に、125,000ユーロ（「財源要件」）または前年の固定諸経費の四分の一（「費用要件」）のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件に従うこと。受託会社の最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン（留置権）または担保権を付されていないこと。

グループのメンバーである受託会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。

受託会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。

財源（返済金を含む。）の計算の際に組み込まれる劣後ローンまたは資本出資の形態はアイルランド金融規制当局の承認を得ること。

上記の要件に関する詳細および補足説明は「資本金遵守要件」に記載される。随時変更される本書は、「最低資本要件遵守報告書」を含み、また「UCITS通知」の一部を構成する。

() 受託会社の取締役または代理取締役の任命はアイルランド金融規制当局から事前に承認を得ること。取締役の退任は速やかにアイルランド金融規制当局に通知すること。

() 受託会社の取締役のうち最低2名はアイルランド居住者であること。

() 所有権または多額の株式保有の変更案については、アイルランド金融規制当局の承認を得ること。本条件における多額の株式保有は、受託会社の10%以上の株式の保有と定義される。

() 受託会社の半期財務計算書および監査済年間財務計算書はアイルランド金融規制当局に提出すること。半期計算書は、当該報告期間から2か月以内、また年次計算書は当該報告期間から4か月以内に提出すること。受託会社の株主の監査済年次計算書もまた提出すること。

() 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されたNON-UCITSの契約型投資信託の受託会社の要件は以下のとおりである。

(a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。

- (b)() 6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、アイルランドで認可されている金融機関であること。
- () 6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、1977年12月12日付第一理事会通達が上記のように適用される金融機関のアイルランドで設立された支店であること。
- () E U加盟国で設立された会社で、
- (aa) 1977年12月12日付第一理事会通達が適用される金融機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること）。
- (bb) アイルランド金融規制当局によって、1977年12月12日付第一理事会通達が適用される金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること）。
- (cc) 上記()、()、() (aa)および() (bb)に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド金融規制当局によって見做されるE U加盟国またはE U非加盟国の機関または会社の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は機関または会社によって保証され、かかる機関または会社は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること）。
- (c) 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点でアイルランド金融規制当局の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、アイルランド金融規制当局の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と充分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法でアイルランド金融規制当局に対応しなければならない。
- (d) 金融機関ではない受託会社は以下の条件を満たすこと。
- () 受託会社は、常に、125,000ユーロ（「財源要件」）または前年の固定諸経費の四分の一（「費用要件」）のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件に従うこと。受託会社の最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン（留置権）または担保権を付されていないこと。
- グループのメンバーである受託会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。
- 受託会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。
- 財源（返済金を含む。）の計算の際に組み込まれる劣後ローンまたは資本出資の形態はアイルランド金融規制当局の承認を得ること。
- 上記の要件に関する詳細および補足説明は「資本金遵守要件」に記載される。随時変更される本書は、「最低資本要件遵守報告書」を含み、また「NUシリーズ通知」の一部を構成する。
- () 受託会社の取締役の任命はアイルランド金融規制当局から事前に承認を得ること。取締役の退任は速やかにアイルランド金融規制当局に通知すること。
- () 受託会社の取締役のうち最低2名はアイルランド居住者であること。
- () 所有権または多額の株式保有の変更案については、アイルランド金融規制当局の承認を得ること。本条件における多額の株式保有は、受託会社の10%以上の株式の保有と定義される。
- () 受託会社の半期財務計算書および監査済年間財務計算書はアイルランド金融規制当局に提出すること。半期計算書は、当該報告期間から2か月以内、また年次計算書は当該報告期間から4か月以内に提出すること。受託会社の株主の監査済年次計算書もまた提出すること。

(7) 関係法人

(a) 投資顧問会社

多くの場合、契約型投資信託の管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投

資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

(B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託はアイルランド金融規制当局の認可および監督に服し、アイルランド金融規制当局はこれらに条件を付すことができる。

(C) 一般契約型投資信託

UCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に基づいており、NON-UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に基づいており、両者はアイルランド金融規制当局の認可および監督に服する。

(D) 会社型の投資信託

() 会社型の投資信託は、これまでアイルランド規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

UCITSまたはNON-UCITSの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するUCITSではない会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

() 変動資本を有する会社型投資信託（VCC）

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、（UCITSとの関係で）アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは（1995年8月1日以降は）NON-UCITSのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更はアイルランド金融規制当局に届出て、アイルランド金融規制当局の承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行

され、買戻されること。

- (f) 特定の期間内にV C Cに純発行価格相当額が払込まれない限り、V C Cは株式を発行しないこと。
- (g) V C Cの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（U C I T Sについては1か月に最低2回とする。）。アイルランド金融規制当局は、U C I T Sに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にV C Cが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、NON - U C I T S型のV C Cに同様に適用される。ただし、アイルランド金融規制当局が(d)の適用除外を認めて、V C Cがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてNON - U C I T SのV C Cが、一部払込済株式の発行が認められる財産またはベンチャー / 開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

() 固定資本を有する会社型投資信託（F C C）

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1ユーロ・セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1ユーロ・セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、F C Cはあらゆる点でV C Cに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、U C I T SではないV C Cに適用されない。

() 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)()および()記載のユニット・トラストに適用される投資制限は、U C I T S型およびNON - U C I T S型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

() 会社型投資信託

(A)(a)()アイルランド金融規制当局は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについてその各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。

() 会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド金融規制当局に通知しなければならない。

(b) 会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。

(c) 会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況においても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。

(B) 会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、

(a) アイルランド金融規制当局は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。

() 会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合

() 会社型投資信託が、アイルランド金融規制当局に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合

() 会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第36条A(1)に基づきアイルランド金融規制当局が定める条件を充足する最低2名の者により決定される場合

(b) 会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド

金融規制当局は、かかる関係がアイルランド金融規制当局の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。

- (c) アイルランド金融規制当局はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非加盟国の法律、規則もしくはは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド金融規制当局の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。
- (d) 会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から6か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。
- (e) 本規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第85条(3)(b)で定められる意味を有する。

(C) 業務の委任

- (a) 会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
 - () アイルランド金融規制当局は適切な方法でその旨の通知を受けていること。
 - () 委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行うことまたは会社型投資信託が投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。
 - () 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投資基準に従うことを要すること。
 - () 委任が投資運用に関わるもので、非加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド金融規制当局と関係する非加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - () 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われ不得ること。
 - () 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
 - () 委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - () 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
 - () 会社型投資信託により発行される目論見書は、会社型投資信託が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

- (D) (a) アイルランド金融規制当局は、本規定に基づき授權された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。

- (b) 特に、アイルランド金融規制当局は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、会社型投資信託に関わる各取引がその源泉、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

() 関係法人

(a) 受託会社 / 保管銀行

UCITSである会社型投資信託資産の保管は、アイルランド規則第37条により、受託会社 / 保管銀行に委託されなければならない。ただし、同規則第40条および第41条により、以下のいずれかの場合

は、アイルランド金融規制当局の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

- () 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ株式が販売される場合。
- () 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記()または()の場合に該当する会社型投資信託は、(aa) 株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、(bb) 株式の証券取引所価格がその純資産価格から5%を超えて離れないよう市場に介入し、かつ(cc) 株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度アイルランド金融規制当局に伝達し、かつ少なくとも月に二度公表しなければいけない。

上記3.(A)(6)() (a)から(g)に記載のユニット・トラストの受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a) 契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託に関する記載として、(b) 受益証券の記載は、株式の記載、(c) 1990年ユニット・トラスト法の記載は、1990年会社法のパート (改正済) またはアイルランド規則 (いずれか適用あるもの) の記載および(d) 信託証書の記載は、定款の記載として解釈される。ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管銀行には適用されない。

- (b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記3.(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

- () アイルランド会社法が、契約型投資信託における管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

- () 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

- () 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (a) 引受株主の身元
- (b) 会社の形態および名称
- (c) 会社の目的
- (d) 引受資本および授權資本 (もしあれば) の額。さらに、UCITSではないVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。
- (e) 申込時の払込額
- (f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- (g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権 (もしあれば) に対する制限規定
- (h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名
- (i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容
- (j) 資本の一部を構成しない株式 (もしあれば) に関する記載
- (k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記載
- (l) 存続期間 (適用ある場合)
- (m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担する全ての費用および報酬の見積

- () アイルランド規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

- () アイルランドにおける投資信託の認可

(a) アイルランド規則第9、10および11条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。

- () 次の投資信託はアイルランド金融規制当局から認可を受けることを要する。

(aa) アイルランド国内に所在するUCITS。本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。

(bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該加盟国の監督官庁の認可を受けていないもので、その受益証券または株式がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。

- () アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。

(b) アイルランド金融規制当局の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第6条によりUCITSの監督権がアイルランド金融規制当局に付与されている。

(c) アイルランド規則による目論見書等の要件

アイルランド規則第74条および77条は、ファンドに、簡略目論見書、完全目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。

アイルランド規則第74、76、78、80、81および82条は上記書類に関する要件を以下のように定めている。

- () UCITSは簡略目論見書、完全目論見書およびかかる目論見書の変更、年次報告書および半期報告書をアイルランド金融規制当局に提出しなければならない。

- () 簡略目論見書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。

さらに、完全目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書が請求に応じ無料で申込人に提供される。

- () 年次報告書および半期報告書は、完全・簡略目論見書に特定される場所で、またはアイルランド金融規制当局が承認したその他の手段により一般公衆に入手可能とされなければならない。

- () 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。その該当期間の終了から、年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。

(d) アイルランド規則によるその他の要件

- () 公募または売出しの申請

アイルランド規則第10条(1)は、アイルランドで設定されたUCITSはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド金融規制当局の認可を受けなければならない旨規定している。

- () 信託証書または定款の事前承認

アイルランド規則第11条(1)は、UCITSは、アイルランド金融規制当局が信託証書または定款を承認した場合にのみ許可される旨規定している。

- () 管理会社および会社型投資信託による事前遵守

アイルランド金融規制当局は、管理会社または会社型投資信託がアイルランド規則に定められた前提条件を遵守しない場合には、UCITSの認可を行わない。

- () 受益証券の販売活動

アイルランド金融規制当局は、UCITSが加盟国における受益証券の販売活動を法律により禁止されている場合（ファンド規則または設立証書の条項に従う場合を含む。）にはUCITSの認可を行わない。

- () 外国において使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて監督官庁に提出された場合、事前承認を要する。

アイルランド金融規制当局の監督に服する投資信託がアイルランドの国外で公募または売出しを行う場合に使用されるすべての目論見書および財務報告書は、アイルランド金融規制当局に提出することを要する。これらの訂正書についても、同様である。

これらの文書には、アイルランドの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。登録申請書および定期報告書もまたアイルランド金融規制当局に提出することを要する。

() 完全 / 簡略目論見書の記載内容

管理会社または会社型投資信託により発行される目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについての確かな情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報を含まなければならない。リスクについては、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。完全目論見書は少なくともアイルランド規則の付属書類 1 に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に添付された文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

簡略目論見書は、アイルランド規則の付属書類 4 に規定された主要情報を要約の形で含み、平均的投資家が容易に理解できるように構成されかつ記載されなければならない。

簡略目論見書は、翻訳に関するものを除き変更を行わずにすべての加盟国で使用されるべき販売ツールとして用いることができる。アイルランド金融規制当局は、そのため、追加として別の書類または追加情報を請求できないことがある。

() 財務状況の報告および監査

アイルランド規則第85条は、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授けられた一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がUCITSの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人はアイルランド金融規制当局に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド金融規制当局が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

() 財務報告書の提出

アイルランド規則第99条は、アイルランド金融規制当局が、当該認可が関係する事業に関する情報およびアイルランド金融規制当局がその法的機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をUCITSに対し要求できる旨規定している。

アイルランド規則は、アイルランド金融規制当局がUCITSに対し、月次財務報告書の提出を要求できる旨規定している。

() 罰則規定

アイルランド規則第106条に基づき、UCITSの会社型投資信託、管理会社、受託会社または監査人の役員もしくは従業員が、アイルランド規則の条項に違反した場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270.00ユーロ以下の罰金刑またはその両方に処される。

5 . 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、定款およびアイルランド会社法に規定されている。

契約型投資信託の清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

6. 税制

(A) ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739 B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託（以下それぞれ「投資信託」という。）とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。

両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けることがある。

（上記に規定する）投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。

2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター（「IFSC」）に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者（特定の例外は除く）に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、「IFSC」ファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はなくなった。

アイルランドの居住者ではない、または（個人およびトラストの場合）アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱いは、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化はない。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地／住所地の国において適用される法制に従った課税が行われる。

アイルランドの税金債務は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

(B) 法人税

アイルランドは世界で最も有利な法人税の環境にある国の一つである。EUに承認された法人税率は12.5%である。法人税は会社の利益に課税される。法人税上の「利益」は収益（事業または取引利益による労働所得および投資利益による受動所得）とキャピタル・ゲインにより構成される。

第４【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されている。

平成19年 9 月28日 有価証券届出書の訂正届出書

平成19年12月14日 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年 1 月31日 有価証券届出書 / 有価証券報告書（第 8 期）

平成20年 4 月30日 半期報告書（第 9 期中） / 有価証券届出書の訂正届出書

別紙 A

効率的なポートフォリオ運用を目的とする譲渡性のある有価証券に関する技法および手段の活用の限界一般条件

- 1．効率的なポートフォリオの運用目的のために利用される技法および手段は、ファンドの投資方針を遵守してのみ使用することができる。
- 2．かかる技法または手段は、（単一でまたは他の一もしくは複数の技法または手段と併合して）ファンドの効率的なポートフォリオの運用上資金的に適切であると管理会社が合理的に判断するものでなければならない。
- 3．目論見書には、かかる技法および手段の使用についてのファンドの意図を開示し、また定期的報告書には、使用された方法を、記載しなければならない。
- 4．本別紙中の技法および手段の利用は、以下の条件および制限に従う。他の技法および手段の利用は、場合により、適切な場合にはアイルランド金融規制当局により判断される。

デリバティブ契約

- 5．コール・オプションは、当該オプションの行使価格が現金または3か月以下の満期を有する証券としてファンドによって常に保有されているとの条件のもとに購入することができる。ただし、アンカバード・コールオプションについては、かかる方法で購入される当該コール・オプションの行使価格がファンドの純資産額の10%を超えないとの条件の下で購入することができる。
- 6．原則として、コール・オプションは、当該コール・オプションの対象となる証券の所有権をファンドが常に保持することの条件の下で発行（売却）をすることができる。インデックス・コール・オプションについては、ファンドの全資産または当該発行済コール・オプションの行使価格を下回らない価値のファンドの資産の相当部分が、価格の変動に関し当該オプション契約と同じ形で変動すると合理的に予測可能である場合に発行することができる。ただし、アンカバード・コール・オプションについては、かかる方法で売却されるすべてのコール・オプションの行使価格総額がファンドの純資産額の10%を超えないとの条件の下で発行することができる。
- 7．プット・オプションは、当該プット・オプションの対象となる証券を常にファンドが所有しているとの条件の下で購入することができる。インデックス・プット・オプションについては、ファンドの全資産または当該購入プット・オプションの行使価格を下回らない価値のファンドの資産の相当部分が、価格の変動に関し当該オプション契約と同じ形で変動すると合理的に予測可能である場合に購入することができる。アンカバード・プット・オプションについては、かかる方法で購入される当該プット・オプションの行使価格がファンドの純資産額の10%を超えないとの条件の下で購入することができる。
- 8．プット・オプションは、当該オプションの行使価格が現金としてまたは3か月以下の満期を有する証券としてファンドによって常に保有されているとの条件の下で発行（売却）をすることができる。
- 9．先物契約は、当該契約の対象となる証券を常にファンドが所有しているとの条件、またはファンドの全資産もしくは当該売却先物契約の行使価格を下回らない価値のファンド資産の相当部分が価格の変動に関し当該先物契約と同じ形で変動すると合理的に予測可能であるとの条件の下に売却することができる。
- 10．先物契約は、当該契約の行使価格が現金または3か月以下の満期を有する証券としてファンドによって常に保有されているとの条件の下で購入することができる。ただし、債券市場および株式市場の両方に直接投

資するファンドは、ファンドのエクスポージャー純総額が、すべてのファンド資産の裏付けとなる証券への直接投資により達成し得たはずの額より多額ではないとの条件の下で先物契約を購入することができる。かかる場合、ファンドについては、その投資目的においてかかる積極的資産配分戦略に関し明確に規定されていなければならない。

11．先物契約について支払われた当初証拠金の金額を含む、オプションについて支払われたかまたは受け取られたプレミアム総額は、ファンドの純資産額の10%を超えることができない。

12．上記5項乃至11項に掲げる各条件は、既存ポジションのクローズド・アウトのために実施される取引には適用されない。

13．店頭で取引されるオプション、金利スワップおよび為替スワップの各契約（「OTC契約」）は下記の追加要件を条件として認可されている。

- (a) 取引の相手方が1億2,500万ユーロまたは外貨による相当額を超える株主資本を有すること。
- (b) 取引の相手方の名称がファンドによって発行される次期の半期または年次報告書において開示されること。
- (c) 管理会社は、取引の相手方が（ ）少なくとも一週間毎に当該取引を評価することに同意していること、また（ ）管理会社の請求により当該取引を公正な価格で終結することを納得していること。
- (d) OTCデリバティブについての一人の取引の相手方への当初の支出はファンドの純資産額の5%を超えてはならないこと。

その他のOTC契約については、事例毎にアイルランド金融規制当局によって認可される。

14．アイルランド金融規制当局通達NU3に規定されている条件および制限に基づき、当該技法および手段により創設されるもしくは借入れを通じて創設される、または両方を通じて創設される潜在的エクスポージャーの最大純額は、ファンドの純資産額の25%を超えない。

買戻 / 逆買戻契約および株式貸付契約の利用

15．買戻 / 逆買戻契約（以下「レポ契約」という。）は、通常の市場慣行を遵守してのみ実施することができる。

16．レポ契約または株式貸付契約に基づき取得される担保は下記のいずれかの形態によるものでなければならない。

- 現金
- 政府またはその他公的機関の証券
- 預託証書
- A1 / P1以上の信用格付けの無条件かつ取消不能な信用状
- 証券取引決済機関によって発行された証明書

- 17．レポ契約または株式貸付取引の満了まで、当該契約または取引により取得された証券は、
- () 売却または質権を設定することができない。
 - () 投資金額または貸付証券の価値を常に超える価値を有しなければならない。
 - () 毎日値洗いされるものでなければならない。
 - () 受託会社またはその代理人の名義に移転されるものでなければならない。
- 18．レポ契約および株式貸付契約の取引の相手方は、少なくとも A 2 / P 2 以上の信用格付けを有してなければならない。
- 19．一人の取引の相手方との間に残存するレポ契約および株式貸付契約の市場価格は、ファンドの純資産額の 20% を超えてはならない。
- 20．ファンドは、担保として受領した現金を政府もしくはその他の公的機関の証券、預託証書または 3 か月未満満期の信用状以外に投資してはならない。
- 21．ファンドは、株式貸付契約をいつでも解約しかつ貸し付けられた証券の全部または一部の返還を要求する権利を保有していなければならない。一度当該通知がなされた場合、借主は、5 営業日以内または通常の市場慣行により指定される別の期間内に当該証券を返還する義務を負う旨当該契約に規定しなければならない。
- 22．レポ契約または株式貸付取引は、アイルランド金融規制当局通達 N U 3 および N U 8 の適用上借入れまたは貸付けを構成しないものとする。

為替リスクに対する防禦

- 23．ファンドは、その資産および負債の管理の趣旨上為替のクロス・ヘッジを含む為替リスクに対する防御を提供するために企図される技法および手段を利用することができる。
- () 外国為替リスクに対するファンドのエクスポージャーは、いかなる方法によってもレバレッジをかけてはならない。
 - () 当該取引を行う意図は、ファンドの通貨エクスポージャーが変換されることがある通貨に関する開示を含めて、ファンドの目論見書に全面的に開示しなければならない。
 - () 定期的報告書にはかかる取引がいかに活用されたかを記載しなければならない。

別紙 B

公認の証券取引所

以下は、ファンドの資産を随時投資できる規制ある証券取引所および市場のリストであり、アイルランド金融規制当局の要件に基づき記載されている。アイルランド金融規制当局は、承認した証券取引所および市場のリストを発表していない。

非上場証券またはオープン・エンド型投資信託の受益証券への認可された投資を除いて、投資は、本書に列挙されている証券取引所および市場に限定される。

() 以下の証券取引所において制限なく投資できる。

- 欧州連合加盟国
- 欧州経済地域（E E A）加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）
- 以下の各国
 - オーストラリア
 - カナダ
 - 日本（日本においては金融商品取引所）
 - ニュージーランド
 - ノルウェー
 - スイス
 - アメリカ合衆国

() 以下において制限なく投資できる。

- | | |
|----------|--------------|
| チェコ共和国 | ブラハ証券取引所 |
| 香港 | 香港証券取引所 |
| ハンガリー | ブタペスト証券取引所 |
| イスラエル | テルアビブ証券取引所 |
| ポーランド | ワルシャワ証券取引所 |
| スロバキア共和国 | ブラスチラバ証券取引所 |
| スロベニア | リュブリャナ証券取引所 |
| 南アフリカ | ヨハネスブルグ証券取引所 |
| 台湾（中華民国） | 台湾証券取引所 |
| トルコ | イスタンブール証券取引所 |

() 以下において投資できる。

国際証券市場協会が組織する市場

イングランド銀行の1998年4月付刊行物「ホールセール・キャッシュおよびOTCデリバティブ市場（スターリング、外貨および金）に関する規制」（随時修正済）に記載された「上場マネー・マーケット機関」が管理する市場

A I M（ロンドン証券取引所が規制かつ運用する英国のオールタナティブ・インベストメント・マーケット）

フランスの流動性ある債券の市場（流通債券の店頭市場）

全米証券業協会が規制するアメリカ合衆国の店頭市場

アメリカ合衆国のナスダック（NASDAQ）

ユーロ・ニュー・マーケット（EURO.NM）（高成長企業の株式市場のヨーロッパにおける統合）

ナスダック・ヨーロッパ（NASDAQ Europe）（最近形成された市場で、一般的な流動性のレベルは、より確立した取引所に比して良好ではない。）

日本証券業協会が規制する日本の店頭市場

ニューヨークの連邦準備銀行が規制するプライマリー・ディーラーが管理する米国政府証券の市場

カナダ投資業協会が規制するカナダ政府債の店頭市場

別紙C

定義

「会計基準日」	ファンドの年次会計書類が作成される基準日で毎年7月31日をいう。ファンドの最初の会計基準日は、平成12年7月31日である。管理会社および受託会社は、アイルランド金融規制当局の同意を得て会計基準日を変更することができる。
「ユニット・トラスト法」	1990年ユニット・トラスト法および同法に従い発令されたあらゆる通達および（修正の有無を問わず）これらの再立法されたものをいう。
「認可投資信託」	ユニット・トラスト法に従い、アイルランド金融規制当局が認可した投資信託をいう。
「基準通貨」	ユーロをいう。
「営業日」	土曜日および日曜日を除く、アイルランド、イギリスおよび日本における銀行営業日で、かつ日本における金融商品取引業者の営業日をいう。
「アイルランド金融規制当局」	ファイナンシャル・レギュレーターをいう。
「取引日」	各営業日をいう。
「分配日」	毎年9月最終営業日をいう。
「アイルランド免除投資家」	(a) 租税法第774条に該当する免税認可スキームである年金プラン、または、同法第784条もしくは第785条が適用される退職年金契約もしくは信託プラン (b) 租税法第706条に該当する生命保険業務を営む会社 (c) 租税法第739条(B)(1)に該当する投資信託 (d) 租税法第737条に該当する指定投資信託 (e) 租税法第739条D(6)(f)(i)に規定される個人である慈善団体 (f) 租税法第731条(5)(a)が適用されるユニット・トラスト (g) 租税法第734条(1)に該当する指定会社 (h) 保有する受益証券が承認済退職年金または承認済最小退職年金の資産である場合に、租税法第784条A(1)(a)に基づく適格性を有するファンドマネージャー、 (i) 保有する受益証券が租税法第848条Cに該当する特定貯蓄インセンティブ勘定の資産である場合に、租税法第848条Bに該当する適格性を有するセービング・マネジャー (j) 租税法第787条Iにより所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除される権利を有する者のために行う退職貯蓄年金勘定（「PRSA」）管理者およびPRSAの資産である受益証券 (k) 1997年信用組合法第2章に該当する信用組合 (l) 国民年金基金 (m) ファンドによる支払に関して租税法第110条(2)に従って法人税を課される法人

- (n) ファンドに税責任を生じることなくまたはファンドに関連する免税を危うくすることなく、税法に基づくかまたは成文慣習もしくは国税庁長官による認可により受益証券の所有を認められるその他のアイルランド居住者またはアイルランドの通常居住者
ただし、上記の者は、関連する申告を完了していることを条件とする。

「ファンド」

ユーロ・デジタル・ファンドをいう。

「仲介業者」

(a) 第三者の代わりに投資信託の支払いを受領することを含む業務を行う者、または

「投資顧問会社」

(b) 第三者のために投資信託の受益証券を保有する者をいう。

大和住銀投信投資顧問株式会社およびJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドをいう。

「投資運用会社」

T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービス・リミテッドをいう。

（注）平成20年12月31日を効力発生日として、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの事業は、T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービス・リミテッド（所在地：英国ロンドン）に譲渡された。なお、本譲渡は、T・ロウ・プライス・グループ・インクの組織再編に対応したものであり、ファンドの投資方針、投資運用プロセスおよび運用体制に変更はない。

「アイルランド」

アイルランド共和国をいう。

「アイルランド居住者」

(a) 個人について、課税目的上、アイルランド居住者である個人をいい、

(b) 信託について、課税目的上、アイルランド居住者である信託をいい、

(c) 会社について、課税目的上、アイルランド居住者である会社をいう。

個人は、アイルランドにおいて(1)12か月間の課税年度に183日以上を過ごした場合、または(2)連続する2年間（課税年度）のうち280日以上を過ごした場合、当該12か月間の課税年度のアイルランド居住者とみなされる。

ただし、各12か月間において31日以上アイルランドに居住するものとする。アイルランドで過ごした日数を算定する際、アイルランドにおける1日滞在とは、1日の終了時（午前零時）に個人本人が滞在していることをいう。

受託者がアイルランド居住者であるか、または受託者の過半数（複数の場合）がアイルランド居住者である場合、信託は通常アイルランド居住者とする。

運営および管理の中枢をアイルランドに有する会社は、その設立地にかかわらずアイルランド居住者である。運営および管理の中枢をアイルランドに有さないもののアイルランドで設立された会社は、(a)アイルランドで取引を行っている会社または関連会社で、EU加盟国もしくはアイルランドが二重課税条約を締結している国の居住者に支配されるもの、またはEUもしくはアイルランドと二重課税条約を締結している国の公認の証券取引所に上場されているものであるか、または(b)アイルランドを一方の当事者として締結された二重課税条約に基づきアイルランドに居住しない者とみなされる会社である場合を除き、アイルランド居住者とする。

税務目的における会社の居住地の決定は複雑になる場合があり、潜在的投資家は租税法第23条Aに定める特別な規定に言及されることに留意すべきである。

「アイルランド通常居住者」

(a) 個人について、課税目的上、アイルランドに通常居住している個人をいう。

(b) 信託について、課税目的上、アイルランドに通常居住している信託をいう。

連続する3課税年度の間アイルランド居住者であった個人（4課税年度目の開始時点に通常居住者である等）は、特定の課税年度につき通常居住者とみなされる。連続する3課税年度の終了時にアイルランド非居住者でなくなった個人は、アイルランド通常居住者である。

したがって、課税年度平成19年1月1日から平成19年12月31日にアイルランドの居住者および通常居住者であって当該課税年度にアイルランドから出国した個人は、平成22年1月1日から平成22年12月31日の課税年度終了時まで、通常居住者である。

「欧州連合加盟国」

欧州連合加盟国をいう。

「純資産」

「資産の評価」の計算の項に記載される規定に従って計算されるファンドの純資産価格をいう。

「受益証券1口当たり純資産価格」

「資産の評価」の項に記載される規定に従って計算される受益証券1口当たり純資産価格をいう。

「通達」

随時アイルランド金融規制当局が発する通達をいう。

「公認の決済機関」

バンク・ワン・エヌ・エー、デポジタリー・アンド・クリアリング・センター、クリアストリーム・バンキング・エー・ジー、クリアストリーム・バンキング・エス・エー、CREST、デポジタリー・トラスト・カンパニー・オブ・ニューヨーク、ユーロクリア、ナショナル・セキュリティーズ・クリアリング・システム、シコヴァム・エス・エー、SISセガ・インターセトル・エー・ジーまたは租税法第27章第1条Aの目的においてアイルランド歳入委員会公認の決済機関として指定されるその他の決済ユニット・システムをいう。

「公認の証券取引所」

別紙Bに記載される、ファンドが投資を許可されている規制ある証券取引所、店頭市場およびその他の証券市場をいう。

「関連する申告」	租税法付属書類 2 B に記載された受益者に関する申告を意味する。
「関連する期間」	受益者による受益証券の取得から 8 年間および従前の期間の終了後すぐに開始する 8 年毎の期間をいう。
「租税法」	（アイルランドの）1997 年統合租税法（改正済）
「信託証書」	平成 12 年 1 月 14 日付（訂正済）でダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドおよびダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッドにより締結されたファンドを構成する信託証書をいう。
「受益証券」	ファンドの実質的利益である未分割の受益証券をいう。
「受益者」	ファンドの受益証券を保有するあらゆる者（ファンド受益証券の購入から特別に除外されたアイルランド居住者および米国人を除く。）をいう。
「アメリカ合衆国」	アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む。）、その領土、属領およびアメリカ合衆国の管轄権に服するその他のすべての地域をいう。
「米国人」	（ ）アメリカ合衆国の居住者である自然人、（ ）アメリカ合衆国の法律に基づき創設されまたは設立されたパートナーシップまたは会社、（ ）受託者がアメリカ合衆国国民である財団、（ ）米国内に所在する外国法人の代理店または支店、（ ）アメリカ合衆国国民の利益のためまたは勘定でディーラーまたはその他の受託者によって保有されている非一任勘定または類似の勘定（財団またはトラストを除く。）、（ ）米国内で創設、設立されたまたは（個人の場合は）米国内に居住するディーラーまたはその他の受託者によって保有されている一任勘定または類似の勘定（財団またはトラストを除く。）、ならびに、（ ）（A）アメリカ合衆国以外の法域の法律の下で創設されまたは設立され、かつ（B）自然人、財団または信託ではない認可された投資家（証券法に基づくルール 501(a) に定義されている。）により創設され設立されまたは保有されている場合を除いて、主に証券法の下で登録されていない証券に投資することを目的としてアメリカ合衆国国民により形成されたパートナーシップまたは会社、をいう。
「評価時点」	ファンドの投資証券の価額が決定される各取引日における 12 時（正午）（アイルランド時間）または管理会社がその裁量により決定するその他の時間をいう。
「V A T（付加価値税）」	付加価値税をいう。

（注）「アイルランド居住者」に対する一切の言及は、各言及部分を完全に削除し、これに代えて「アイルランド居住者およびアイルランド通常居住者（管理会社の同意により投資を許可されたアイルランド免除投資家を除く）」の句を挿入することにより変更される。

ユーロ・デジタル・ファンド
受益者に対する独立監査人報告書
2007年7月31日終了年度

我々は、資産負債計算書、運用計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書、投資有価証券明細表および関連する注記から構成される2007年7月31日に終了した年度のユーロ・デジタル・ファンド（「ファンド」）の財務諸表について監査を行った。当該財務諸表は其中に示される会計方針のもと作成された。

管理会社および監査人それぞれの責任範囲

適用されるアイルランド法令および会計基準審議会により発行され、アイルランド勅令会計士協会によって公表された会計基準（アイルランドで一般に認められている会計基準）に準拠して年次報告書および財務諸表を作成する管理会社の責任は、管理会社の責任に関する記述中に記載されている。

我々の責任は、関連する法律、規則当局からの要求および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従い財務諸表を監査することである。意見を含む当報告書は、ファンドの受益者だけを対象としており、その他の目的では作成されていない。我々は、当意見を述べるにあたり、我々の書面による事前承諾により明確に合意された場合を除き、いかなる目的のまたは当報告書が呈示もしくは譲渡される他のいかなる人物に対する責任を受諾または負担するものではない。

我々は、財務諸表はアイルランドで一般に認められている会計基準に準拠して真実かつ公正な概観を与えているか、1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。

我々は、年次報告書に含まれるその他の情報を精読し、その情報が監査済み財務諸表と一致しているかを検討する。我々は、明らかな虚偽記載または財務諸表との重大な不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。我々の責任はいかなるその他の情報にまで及ばない。

監査意見書の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は財務諸表中の金額および開示事項に関する証拠の試査による検証を含む。また、当財務諸表の作成にあたり管理会社によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針がファンドの状況に見合ったものであり、一貫して適用され、また適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または誤謬の如何にかかわらず、財務諸表に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は財務諸表中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

我々の意見では、当財務諸表は2007年7月31日現在のファンドの財政状態、ならびに同日をもって終了した年度の運用業績についてアイルランドで一般に認められている会計基準に準拠し、真実かつ公正な概観を与えており、また1990年ユニット・トラスト法に準拠して適正に作成されている。

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付 2007年10月9日

[次へ](#)

EURO DIGITAL FUND

Independent Auditors' Report to the Unitholder

For the year ended 31st July 2007

We have audited the financial statements of Euro Digital Fund (the “Fund”) for the year ended 31st July 2007, which comprises the Statements of Assets and Liabilities, Statement of Operations, Statement of changes in Net Assets Attributable to the holder of redeemable participating units, the Schedule of Investments and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

Respective responsibilities of the Manager and Auditors

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Fund's unitholder and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

EURO DIGITAL FUND

Independent Auditors' Report to the Unitholder

For the year ended 31st July 2007

(Continued)

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the affairs of the Fund at 31st July 2007 and of the results for the year then ended; and have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

Date: 9th October 2007

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2007年3月31日に終了した年度のダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

本書は、1990年会社法の第193条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べるべきことが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

適用ある法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した取締役報告書および財務書類の作成に関する取締役の責任は、取締役の責任報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである。

我々は、財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、また1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。我々はまた、我々の意見では、当社は適切な会計帳簿を維持している；貸借対照表日現在、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況が存在する；取締役報告書上の情報は、財務書類に一致している、か否かについて各位に報告する。さらに、我々は、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を入手したか、また当社の財務書類が会計帳簿と一致しているか否かを述べる。

我々はまた、我々の意見として、取締役報酬および取締役取引に関して法律が明記する情報が開示されないならば、実行可能な場合、かかる情報を本書に記載し、各位に報告する。

我々は、取締役報告書を精読し、明らかな虚偽記載に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検査を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり取締役によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は当社の状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2007年3月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度の当社の利益について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 財務書類は、1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されている。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。我々の意見では、当社が帳簿を適切に維持している。財務書類は会計帳簿と一致している。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

貸借対照表に表示されているとおり、当社の純資産は払込請求済株式資本の2分の1を超えており、我々はこの基準であれば2007年3月31日現在において、1983年改正会社法の第40項(1)により、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しないとする。

K P M G

2007年6月26日

勅許会計士

登録監査人

ダブリン1

I F S C

ハーバースター・プレイス1

[次へ](#)

Independent auditor's report

to the members of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

We have audited the financial statements of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited for the year ended 31 March 2007 which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet and the related notes.

These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with section 193 of the Companies Act 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland), are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006. We also report to you whether, in our opinion: proper books of account have been kept by the company; whether at the balance sheet date, there exists a financial situation requiring the convening of an extraordinary general meeting of the company; and whether the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements. In addition, we state whether we have obtained all the information and explanations necessary for the purposes of our audit, and whether the company's financial statements are in agreement with the books of account.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the Directors' Report and consider implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 March 2007 and of its profit for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2005.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 2 and 3 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the company balance sheet on page 10, are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 March 2007 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

KPMG

26 June 2007

Chartered Accountants

Registered Auditors

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

ユーロ・デジタル・ファンド
受益者に対する独立監査人報告書
2008年7月31日終了年度

我々は、添付の資産負債計算書、運用計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書、投資有価証券明細表および関連する注記から構成される2008年7月31日に終了した年度のユーロ・デジタル・ファンド（「ファンド」）の財務諸表について監査を行った。当該財務諸表はその中に示される会計方針のもと作成された。

管理会社および監査人それぞれの責任範囲

適用されるアイルランド法令および会計基準審議会により発行され、アイルランド勅令会計士協会によって公表された会計基準（アイルランドで一般に認められている会計基準）に準拠して年次報告書および財務諸表を作成する管理会社の責任は、管理会社の責任に関する記述中に記載されている。

我々の責任は、関連する法律、規則当局からの要求および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従い財務諸表を監査することである。意見を含む当報告書は、ファンドの受益者全体のみを対象としており、その他の目的では作成されていない。我々は、当意見を述べるにあたり、我々の書面による事前承諾により明確に合意された場合を除き、いかなる目的のまたは当報告書が呈示もしくは譲渡される他のいかなる人物に対する責任を受諾または負担するものではない。

我々は、財務諸表はアイルランドで一般に認められている会計基準に準拠して真実かつ公正な概観を与えているか、1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。我々は、我々の監査目的に必要なであると思料するすべての情報および解釈を入手しているか否か、および財務書類が会計帳簿と一致しているか否かに関して記載する。我々はまた、ファンドの管理会社により適正な会計帳簿が維持されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。

我々は、年次報告書に含まれるその他の情報を精読し、その情報が監査済み財務諸表と一致しているかを検討する。我々は、明らかな虚偽記載または財務諸表との重大な不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。我々の責任はいかなるその他の情報にまで及ばない。

監査意見書の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は財務諸表中の金額および開示事項に関する証拠の試査による検証を含む。また、当財務諸表の作成にあたり管理会社によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針がファンドの状況に見合ったものであり、一貫して適用され、また適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または誤謬の如何にかかわらず、財務諸表に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は財務諸表中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

我々の意見では、当財務諸表は、

- ・ 2008年7月31日現在のファンドの財政状態、ならびに同日をもって終了した年度の運用業績についてアイルランドで一般に認められている会計基準に準拠し、真実かつ公正な概観を与えている。ならびに、
- ・ 1990年ユニット・トラスト法に準拠して適正に作成されている。

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

2008年11月19日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report
To the Unitholder of Euro Digital Fund
For the year ended 31st July 2008

We have audited the accompanying financial statements of Euro Digital Fund (the “Fund”) for the year ended 31st July 2008 which comprise the Statement of Assets and Liabilities, the Statement of Operations, the Statement of Changes in Net Assets Attributable to the Holder of Redeemable Participating Units, the Schedule of Investments and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

Respective responsibilities of Manager and the auditors

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Fund's unitholders as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit, and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to whether proper books of account have been kept by the Manager for the Fund.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

Independent Auditors' Report
To the Unitholder of Euro Digital Fund
For the year ended 31st July 2008
(Continued)

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements

- give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the Fund's affairs at 31 July 2008 and of its results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

19 November 2008

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2008年3月31日に終了した年度のダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

本書は、1990年会社法の第193条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

適用ある法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した取締役報告書および財務書類の作成に関する取締役の責任は、取締役の責任報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである

我々は、財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、また1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。我々はまた、我々の意見では、当社は適切な会計帳簿を維持している；貸借対照表日現在、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況が存在する；取締役報告書上の情報は、財務書類に一致している、か否かについて各位に報告する。さらに、我々は、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を入手したか、また当社の財務書類が会計帳簿と一致しているか否かを述べる。

我々はまた、我々の意見として、取締役報酬および取締役取引に関して法律が明記する情報が開示されないならば、実行可能な場合、かかる情報を本書に記載し、各位に報告する。

我々は、取締役報告書を精読し、明らかな虚偽記載に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検査を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり取締役によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は当社の状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。

我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2008年3月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度の当社の利益について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 財務書類は、1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されている。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。我々の意見では、当社が帳簿を適切に維持している。財務書類は会計帳簿と一致している。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

貸借対照表に表示されているとおり、当社の純資産は払込請求済株式資本の2分の1を超えており、我々はこの基準であれば2008年3月31日現在において、1983年改正会社法の第40項(1)により、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しないとする。

K P M G

2008年7月30日

勅許会計士

登録監査人

ダブリン1

I F S C

ハーバーマスター・プレイス1

[次へ](#)

Independent auditor's report

to the members of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

We have audited the financial statements of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited for the year ended 31 March 2008 which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with section 193 of the Companies Act 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland), are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006. We also report to you whether, in our opinion: proper books of account have been kept by the company; whether at the balance sheet date, there exists a financial situation requiring the convening of an extraordinary general meeting of the company; and whether the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements. In addition, we state whether we have obtained all the information and explanations necessary for the purposes of our audit, and whether the company's financial statements are in agreement with the books of account.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the Directors' Report and consider implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 March 2008 and of its profit for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 2 and 3 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the company balance sheet on page 10, are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 March 2008 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

KPMG

30 July 2008

Chartered Accountants

Registered Auditor

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。